

式は各縣によつて定められて居る。

小提灯 小提灯には馬乘提灯と弓張提灯の二種がある。

徳川時代に於ける幕府の火消役人の携帯した提灯は、御厩向丸小提灯御紋に細輪黒、町奉行丸小提灯赤地に自分紋白抜、火事場見廻り役丸小提灯上下赤山道中自分紋、御目附丸小提灯赤堅筋左右自分紋、御使番丸小提灯赤青横筋中自分紋、御小姓及御納戸丸小提灯赤白花色斜筋と定められて居た。

明治時代以後は各縣によつて其制式を定め、組頭、小頭を區別し、夜間の指揮用とし、大體に於て警察の提灯様式を基として居る。私設消防に至つては赤地の提灯を用ふるものもある。

第五項 破壊消防器具

總説 注水消防を行ふ場合に於ても、消口を作る等の必要より小範圍の破壊が行はるるも、破壊消防といへば消防の最後手段として、水の供給不足なる時又は水の供給全く不可能に陥りし場合、若しくは火勢猛烈にして注水消防の効果なく、之れによつては消防の目的を達し難き場合、延焼の惧ある個所の家屋等を破壊して防火線を作り、消防の目的を果さんとする消防の一方法である。往時唧筒の發達せざりし時代にありては、破壊消防を以て主なる消防手段とし、注水消防を従としたる感があるが、唧筒が改良され、蒸汽、瓦斯機關等の動力が應用せられて其威力が増大せらるるにつれ破壊消防は其行はるること稀となつた。然るに歴史は繰り返すの例の如く、化學工業の發展、瓦斯倫其他の油類使用範圍の擴大等、大火の原因が多くなりたると、關東大震災の教訓及び敵機空襲の場合の豫想等により、破壊消防の必要を感じしむるに至り、近時之れが研究愈盛となりつつあるのである。一般に破壊消防に用ひらるる用具は、四五のものを除くの外多少の改良は加へられたるにせよ、徳川時代のもとは大なる變化なきものの如く、

地方的に特殊のものとしては冬期注水消防の困難に時々遭遇する新潟縣地藏堂町消防組の如きは、同組の多年の經驗により考案せられたるバリ及び槓鐵あり、此の器は使用簡便にして用途廣く、殊に雪中又は屋内等の狹隘なる場所に於て利用するに適して居る。

強力なる唧筒も破壊用として役立つものであつて、壁や羽目板を落し、廂又は亞鉛葺屋根を飛ばす等に使用されては居るが、唧筒は破壊器具として數ふべきではない。梯子も亦破壊器具として用途多きも、注水消防や、救護器具として見逃し難き重要器具であり、破壊器具として擧ぐべきものに非ざるを以て茲には省きたり。

刺 又 差股又は又又とも書く。太き丸太又は六角或は八角棒の一端に鐵製の三又を固着せしめたもので、鴨居又は柱を突き落し、突き倒し、又は倒れんとする柱等を支ふるに使用され、其の柄の長さは一定しないが、一間半乃至二間を普通とするものの如く、中には丸太の適當の個所に、丸太と直角に握り柄を嵌め込みたるものもある、刺又は寛政年間江戸町奉行より町火消千組に給與せられたる記録あり、其以來町火消一般の消防器具として用ひられて居ると傳へられて居る、然し其以前に於ても定火消は之れを用ひた。

薦 口 江戸時代火消を薦の衆といひ薦口は消防の表象として用ひられたる程、重要な破壊用具であつて、之れに長鈎と手鈎の二種がある。長鈎は樞其他強靱なる木材を以て作りたる五六尺の棒を柄とし其の一端に薦の嘴の形をした鈎を嵌め込みたるものにして、材木、柱等に其鈎を打ち込みて引寄せ、引き倒す等の作業に用ひられ、手鈎は柄の長さ二三尺のもので、柄に筋金を入れ金輪を嵌めたるものあり、又扁平なる鋸を付したるものあり主として組頭、小頭其他幹部級の者又は消口の占領に當るものによつて使用せられ、部分的破壊をなすに用ひられて居る。

ツル嘴及十字鐵 主として兩刃のものが用ひられ、土砂石塊を掘り起し、又薦口の代用ともなり、或は又挺としても使用し得らるる便利な器具であつて、破壊用のみならず林野消防の重要具である。

斧 普通の斧は柄の長さ三尺位で小型のものは刃の部分に皮サツクに納め、腰に下げ携行に便ならしめたものもある、柱立木其他を打ち切り又は打ち割るに用ひられる。林野消防にも亦必要である。

鋸 江戸時代町奉行より町火消に給與した記録があり、其形状大さは一定し居らざるも、總て「よこびき」の大鋸で柱其他を挽き切るに用ひらるるは云ふまでもなく、破壊のみならず林野消防にも必要なる器具である。

掛 矢 大型の木槌で多くは櫓で作られ、重量二三貫目ものあり、杭を打ち込み板部を打ち壊すに最も適して居る
ハマー 大小各種あり、破壊用として備へらるるは中ハマーを適當とし、掛矢の代用をなす、尤も板部の破壊には掛矢に及ばない。

挺 木挺と金挺の二種があるが、金挺の方が多く用ひられて居る、其の長さは三尺乃至六尺で、其一端は扁平で少しく曲り他の一端は尖つて居る。重量物を動かす、杭を引き抜き、又は戸門扉等をこじあける等用途廣し。

カジヤ 金挺の變形にして、長さ二尺位「型」をなし、挺、金槌、釘拔等の代用となり、用途廣く、殊に羽目板を剝ぐには此の右に出る器具はない。

引 綱 麻製と鐵線製とがある。共に家屋其他を引き倒すに用ひらるる外利用の途廣し。

ジャツキ 起重機の一つで、其型式は種々あるも、最も使用に便利なる箱ジャツキ、萬能ジャツキ等が一般に用られ重量物を持ち上げ、家屋其他を押し倒すに供せらる。

シヤベル 往時の鋤の代りに用ひられ、消防用としては土工用の尖端の尖つた圓匙が便利なりとされて居る。

スタンブラー 警視廳では之れを強引機と呼んで居る。元來開墾の際切り倒したる樹木の根を引き起す爲めに考案せられたるもので、警視廳にて家屋を引き倒す目的で破壊用具として採用したるが、我國に於て之を消防器具として使用した始とする、此機は使用するに手間取る不便はあるが、加へられた力か六百五十倍を働するので、一人で六

百五十人力を出し得ることとなり、利用の方法如何によつて捨て難い器具である。

破壊自動車 自動車にウキンチを設備したもので、自動車の動力を切り替へてウキンチを働かせ、家屋等を引倒すに用ひられる、此自動車には刺又一、掛矢五、長鋸五、金挺十、大鋸十、斧十、中ハマー五、ツルハシ五、ワイヤロープ九十尺もの二麻ロープ一、手燈(蓄電池)四、等の破壊用具が具備せられ、其外に特殊な車輪の齒止二個が用意せられ牽引作業中自動車の後退を防ぐ装置になつて居る。

此破壊自動車には唧筒装置なきも、水管と管鎗とが用意されて居り、警視廳消防部本所消防署に所屬するものには放水銃が装置されて居るが、此自動車には唧筒の装置なく、他のポンプ又は水道消火栓から給水せらるるのである、而して構造上格車の水管の巻き方が、普通の格車のそれと反對となり居るは注意すべきである。

第六項 梯子

梯子は唧筒に次ぐ重要消防器具であつて、之れに登つて延焼の状況を知り、消口を求め、放水し、高所に在つて逃げ場に惑うものを救助し、又或は破壊用具として重要な役割を務むるのである。

竹梯子 最初梯子は普通の家庭に見受けるが如き木製のものを用ひたが、重量重く取扱不便なるにより、二本の親柱に軽く且つ強靱なる竹を用ひ、之れに木の踏み棧を設けたるものが考案され、其の長さは一間半、二間、二間半、等種々あり土地により、一様でない、其の造り方は往時と大差なき様であるが、廣く一般に用ひらるるは、比較的重量軽くして、三間梯子も易く一人にて運搬することを得ると、比較的強靱なることによるであらう。

機械梯子 機械梯子は木製又は鐵製で、二段又は三段に折り疊まれ、必要に應じ伸縮し得る梯子であつて、人の肩によつて携行し得らるるもの、腕車に取り付けたるもの、馬鞍のもの、自動車に装置したるもの等がある、今日最も

廣く使用せらるるは地方農村にては人の携行するものであり、都市にては自動車に装置したものである、一時馬輓のものが使用されたが、今日にては殆ど之を見ない、車に取り付けられたるものは、伸されたる梯子を斜に又は眞直に固定し得る仕掛となつて居り、最も進歩したるものは梯子の尖端に、放水銃が備へてある、英國にて機械梯子車を「エスケープ」(逃げるの意)と稱へて居る、之れは機械梯子によつて高層の家内より逃げおくれた人々を避難せしむるが故である。

放水塔車 機械梯子車に類似するものに放水塔車がある。機械梯子車は非常に高き建築物に達せしめ、或は之れより高壓なる放水をなすは危険である、故に其危険を除くため梯子に代ふるに伸縮自在なる塔を以てしたるものが、即ち放水塔車であり、其最上層に放水銃が装置してあるは勿論である。放水塔車は未だ我國にては採用されて居ない。

第七項 救護用器具

總説 消防の使命は災害の防遏のみに止まらず人命救助も亦重大なる任務である、されば各消防組にても、それ〴〵救護用器具を設備し、救護班又は救護係を置くは此のためである。

消防組に用意せらるる救護用器具も、文化の進むに伴ひて發達し、其種類を増加し來たり、其の中の一部は消防組のみならず、高層建築、學校、病院、工場、劇場、集會場等にては之れを避難用として設備するに至つた。以下救護器具について述べることにする。

繩梯子 往時の救護器具として數えらるるは只一つの梯子に過ぎなかつた。然し梯子は種々の方面に活用され、救護のみに使用し得ざるを以て、之を補ふために繩梯子が用ひられた、繩梯子は文字の示す如く繩にて造られた梯子で

あつて其一端を二階三階等の窓枠等に緊縛し、他の一端を地下に垂れ、罹災者を之れによつて降下せしむるもので今日使用せらるるものは、鈎を以て適當の個所に掛ける装置になつて居る。

救助繩 救助繩も救助梯子と同様の目的で用ひられ、其の異なる所は梯子型をなさざることである。白木屋の火災に反物帶等を纏き合せて之れを傳ひて避難せんとし、又屋上に避難したるものを避難せしむるため、飛行機より救助繩を投下したるは著名なる事柄である。

緩降機 繩梯子及び救助繩は原始的であつて大なる危険を伴ひ、完全に救護の目的を達すること極めて困難であり之れを機械的になしたるものに緩降機がある、緩降機の構造は平釣瓶の車が、遠心力應用のガバナールによつて其回轉が調節され、加へらるる重量の如何に拘らず、同一速度で降下し得る様に製作され、其の降下速度は一秒間四尺位で、車に掛けられた鎖の兩端に避難者を結束する革バンドを附し、之れに避難者を吊した時、車は回轉を開始し、地上に到達したる時は車の回轉は目動的に止まる、其時鎖の他の一端は上方にあるを以て、之れに他の避難者を吊すことが出来る。又重病患者若小兒等は特殊の袋によつて之れに吊し極めて安全に救助することを得るのである。此機の欠點は機械的なるため、突發的の災害現場にて迅速簡便に活用困難なること、故障あれば使用出來ず堅牢に製作せられては居るが絶対に破損なきを保し得ないことである。

救助袋 救助袋は帆布製の袋で、其の一端は取付け金具にて高所に取り付け、他の一端は地上に定着せしめ、避難者は袋内を滑り下りること恰も小兒の滑り臺を滑る如くするのである。而して機械でないから故障は絶無で繩梯子や救助繩の如き危険なく、連続的救助能力がある。白木屋の火災の時一老婆を之れによつて救助せんとしたるに、其老婆は如何にしても肯せず、後より押し掛ける避難者の救助を停滯せしめた實例がある、救助袋の如き安全有效なる救助器具は、防火デー其他の概算に於て、充分世人に使用法を會得せしめ、萬一に備ふるは極めて緊要事である。

救助幕及び救助網 救助幕は帆布で作られ、地上にて其周囲を數人の人が交へ、避難者をして幕の中央に繪かれた圓形目掛けて飛び下らしむるのである。救助網は幕が網に代りたるもので、使用法と目的は救助幕と同様である、突壁の場合大布團毛布等が救助幕の代用として利用し得られる。

擔架 擔架は死傷者を運搬するに用ひられ、帆布にて作製せらる。昔時は戸板が用ひられた。

以上は陸上火災の救護用具であるが、水難救助にも使用され得るものも少くない。

浮袋 水難救助用として特別なるものは浮袋であつて、其の構造により救命帶、救命胴衣、救命袋、救命浮環等の名があるが、普通帆布で作り、内部にコルク或はカボツクを詰め、外部に塗料を施して防水したものである。

防煙具

濃煙の中又は有毒瓦斯の中にて消防及び救護の任に當る消防人を保護するために、防煙具が用ひられる。

元來屋内侵入消火は甚だ危険とされて居るが、其の消防効果は極めて大である、我國消防人は其任務に忠實にして、危険なる屋内侵入を敢行するを以て有名であつて、彼の白木屋の火災に地上に匍ふ數十本の水管はあつても、管端より噴出する水はたゞ一筋も屋外に見えず、組員は皆屋内に侵入して或は消防に或は救護に力め、此寫眞を見た米國人をして驚嘆せしめたるは、屋内侵入の好話題である、往時に於ても濃煙中に活躍し、不幸職に殉したる士尠ならず殊に耐火建築の増加と化學工業化學藥品の進歩とは濃煙と毒瓦斯の害を多からしめ、防煙具の必要の度を増した。

防煙具は元鑛山の坑内爆發又は坑内火災後の有毒瓦斯中或は坑内火災消火のため施された密閉坑内に於て、罹災者救護、火災消防、通風遮斷、等の作業をなすもののため、安全に呼吸し完全なる作業をなさしむるための、「ガスマスク」より發足したもので、普通覆面、連結管、呼吸囊、清淨器、冷却器、藥缶等から成り立ち覆面はゴムにより顔面に密着する様に作られ携帯する藥品により左の三種に別たれて居る。

壓縮酸素マスク 一度呼吸した空氣中の炭酸瓦斯を除去し、失はれた酸素を壓縮酸素によつて補ふもので、壓縮酸

素は胸、腋又は背に容器を結び付けて携行する、マスクの構造は覆面より連らなる結合管により、排出された呼吸は一旦呼吸囊に入り、呼吸管を通つて清淨器に來る、清淨器中には苛性加里又は苛性曹達が満たされありて、之れによりて呼吸中の炭酸瓦斯は吸收される、此化學作用により温度の上つた空氣は、冷却器によつて冷却され、吸氣管を経りて呼吸囊に歸る、其途中壓縮酸素の放射によつて酸素は補充され、同時に空氣の循環をよくする作用をなし、呼吸を容易ならしめる。

液体空氣マスク 壓縮酸素か液体空氣に代つたものと思へばよい、此器では清淨器は新鮮な空氣の欠乏し來つた時に用ひられ、多くは呼吸は排氣弁から直接外部に排出される、而して液体空氣は全部其の容器内に填された石綿に吸收させ、急激な振盪による氣化を防ぎ、容器の外部には保温劑を施し溫熱の侵入が防がれて居る。

酸素發生劑マスク 過酸化里曹達は炭酸瓦斯や水分に遇へば化學作用を起し、炭酸瓦斯を吸收し、酸素を發生する性質を持つて居る、此性質を利用し壓縮酸素や液体空氣の代りに過酸化里曹達を使用したもので、呼吸が激しければ酸素の發生量多く、呼吸が緩であれば其發生量を減するを以て、自然の調節が出来る。

毒防面 毒防面は戰時敵機が空襲し來り、毒瓦斯爆彈を投下した際其の毒瓦斯中にあつて、消防其他の防護作業をなすに便なる様に作製されたマスクである。

防毒面は覆面、連結管、吸收罐、携帶袋等から成り立ち、覆面は顔面に密着し外氣は吸收罐を通して覆面内に入る様に作られて居る。吸收罐内には普通活性炭木炭曹達石灰煙取りの三種が詰められる。活性炭炭及び曹達石灰は瓦斯體態物を化學的に處理し、煙り取り即ち濾紙又はフェールトによつて微粒子體毒物を機械的に濾過するためである、然し濃厚な毒瓦斯に對しては此マスクは有効でない場合がある。かかる場合は、全く外氣を遮斷する前掲のガスマスクを使用すべきである。

第三節 消防水利

第一項 總 說

一一八

水利施設の必要 唧筒を大砲や機關銃に例ふれば、水は砲丸であり、彈藥である。如何に精銳な大砲機關銃等の火器を有しても、彈丸がなくては戦争には勝つことは出来ぬ、又如何に豊富に彈丸を有しても、其の供給補充を誤れば之れ亦充分に、火器の威力を發揮することは出来ぬ。それと同様に如何に唧筒が強力なものであつても水が無くては火が消されず水利患しければ切角の唧筒も何の役にも立たず其全能力の發揮は覺束ない。

消防と消防水利との離るゝことの出来ないことは今も昔も變りがない、否寧ろ唧筒が精巧となり強力となればなる程、水利施設は愈共必要の度を増すのである。往時手桶、盥、長柄杓等を用ひて水を汲み取りたる時代にありては、僅かなる水溜も、下水も、時によりては利用が出来得たが、唧筒といふ利器を用ふるがために、水深淺く、水量少なければ之れを利用し得ざるの矛盾がある、又如何に水深も深く、水量豊富で、人手にては十分に利用し得たる水源、例へば湖、沼、河川、の如きであつても、唧筒の侵入路なきか、利用地點なければ、唧筒を活躍させることは不可能である。

茲に水利施設の必要が生れる。

消防水源は其水量が如何に豊富であつても、一つの系統にのみ頼ることは出来ぬ例へば河、川、湖、沼の如きは都市又は部落の一部に偏在し、假令其地域の中央を貫流する河であつても、其の地域全般に利用し得らるゝが如きは、望み得ない事である、而して強ひて之を利用せんとすれば、加賀侯の失敗の二の舞にならぬとも限らぬ。茲にも消防

水利施設の必要がある。

消防水利は一つの水利に偏重してはならぬ、東京市中には以前は所々に井戸が設けられ、消防に使用し得る井戸の所在地には、丸に井桁の標識を附してあつた、然るに上水道が敷設され、消火栓が設置されし以來、井戸は次第に其の跡を絶つた、此水道偏重の結果は、大正大震災に伴ふ大火の防禦に、大なる困難を感ぜしめた。茲にも水利施設の必要がある。

水利調査と利用方策の必要 數系統の水利施設が設けられたとしても、各水源の水量には時々刻々に變化がある、例へば潮水には満干があり、河水に流域の變化があり、井戸にも涸渴があり水道にさえ水壓の變化がある、故に之れ等を考察し、如何なる場合にても最も有効に水利を應用することに心掛けねばならぬ。

其の第一着手として行はるべきは、水利々用個所の調査であつて所在地點水量其他の必要事項を地圖上に記入し、一目瞭然たらしむることである。

其の第二は利用個所の検査であつて、定時に、又必要に應じては臨時に、利用個所に臨檢し、水量其他の變化を檢し唧筒侵入の可否、應用すべき唧筒、利用地域等を考慮し、異狀あれば之れに適當の改善を施し、或は新たなる施設を施すべきである。

其の第三は一部水利の利用不可能となりし場合の他の水利の應用を講ずることである。例へば水道斷水の場合如何にすべきか、貯水池の涸渴せし場合如何にすべきか、一の水利に故障の生じたる場合他の水利を如何に應用し其欠を補ふべきかは常に立案されて居らねばならぬ。

其の第四に來るものは唧筒の配置である水源によりては或は數多の唧筒によりて送水せしめ、強力なる唧筒にて放水するを必要とする場合もあるべく、或は逆に強力唧筒を以て送水し、多數の唧筒にて放水するを要する場合もある

べし、又火點と水源との距離によつては、數臺の唧筒を連結して送水するの必要もあるべし。其の唧筒の配置も考慮立案し置かねばならぬ。

水利の分類 水利は大別して天然水利と人工水利の二とされる。天然水利とは海水、河川、湖沼等、天然に與へられたる地表水の水利であつて原始的のものであり、何れの時代何れの人にも利用し得らるゝものである。人工水利とは井戸、貯水池、水道等の如き地表水及び地下水を利用したる人工的のもので、文化の進歩に伴ひ其の施設の方法の發達するものである、而して之には多くの系統がある。

水利の應用の前後を考ふれば、勿論天然水利を先とし、人工水利を後とし、人工水利も地表水を利用したる溝渠、池泉、濠を先とし、地下水の利用たる井戸を後とし、同じ地表水を利用するものにも、上水道は井戸より、後であり壓力を加へたる現代式上水道は、明治時代の所産である。

第二項 天然水利と其利用上の要項

海水 四面環海にして海岸線長き我國は、海の恩恵を被ること極めて多い、然し消防水利としての海水は比較的に大ではない。之れ海岸には砂濱と岩濱とがあつて、砂濱には砂丘を伴ふこと多く、岩濱には岩石の凸凹多く海水を以て消防することを得る地方は比較的少なく況して唧筒を利用し得るが如き地方はあまり多からざるが故である。

海水を消防に利用するには、港灣に臨む特殊なる地方を除きては、唧筒の侵入路及び唧筒の据付個所の構築をなすを必要とする、而して其の構築の方法は、砂濱なるか岩濱なるかによつて大差あり、海底の模様によつても施設の方法を異にする、殊に風向と潮流とによりて海底に變化を生ずる地方の海水の利用には、特別の注意を要する。然し大體に於ては干潮時を標準として施設し、海底の砂や泥土を避くるためには、柵又は集中暗渠を設け、同時に貯水を兼

ねしむることが行はれて居る。

海水は鹽分を多分に含み、唧筒類を酸化腐蝕せしめ易きを以て、使用後は唧筒に清水を廻し、之を清潔に掃除することを忘れてはならぬ、能ふべくは海水の利用は避くべきである。

湖沼 湖沼は海水に於けるが如く干満の差はないが、時期により水嵩の増減甚しきものがある、而して概していへば湖岸は水淺く、泥土深く、之れが利用には柵又は集中暗渠等を設備し、侵入路、唧筒据付場所に就ても相當の施設を必要とする、又一地區に偏在すること多きを以て、之れを以て唯一の水源となすためには、溝渠を以て市中又は部落に水を導くを普通とし直接湖沼を利用するは湖岸に近き區域に限るを可とする、止むを得ざる場合に於ては、唧筒を連結送水の方法を講すべきである。

河川 天然水利の中にて消防水利として最も古くより、最も多く利用せらるゝは河川の水である。河川も亦時期によつて、水量に非常の差あるものが少なくない、従つて其の研究は忽に出來ない、河身の状況によりては一部に堰を設け或は水路を作ること古くより行はれ、小川には水門を設け一時の集水に便することも行はれて居る、河岸に集中暗渠を設けて集水する方法は、河川の状況によつては最も當を得た方法といへる。

唧筒侵入路及唧筒据付場所に就ては、湖沼同様相當の注意を要し、橋梁上に唧筒を据へ付くる場合に於ては、交通量と落差とか斟酌されねばならぬ。

天然水利用要項 天然水利の應用は最も自然的であり、最も原始的であるが、唧筒を使用する場合は、水源の状況によつて相當の施設を必要とし、且つ一度吸管を下したる唧筒の位置を變ずるは、非常の手續と時間とを要し、消防作業中屢之を行ふが如きは、到底なし能はざる所である、故に次の各項を標準とし、夫れ夫れの施設が行はれて居る。

一、ポンプの出入自由なること。

道路より唧筒の吸管を利用し得らる、個所までの唧筒侵入路は少くとも二臺の唧筒車が並行し、又は行き違ひ得る幅員を必要とし、路面は可成的平坦で大なる屈折は之を避けねばならぬ。

二、ポンプの据付に適當の場所あること

唧筒の据付個所は地盤平坦且つ強固にして、唧筒の振動に耐え得ることを必要とする、故に若しかゝる場所なき時は、木材又はコンクリートにて、海中又は湖沼中に棧橋又は突堤を構築するの要がある。

三、ポンプの吸水口と水面との落差は、腕用唧筒にては二十尺以内、動力唧筒にては二十五尺以内、なること。

これ唧筒の有効揚水の高さに準じたもので、若し此條件に適する場所なきときは、海岸湖岸又は河岸を切り下げらる必要がある。

四、水深は二尺以上なること

水源の水深は吸管を投入し其の尖端のストレーナーが水中に没することを必要とし、尙相當時間唧筒を操作してストレーナーが水面に現はるゝことなきを必要とするを以て、其の最少限度を二尺と定められたのである、然し河川等で水が流入補充する場合は、一尺まで切り下げることが出来る。

五、水量は二十分以上連続使用するに足るべきこと。

唧筒の位置を變更することは、只に手数と時間とを要するのみならず、消防作業に大なる支障を來たすは明かであつて、一度唧筒の位置を定めたる以上、鎮火に至るまで、其の位置を變すべきでない、故に最小限度二十分間は唧筒の連続運轉をなし得る箇所を撰定すべきである。

六、可成的各方面の放水に便利なること。

之れは一寸困難であるが理想としては何處までも、各方面に向つて放水するに便利なる個所を撰ぶべきで、止むを得ざる場合に於ては、中繼送水を考慮に入れ其の方策を定め置くを要するのである。

以上の標準によりて撰定し、又は適當の施設を施したる水利々用個所は、適當の個所に指導標を設けて之を指示し置くべきである。

第三項 人工水利

第一款 貯水池及濠

貯水池の起原 地表水を人工的に利用するもの、原始的のものに貯水池と濠とがある。

古來神社佛閣の境内に池泉を設けたるは諸子の知るところであらう。此池泉は境内の風致を増し、建築物に對する美觀を添ふることも、之を設けたる目的の一つであるが、建築物を火災から保護することも、其の目的の一つであつて、一石二鳥主義に出でたものである。

我國の庭園には、それが私人のものであつても、少しく餘地あれば池泉を取り入るゝことが普通である、之れ我が國人の有する美的觀念から、山水を相對せしむる爲めであることは勿論であるが、建物が大造である關係より、自然上自然的に池泉を防火貯水池たらしめた。之れ即ち必然的要求の然らしめたことは見逃すことは出来ぬ。

是等の池泉には、湧水をたゝえたもの、河川より水を引き入れたるもの、溜水等種々あるが、中には防火の銘を打ちて大規模の疏水を起し、貯水池を作りたるものも亦少からず、京都の東本願寺の如き、其好適例である。

何れの城廓にも、殆ど異例なしに廻らすに濠を以てして居る、此濠は城内に敵軍の侵入するを困難ならしむるためでもあるが、又火災に備ふるものであつたことも、少しく築城の歴史を調べれば、容易に了解し得るのである。

地方の代官、郷士等の邸宅の周圍に溝を廻らすは、城廓の濠にかたどつたには相違なきも、之れ亦防火のためである。

斯くの如く池泉及び濠は、初めは自然の要求により、防火用として自衛的に設けられたものであるが、遂には防火を唯一の目的とし、市町村内の各所に公共的貯水池が築造せらるゝの傾向を生じ來つた。

貯水池の發達 殊に大正大震災の教訓により、上水道の布設しある土地に於ても、地震其他の原因により上水道が破壊せられ、或は揚水唧筒故障其他の原因による断水等の場合を顧慮し、消防井戸消防貯水池の設備の必要が強調せられ、まして上水道の設備なき地方に於けるそれ等の設置は、一層其必要を認めらるゝに至つた、而して従の貯水池は單なる水溜に過ぎざるものが多かつたが、次第に唧筒の能力を斟酌して貯水池を設計し、或は連絡貯水池とて數個の貯水池を連絡せしめ、水量を豊富に且つ融通性を保たしむるものが設けらるゝに至つた。

東京市にては直徑七五五五種のコックリート管を地下に埋設し、之れに連絡して所々にコックリート造の大貯水池を設け、之れに直接河水を通ずるの設計によつて居る。

貯水池構作上の注意 貯水池には獨立貯水池と連絡貯水池の二様式がある。獨立貯水池とは文字の示す如く、一個獨立して造られたる貯水池であつて、連絡貯水池とは、數個の貯水池が土管コックリート管、又は暗渠等の水路によつて連絡せらるゝものをいふ。又貯水池は地下式と地表式に別つことが出来る。地下式とは貯水池を地下に、主として道路下に作り之れに鑄鐵製の蓋をなすもので市街地にて採用せらるゝものであり、地表式とは地上に開放せらるゝもので農村等にて多く採用せられて居る。昨今構築せらるゝ貯水池の多くは、其周圍をコックリートにて堅牢に作る貯水池の設置にも、天然水利要項の六則が適用せらるべきである。腕用唧筒の排水量は小型のものにて一時間五六十石、普通八十石乃至九十石である、動力唧筒にては一時間の排水量二百五十石以上五百石に及ぶ、而して一立方尺

の水の量は約一斗五升であり、一間立方にては約三十三石である、故に腕用唧筒の場合に於ても最少堅横深さ共に一間のものを必要とし、動力の場合は、假りに二百ガロンのガソリンポンプを使用するものとして、二十分間の排水量は四十ガロン約八十石となるを以て、一間四方深さ十五尺の獨立貯水池に満ちた場合、初めて二百ガロンガソリン唧筒が使用される、是れによつて見ても連絡貯水池の中の一つも、一間四方有効水深十五尺以上に設計せらるべきで獨立貯水池にては少くも一時間分量、即ち約其の三倍に設計せらるべきである。此割合を以て唧筒の能率に従つて計算すれば、希望の値が得られる。連絡貯水池にありては、水路に阻水弁を設けて必要に應じて水路を遮断すること、及び排氣孔排泥孔を設けることを必要とする、言ふまでもなく、排氣孔は水路に生ずる瓦斯を發散せしめ、排泥孔は水路に流入する泥土を排出するためである。

貯水池の利用方法としては、學校工場、病院等の前庭に噴水塔を有する貯水池を設け、又は遊泳プールに利用すれば、美觀を添え又は保健上有益であらう。

濠は今日新に之を設くるものはないが、舊來の濠は出來得る限り之を保存し、能ふべくば湧水を導くか、又は鑿井して濠水を新陳代謝せしめ以て濠水の腐敗を防ぎ、又屢浚渫して泥土を除くべきである。

第二款 用水 堀

用水堀の變遷 用水堀は其の大部分は灌漑用として、河川より溝渠によつて分水したるものであるが、明曆三年火防用として新潟道心小路を鑿ちて渠を開きたるが如き、消防専用水も亦少くない。後には道路の兩側若しくは市街の背後に道路に並行して火防用水を設けたるもあり、殊に大正大震災後消防水利開發の聲旺なるに及び、河川、湖沼に近き地方農村にては、井戸を穿つより經費少く、用水其れ自體が貯水池となり、又必要によりては任意に分水して貯水池を造り得るの利便あるを以て、用水堀を開鑿するもの多きを加へた。

用水堀構作上の注意 用水堀は多くは開渠であつて、必要により暗渠又は管路が用ひらるゝが、暗渠又は管路長きに亘るときは、之れに排氣孔及び排泥孔を設くべきである。

用水堀にも天然水利々用要項六則が適用され道路より用水堀に通ずる唧筒侵入路を適宜の個所に設け、唧筒据付場所を設置すべく、場所によりては、用水上に架橋して唧筒据付に便するも一方法である。用水堀には各所に水門を設け、必要に応じて之れを閉じ集水に便する様になすべきは勿論であるが、其の水深は常に一尺以上を保たしめ、少くも年一回は之れを浚渫し、泥土其他を除去すべきである。用水堀より得たる泥土は堆肥に利用することも一方法であらう。用水堀は灌漑に用ひらるゝを普通とするが、灌漑水分水口は必要なときは必ず之を閉塞するの習慣を養ひ置かねばならぬ。

第三款 井 戸

井戸の變遷 池及び用水堀が地表水を利用し、比較的天然水利に近く設けらるるに反し、地下水を利用し天然水利乏しき地に於て、吾人の生活に最も必要な水、即ち飲料水、消防用水、工業用水及び雑用水を得んとするものが、井戸である。

井戸は地盤に孔を穿ち、地下水を利用するもので、其の孔の深淺により、深井戸、浅井戸の區別があり、深井戸は一般に水質よく、水量豊富であつて、中にも堀抜井戸の如きは、一晝夜に何千石何萬石といふ多量の水を得るものあり、浅井戸は河岸等に設けられたる集中暗渠の浅井戸其他特殊のものを除いては、水質も悪しく水量亦尠ない。

井戸は家庭用として屋内又は構内に穿鑿され、共同用井戸にても唧筒車の侵入困難の場所に設けらるゝを普通とする。往時は消防用として井戸を唯一の水源となした地もあつたが、唧筒車の之れに近付き得ざると、衛生思想の發達と揚水唧筒の普及とは、從來釣瓶にて水を汲み上げた開放式井戸も、漸次閉塞式井戸となり、地方によりては飲料用

井戸は閉塞式でなければ許可せざる所もあるに至り、一般用の井戸が消防用として活用せらるゝことが尠くなつた。

茲に於て唧筒車の井戸側まで侵入し得る場所に消防専用井戸を設けることが行はれ來つた。消防井戸は唧筒の侵入に容易であり直接井戸に吸管を下し得るを必要條件とするが、井戸に吸管を下すことは其の井戸が開放式であつても種々支障ある場合多く、且つ吸管を破損する虞多きを以て之れにスタンドパイプを設け、吸管の結合に便するの方法が考案された。其結果閉塞式井戸にても自由に唧筒を利用し得るに至つた。

消防井戸に就ての注意 消防井戸にも天然水利々用要項六則は適用される。殊に水量と落差には注意が必要であつて井戸は常に一定の水量を有するものでなく、或は自然的に或は同一水脈に大規模の井戸の穿鑿せらるゝにより、減水又は涸渴することが尠くない、故に時々之れを調査し其利用方法及び利用範圍を考究豫定する必要がある。若し落差大なる場合は、スタンドパイプにフットバルブを裝置することを必要とする。

消防井戸のスタンドパイプは亞鉛鍍金したる鍍止鐵管を用ふるを理想とするが、竹管を以てすれば輕便に然も安價に設備することが出来る、若し閉塞式井戸となす場合に竹管を用ふるに際しては、竹の腐蝕破損を防ぐため地下水線以上の竹管の周圍は、コンクリートを以て堅固に構築するをよしとする。

閉塞井戸は其底部に水溜を作る場合と別に之れを作らずスタンドパイプの尖端に無數の穴を穿ち地下水線下に堀り下げ集水する場合とがある、後者の場合水の末端穿孔部分の外部に棕桐皮等を纏結し土砂の集水中に侵入するを防ぐと同時に集水に便するのであるが、之を地下に堀り下ぐるに當り、穿孔のため強靱性を失ひ居る竹管の尖端を破損し折曲せしめざる様注意せねばならぬ。

第四款 水道及水道消火栓

水道の意義 普通所謂水道は上水道といふを本來とし、吾人日常生活に必要缺くべからざる飲料水、工業用水、消

火用水を、安全且つ豊富に供給するを目的とする施設である。水道は之れを公共水道と特設水道とに別たれ公共水道とは一般公共用として設けられたるもので、特設水道とは或る特定の目的のために設けられたるものをいふ、例へば特設消防水道はそれである。

公共水道より消防用水を供給すれば、出火のため放水するに當り、火災場附近の水道利用者は減水其他の不便を被ることあるべく、又一般利用者の水道利用の爲め、消火栓の壓力を減ずることがある、此等の不便を除き、常に強壓力の放水をなし得るため又は公共水道よりの給水の不足を補ふため特に消防用として設けられたるものが特設消防水道である。

水道の起源 我國の水道の起原は江戸の三上水である。

徳川家康が江戸に幕府を開くや、四民江戸に競ひ集り、江戸は日に繁榮を加へたが、下町一帯は地盤軟弱で良水を得るに非常に苦んだ、そこで家康は市民の苦しみを救はんとし、天正年間大久保主水に命じ、井の頭の水を引き小石川關口町に到り此所より伏樋によつて之れを神田日本橋方面に通じ、各所に開口して井戸を設け、公衆の使用に供せしめた、之れを神田上水と呼ぶ、降つて承慶年間三代將軍家光は、神田上水の不足を補ふため、玉川清右衛門に命じ多摩川の水を數里の開梁によつて四谷大木戸に引き此所より伏樋にて市内各所に通じた、之れ玉川上水である。更に元祿元年河村瑞軒の設計により、石神井村三寶池を水源とする千川上水が出来た。以上を江戸三上水と稱し殊に神田上水は我國上水道の濫觴である。

江戸の三上水は、何れも浄水装置なく、伏樋は石積又は木樋を用ひ、自然流下の法に従ひ、水に壓力を加ふることなく、利用者は釣瓶を以て之を汲み上げたのである。

江戸三上水に模し、各地に上水道が設けられたが、其の何れもが自然流下式であつた。

現代式水道の嚆矢 其の後明治二十年、英國工兵少佐パーマーの設計になる横濱市の水道が設けられた、是我國に於ける現代式水道の嚆矢であつて、浄水場を設け、配水路に鐵管を用ひ、水に壓力を加へ、需要家に給水栓を設けて給水したのである。

現代水道施設の概要 現代上水道の施設は、取水、貯水、沈澱、濾過、配水等に別たれ、水源を河川湖沼等の地表水に採るものと、井水、湧水、埋渠集水、等の地下水からなるものがある。湧水井水から取水するものは、直ちに之れを配水池に送りて配水し得らるゝも地表水から取水するものは、水源の濁濁其他に備ふるため、取水を一度貯水池に導き之れより更に沈澱池を経て濾過池に送り、茲にて不純物を沈澱濾過し、必要に應じては濾過池に於て藥品淨水法を施し、かくて濾過された浄水は配水池に送らる、取水より沈澱池及び濾過池に至るまでの水路は、開渠又は暗渠で自然流下せしむるが、濾過池よりは鐵管を用ひ、配水池が配水地區の最高地點より遙に高所にあるときは、自然流下に任ず場合もあるが、多くは唧筒を用ひ、配水池の浄水を配水本管及び配門支管に送り給水管を通じて需要者に給水するのである、又配水塔が使はれる場合もある。

配水本管及び配水支管は鑄鋼管及び鋼管が用ひられ、各所に利水弁、排氣孔、排泥孔、等を設け、給水管は主として鉛管が用ひられる。

特設消防水道は、一般公共水道の如く飲料に供らるゝものに非ざるが故に濾過池を省略せられ、地方によりては水力發電用の水路から受水するものあり、又別に壓力を加へず、土管又はコンクリート管を用ひ、自然流下せしめ所々の水溜に開口せしめたるが如き、簡單なものもある。

水道消火栓 普通水道消火栓といふは、公共水道の配水支管、又は特設消防水道の配水管に設けられたる消火用給水口をいひ、單に消火栓とも呼ばれて居る。

消火栓には地上式と地下式との二種がある。地上式消火栓は路上に露出して設けられた消火栓で、一見して其の所在を知ることが得るのみでなく、使用上便利多きも、其の設置に多大の費用を要するの缺點がある。

地下式消火栓は道路面に下に設けられた煉瓦積、又はコンクリート函の中に設けられ、其の所在を明確にするため、消火栓と鑄出された鑄鐵製の蓋を以て之を覆ひ往來の交通にも支障なき様にされて居る。

消火栓には單口と複口との二種がある。

單口消火栓は給水口が直立し、一本の水管のみを結合し得る装置のものであり、複口消火栓は給水口が二又に岐れ同時に二本の水管を結合し得る装置のものである。

寒氣強き地方に設置せらるゝ消火栓には冬季給水口の凍結を防ぐため、不凍装置を施す必要がある。

消火栓より噴出する水の壓力及び有効水頭は、同一水道であつても消火栓所在地によつて相違がある、之れ水道の末端に至るに従つて壓力を失ふためであるが、普通消火栓口に於て三十封度乃至六十封度の水壓を有するを以て、唧筒の力を籍りずとも水管を結合したるのみにて、或程度の放水をなし大ならざる火災の消防には充分である。

第四節 道路

第一項 道路の意義

道路の意義に就て法律的に明確な規定はない。一般的社會觀念に基いて通路の意義を定むれば、

「道路とは一般公衆の自由交通の用に供せらるる地上の設備なり」と、いふべきであつて、道路を接続する橋梁及び渡船も亦道路に附屬するものである。而して道路には一般の自由

交通の用に供すべき旨の意思を表示する、主體の存在を必要とする。主體の道路としての提供の意意表示のないものとせば學校の運動場、練兵場、個人所有の山林、原野等の通り抜け道の如きは、假令道路同様の効用をなして居つても、之れを道路といふべきでないのである。

道路は公道と私道とに大別せられ、公道は更に之れを國道、府縣道、市道、町村道の四つに區別せられて居る。公道は行政廳が提供した道路であつて、其の細別は其の道路の重要な程度によるものであり、又主たる主管たる行政廳の區別によるものである、例へば國道は國內の主要都市を連絡する爲めに設けられ、國內に於て最も主要なる道路であつて、政府の主管であり、町村道は一町村内の交通に便するものであつて、町村に於て之れを主管する如きそれである。私道は私人例へば耕地整理組合、土地區劃整理組合、住宅組合、個人等が提供した道路である。

道路に似たもので通路と呼ぶものがある、例へば住宅組合等にて其組合区域内の住者の爲めに設けた通路の如く、一般公衆の自由交通の爲めに提供することの意意表示はなさざるものである。此の如き通路は道路にあらざるも本書に於ては道路に準じ取扱はるべきものと見做し、便宜上道路の中に含めしめた。此の點を諒して本節を讀んで貰ひ度い。

第二項 消防と道路

消防上最も整備を必要とするものに三つある。其の第一は消防機械器具であり、第二は消防水利であり、第三は道路である。

消防は「最初の五分間」を以てモットーとし、消防組出動の遲速は災害の防止に大なる關係を有し、一步を誤まれば消火し得べき火災も大火となり、防止し得べき水害も大慘事となることあるは、古今に多く其の實例がある。故に消

防組は最も迅速に災害現場に馳せ付け、災害の防止に當らざるべからざるの使命を有して居る。然るに若し道路思しきときは其の出動を阻まれ、災害の防止に齟齬を來たし、災禍を大ならしむることがある。之に反し道路完全であれば、消防組の出動を便にし、其の活動を敏速ならしめ、よく其の使命を果さしめ得るのである。

道路が狹隘であれば、悪路と同様消防組の活動を妨げ、消防作業を困難ならしむるのみならず、延焼の危険多く且つ罹災民の避難を妨げ、更ぬだに混亂に陥り易き現状及び其附近を、一層混亂に陥らしめ、愈災害を大ならしむる虞がある、之れに反し道路廣潤なれば、消防人の活動は自由に行はれ老大なる唧筒自動車も自在に運轉せられ得て、消防作業も便利なるのみならず、道路目體が消防線となり、延焼は防遏され混亂は緩和され罹災民の避難も容易となり災禍は比較的小範圍に止めることが出来る。

道路の整備は消防の發達に至大の關係がある、道路が悪しく狹隘であれば、文明の利器も之れを利用することは出来ぬ、然れども道路が改善せられ廣潤であれば、腕用唧筒は瓦斯唧筒となり、自動車唧筒となり、其他の文明の利器も利用することを得、消防施設の改善が行はれる。加之消防組の團體的行動を助け、愈其の發達を助長するのである。此の如くであるから消防機械器具水利及び道路の三拍子揃ふときにこそ、消防組の發達は期し得らるるのである。

第二項 道路の發達

道路の良否は消防の發達に多大の干繫を有するのみならず、消防作業にも亦非常なる影響を及ぼすものである。明治三年消防局が大金を投じて購入した蒸汽ポンプが使用出来ず、空しく十有餘年倉庫の中に保存されたるが如き、悪路が消防の發達を阻害した好例であり、今日優良消防組と稱せらるゝ消防組の所在地は、道路の完全に近き市町村であることを見れば、思ひ半ばに過ぎるものがあるであらう。又同一道路を同一消防車を運轉するに其の道路が舗装さ

れざる以前に於て六分餘を要したるものが、舗装されてより四分餘にて到達することを得優に二分を短縮したといふことが發表されて居り、區劃整理によつて消防作業が活潑となり、一つの火災の損害を少くした例は枚擧に遑がない

消防の見地よりいへば、部落と部落とを連絡する幹線道路は、其幅員が唧筒車相互又は唧筒車と他の車馬との避讓に支障なく、止むを得ざるに於ては避讓場所を所々に設け路面は成るべく平坦にして甚しき凹凸なく、出来れば舗装が施さそれ、坂路は其の傾斜を出來得る限り緩漫にし、屈折は出來得る限り之れを避けて直線とし、止むを得ざる場合は急カーブを排して大カーブとすることが要求される、殊に市街地にありては廣潤で且つ井然とし、消防組の活動に、便利であると共に防禦線の規準となり、道路目體が防火線たり得るとを理想とするのである。

然るに我國の道路は大正年代に至るまで、道路とは名のみであつて「道路」といふべき道路は極めて尠く、少しく雨降れば泥濘踵を没し、天氣となれば黄塵天を蔽ひ、凹凸甚しく、之れを修理するに砂利を布くのみでローラーを用ひず、通行人がローラーの代とされ自然に踏み固めらるゝを待つといふ、状態が狹隘で屈曲多く、家並は雜然として整はず甚しきに至つては、道路敷の半以上草叢で覆はれて居つた。之れ交通の少かりしと、往時戰略上の必要より殊更に道路を狹隘に且つ八幡の藪知らず的に構築したると、新市街も無統制に家屋の建築を許したるに因るものであらう勿論京都の如き區劃整然たるものあり、城下町にても廣潤なる道路を有したるものあり、札幌の如く理想的に計劃されたものもあつたが、此等と雖道路施工法は極めて幼稚であつたことはいふまでもない。

かゝる状態に置かれ、他の文物制度に遅ること久しかりし我國道路も、災害の苦き經驗と交通量の増加、交通機關の發達に伴はれて改善の必要に迫られ、明治時代の末葉に到つて都市の區劃整理次第に行はれ、主要道路は割票石を以て固めたる上に土と砂利を覆ふ方法が用ひられローラーも用ひられ來つた、其後自動車の普及とコンクリート工業の發達は、道路の改善と道路施工法の發達とを促した。而して大正八年十二月、内務省令を以て道路構造令及び街

路構造令が發布されて道路の構造が統一され、更に道路修繕令が公布せられて道路維持の法が規定せられ、爾來下水は整理され、道路は舗装せらるゝもの多くなり、殊に大正大震災が道路整備の必要を教指し、之れに加ふるに農村匡救策として、道路改良工事が各府縣下に行はるゝに至り、其の面目を一新した。而して市街地には都市計画を實施するもの漸次多きを加へ、道路の幅員を増し、區劃は整理され、近き將來には完全なる道路四通八達せんとするの現状である。

第四項 道路取締と消防

道路の不備と同時に交通の整理及び交通道徳の幼稚なりしことも、今日に於て僅か二十年の昔を追想すれば今昔の感深きものがある。道路の不備より來つた越後の「親不知」は今日は地名として残り、昔日の道路の不備の語り草であるが、東京神田の須田町は二十年以前は交通整理の不備と、一般交通道徳の缺陷から、「親不知」といふ不名誉な名命が行はれた、其後東京始め大都市の交通整理は行はれ、市民は次第に訓練され、交通道徳も次第に發達し、全國に及ばんとして居るは慶賀すべきである本項にては道路取締及び交通整理に就て考察を行はふこととする。

道路取締に就ては兼にも第二章第一節中に記したるが如く、其の起源は明治十九年六月十四日、内務省訓令第七號を以て、「街路取締規則標準が發布せられたるにあり、其の第四十五條に消防車に對し道を避讓すべきを規定し、大正九年十二月十六日、内務省訓令第四十五號を以て發布せられたる道路取締令第六條に、

進行中ノ消防車、郵便車、傷病人運搬車及隊伍與葬列ニ對シテハ避讓スヘシ
と、規定され、各府縣に於ても、道路の通行を禁止したる場合に於ても、危険を及ぼさるゝ場合に限り、消防人及び消防車の通行を許す等、消防に特權を與へたるは、消防が分秒を争ふ機械の活動を必要となすが故である。

橋梁及び渡船が道路に屬するものなることは、本節第一項に於て、述べたる通りであつて、原則として橋錢又は渡錢を徴すべきものではない、然るに往時道路の建設及び維持の別未だ確定せず、個人又は組合によりて橋梁及び渡船が施設せられ、之れを設置したるものに、橋梁の架設費、維持費、修繕費、架替に充て、又は船舶代、船頭の給料、修繕費維持費等を支辨するため、通行人及び乗船者より橋錢渡錢等を徴收するの權利を與へた、此習慣は今日に於ても尙ほ止まず各所に之れを見るのである。大正八年道路法の制定により同年十一月五日、勅令第四百六十號を以て道路法施行令が發布せられ、其の第十三條に橋錢又は渡錢を徴收することを得ざる場合を規定し、同條第十項に、
水火災害警防ノ爲メ又ハ演習ノ爲メ通行スル當該官吏員又ハ一定ノ服裝ヲ爲シタル消防夫水防夫
と記載したるも、亦消防組の性質の然らしめたものである。

交通整理に於ても、一般自動車は其の速力に於て、運轉に於て自動車取締規則によつて制限と取締とを受くる上に交通整理規則によつ取締らるゝのである、然るに消防車はそれ等の諸規則から解放され、交通整理個所をも突破し得らるゝのである。尤も之れは災害現場への出勤の場合に限らるゝものであつて、引上げの場合、練習の場合等は、當然諸種の取締を受くべきは勿論である。

第五節 消防用服裝

第一項 總 說

吾人は既に消防組、消防用機械器具、消防水利、及び道路に就て其の發達の狀、沿革の態を知り得た、而して直接消防の發達に關係あるものにして殘されたるは、消防の服裝である。

凡そ團體的活動には紀律の上よりも、統制上よりも、其の團體員の服裝を一定することが必要である、之れ各種團體がそれ／＼制服を定め居る所以である。消防の服裝も徳川時代定火消設置と同時に火消人足の服裝を定め、火消役

人は火事装束を着用して現場に出動したるを始めとし、其の後度々變遷して今日に及び、現在にては全國的統一なり、何れの縣何れの組員が集台するとも、其の服装は一定であつて、「消防組の全國的統一は服装より」なるかがある。

消防用服装の起源に就て按するに、「落穂集」に

惣て火事装束とてこれある義は、初り候は酉の年大火事以後の義にて、その以前には沙汰もこれなきことに候とあり、巷説にて信を置くに足らざるものではあるが、大久保彦左工門が火消役を仰付けられ、數寄屋橋御門を固めたる際、陣幕を打ち渡し甲冑に身を固め、鎗、弓、鐵砲を備へ、いと嚴重に警護したと傳へて居る。彼を見之を思へば、「火事装束」の出來たのは明曆三年の大火以後のことなるは首肯し得らるゝのであつて、其の以前の火消役は甲冑を着せざるまでも、羽織に野袴を着用したる當時の一般の武士の服装であつたことは、想像するに難くない。而して徳川時代にありては火消役人にあらずとも、武士は各火事装束を用意し、町人にも町名主、幕府及び武家方御用達等は、武士の火事装束に類したるものを用意し、一般市民も火事用頭巾法被等を用意し、火消人足は法被を用ひた、この法被は現代消防乙種服装の基礎をなすものである。

消防組員は其の動作活潑敏捷なるを要し、従つて其服装は、輕快にして動作に便でなくてはならぬ、又活動激しきを以て、服地は丈夫なものでなくてはならぬ、而して服装は不簾であつてはならぬ、此三點よりすれば、現在の我國の經濟状態に適合したものは法被腹掛股引である。加之それには我國消防の傳統の現れがあつて、床しさがあり、懐しさがあつて然し世の進むに連れ、いつか此法被姿は消防界から消え失せることであらう、然し徳川時代からの刺子は水に強く火に強く防火具として此の右に出づるものは、今日の所見出し難しとは、一般の定評であつて、頭巾は防火帽となり刺子刺天は外套仕立となつて、其形式は變るとも、刺子の亡ふることなかるべきは心強い限りである。

欠

MISSING

帯	腹掛		股引		襟	背章	備考
	地質	製式	地質	制式			
紺雲齊若クハ黒革帯	普通トス	股引ニ同シ	普通トシ上部ニ紐ヲ附ス側面中央部ニ約一〇耗幅ノ赤色線一條ヲ縦ニ附シ赤色線ノ両邊ハ約三耗幅ノ白色線ヲ存ス	表 黒又ハ紺雲齊 裏 花色 木綿	左襟ニ消防組名右襟ニ職名ヲ楷書ニテ白字ヲ以テ染出ス	徑約三〇〇耗幅一五耗ノ白色圓形線ヲ染出シ其ノ中央ニ楷書ニテ消防組名(但シ「消防組」ノ文字ハ除ク)ヲ白字ヲ以テ染出ス	ハ幅二四耗ノ赤色平線二條ヲ後ニ染出ス赤色平線ノ両邊ハ總テ三耗幅ノ白色平線ヲ存シ白色平線ノ間隔約一五耗トス腰ノ周圍ニ約四五耗幅ノ白色平線二條ヲ染出ス白色平線ノ間隔ハ約三〇耗トス
同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	
	如圖		如圖		知圖	如圖	

此の發令と同時に廳府縣長 對し之れが實施に關し左の如き通牒を發し周到なる注意を促した

内務省發警第四五號

昭和六年九月二十九日

内務省警保局長 岡

正 雄

廳府縣長 官殿 (東京府知事ヲ除ク)

消防組員服制ニ關スル件依命通牒

消防組員服制ノ義ニ關シ本日内務省訓、第一、二三〇號ヲ以テ訓令相成候處本件實施ニ付テハ左記各項御留意相成度右申進候

記

- 一、本件服制ハ調製期到來シ又ハ現在使用セル服裝カ其ノ使用ニ堪ヘサルニ至リタルニ依リ更ニ之ヲ調製スル必要ヲ生ジタル場合ニ於テ實施スルコト、次ノ調製期ヲ待タスシテ新ニ調製シ又ハ現在使用スル服裝カ尙使用に堪フルニ拘ラス新ニ調製セムトスルモノハ嚴ニ之ヲ禁スルコト
- 二、服裝ヲ分チテ甲乙ノ二種トシタルハ市町村ノ財政狀態組員ノ勤務情況、地方ノ實情其ノ他に稽ヘ適宜之ヲ選擇セシメムトスルノ趣旨ナルヲ以テ其ノ兩種ヲ併セテ給與スルヲ要セサルハ勿論故ラニ甲種ヲ用キシムルカ如キコト亦無之様注意セテレタキコト
- 三、同一消防組ノ組員ニシテ甲種及乙種ヲ混用スルカ如キハ紀律上望マシカラサルヲ以テ各消防組ヲ單位トシテ何レニカ統一セシメラレタキコト但シ組頭小頭ハ甲種ヲ用キ消防手ハ乙種ヲ用ユルハ妨ケナキコト
- 四、甲種ヲ用キル場合強テセル地ヲ使用シ爲ニ消防組ノ經費ヲ大ナラシムルカ如キコトナキ様留意セラレタシ 但シ同一消防組ノ組員中組頭、小頭ハセル地ヲ用キ消防手ハ雲齋地ヲ用キルハ妨ケナキコト
- 五、甲種ノ襟ノ立折襟ヲ折襟トシテ使用スルハ差支ナキモ團體的行動ヲ爲ス場合ニハ必ス立折襟トシテ使用セシムル

コト

六、地方ノ情況ニ依リ特ニ外套又ハ防火具ヲ用キシメ若ハ勤務別ニ依ル腕章等ヲ附セシムルノ必要アリト認メラル、場合ハ別ニ之カ制式ヲ定メラル、等適宜ノ方法ヲ講セラレタキコト

七、甲種ノ著裝ヲ爲ス場合ニ於テ卷脚絆及短靴ニ代ヘ黑色革製長靴ヲ用キ又ハ短靴ニ代ヘ黑色地下足袋ヲ用キルモ妨ケナキコト

茲に於て各府縣にては消防組規則施行細則の改訂を行ひて消防組服裝を改正し、併せて防火具の様式をも制定したのであるが、縣によりては内務省令による甲種を乙種、乙種を甲種となしたるものもある。

消防組服裝統一の如何に必要なりしかを知り又新規制定消防組服裝に關する疑義を解くに便するため警保局より發せられたる通牒を一括して左に示さん。

内務省番警第四號

大正十四年三月二日

廳府縣長官殿

内務省警保局長

消防組員ノ服裝其ノ他ニ關スル件別紙甲號香川縣知事照會ニ對シ乙號ノ通り回答致シ置キ候御參考迄右申進候

甲 號

一三發保第二三六號

大正十三年十二月十八日

内務省警保局長 殿

消防組員ノ服裝ニ關スル件

香 川 縣 知 事

縣下ニ於ケル公設消防組ハ最近歲ト共ニ發達シ其ノ職務上ノ性質地位ノ如キモ漸ク社習ニ重要視サレムトスルノ機運ニ向ヒツ、アルト共ニ一般組員ニ於テ其ノ職責ノ重大ナルヲ自覺シ組員ノ素質ヲ向上シ組ノ内容ニ改善刷新ヲ圖ラントスルノ希望一般ニ熱烈ヲ加ヘ來リシカ本縣ニ於テ制定セル消防組細則中ニハ往々時運ノ發展ニ伴ハサルモノアリ這回他府縣及縣下ノ事情ヲ參酌シ以テ幾分ノ改正ヲ行ヒ斯界ノ發展ニ資スヘク目下立案中ニ有之候處改正案中左記各項ニ對シ一應貴局ノ御意嚮承知致度候ニ付至急何分ノ御回示ヲ煩度及照會候也

左 記

一、近時消防組小頭以上ノ幹部ニ於テ別紙寫真ノ如キ指揮旗又ハ鋸ノ類ヲ私ニ調製帶用スルモノ又ハ帶用セムコトヲ熱望スルモノアリ此ノ種ノモノハ華麗ニ失シ穩當ナラスト認メ嚴ニ帶用ヲ禁止中ニ有之候處別紙圖式ノ如キモノヲ指揮用トシテ之ヲ帶用方希望ノ向有之候處右ハ帶劍類似トモ認メラレ候得共規律上並ニ様式一定ノ爲メ其ノ帶用認可又ハ默許スル等差支ナキヤ

乙 號

警保局番發乙第一六〇號

大正十四年三月一日

内務省警保局長

香川縣知事 殿

消防組員ノ服裝ニ關スル件回答

本件ニ關シ十二月十八日附一三發保第二三六號ヲ以テ御照會ノ赴了承其ノ圖例ヲ徵スルニ外觀上佩刀ト毫モ擇フ處ナキヲ以テ右類似セルモノヲ採用セシメサル様致度右經伺ノ上申進候也

追而圖例ヲ略シタルモ指揮旗及鋸ノ類ヲ外觀指揮刀様ノ物ヲ納メタルモノニシテ刀帶鞘刀柄等警部帶用指揮刀ニ異

ラス刀柄上面基部ニ鷲口模様アルノミ
警保局警發甲第八八號

昭和七年八月九日

内務省警保局長

各府縣長官殿 (除長野)

消防組員服制ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ甲號長野縣知事ヨリノ照會ニ對シ乙號ノ通り回答致置候ニ付キ御參考迄ニ右申進候
甲號

發第一三七號

昭和七年七月二十一日

長野縣知事

内務省警保局長殿

消防組員服制ニ關スル件

客年九月訓令相成候消防組服制ニ關シ左記諸點ニ付何分ノ御意見承知致度

記

一、帽地質ハ從來黒羅紗ヲ用キ來リ甲種被服ニ在リテモ冬期嚴寒ニ堪ユル爲羅紗製を用フルヲ適當ト認メラル、ニ付
黒又ハ濃紺セル地若ハ同色雲齋ニ「羅紗」ヲ加ヘ差支ナキヤ

二、夏季帽ニ白布覆ヲ用フトアルモ火災現場等ニ出動スルニ於テハ直ニ汚穢シ且ツ脫失シ易ク却テ體裁ヲ損シ統一
欠クノ嫌ヒアルヲ以ツテ之ヲ除キ規程スルモ差支ナキヤ

乙號

警保局警發乙第一二五一號

昭和七年八月八日

内務省警保局長

長野縣知事殿

消防組員服制ニ關スル件回答

昭和七年七月二十一日發第一三七號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件左記ノ通り御了知相成度

左記

一、甲種被服中帽衣袴ノ地質ハ「黒又ハ濃紺セル地若ハ同色雲齋」ト規程スルヲ妥當トシ之カ運用上羅紗ヲ用フルハ差
支無之

二、夏季ニアリテハ帽ニハ必ス白布ノ覆ヲ使用スルコト從テ之ヲ規程ヨリ除外スルハ然ラサル儀ニ有之
保發第一一、五三二號

昭和七年七月十九日

栃木縣知事

内務省警保局長殿

消防服制ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ客年九月内務省訓達ニ基キ消防組服制ヲ改正致候モ猶左記事項承知致度此段及照會候也

記

一、副組頭部長ノ職ハ何レモ小頭中ヨリ選任セルヲ以テ小頭用制以外ノ標識ヲ要シ別紙ノ如キ腕章ヲ付スルコト、セ
ルモ今同三又型金章一個乃至數個ヲ兩袖章下部ニ付スル様改正スルハ支障ナキヤ

二、指揮旗ヲ格納スヘキ鞘ニ關シテハ大正十四年二月内務省警第四號御通牒ニ基キ佩刀ニ類似セルモノハ使用セシメ

サルハ勿論全ク指揮旗ノ容器ヲ認メサルモ改正服制中甲種服装ニハ特ニ指揮旗帯用ノ必要ヲ認メラル、ヲ以テ縣下
統一セル様式制定スルハ支障ナキヤ

別紙腕章



- 一、直径 五〇耗トシ黒羅紗地ニ金色モールヲ以テ表ス
- 一、位置 左肩下二七〇耗ノ個所

警保局警發乙第一二五二號

昭和七年八月八日

栃木縣知事殿

内務省警保局長

消防服制ニ關スル件回答

昭和七年七月十九日付保發第一五三二號ヲ以テ標記ノ件御照會有之候處左記ノ通り御了知相成度

左記

- 一、袖章ニ一個乃至數個ノ金色三又徽章ヲ用フルハ服制統一ノ主旨ニ反スルヲ以テ差止メラレ度
- 一、指揮旗の佩用ハ之ヲ差留メ服制中ニ規程セサル様致度但シ止ヲ得ス之カ使用ノ要アル場合は鞘等ヲ用ヒシメス制式全然佩刀ニ類似セサルモノヲポンプニ備付クル等適宜ノ方法ヲ採ルコト

前記の通牒及び栃木縣よりの照會に對する内務省警保局の回答により、新規定の服装に關する疑義は大體氷解し得

るが栃木縣の照會に見ゆる腕章は警保局に於ても之を認めて居るが、茲に残された問題は襟に現すべき組名で、例へば「千葉市消防組」となすべきか「千葉消防組」となすべきかは未だ解決せず、實際に於ては「市」「町」「村」なる文字を入れたものと入れざるものとがあつて區々である。此點に就て著者は正しき組名によるべきものなりと思意する。例へば宇都宮市の消防組が「宇都宮消防組」を正しきものとすれば市を省き、「宇都宮市消防組」を正しきものとすれば「市」を入れるべきである。記して教示を待つ

第六節 警戒及び警報施設

第 項 總 說

消防組の職任は、災害の防禦のみに止まらず、先づ警戒を嚴にして災害を未然に防遏するにあるは言ふまでもない吾等は第一節に於て既に之を知り、必要に應じては警戒及び警報に就ても考察を行つて來た。然れども第一節に於ては消防發達の過程を知るを以て目的とし、第二節以下第五節までの四節に亘りては直接災害防禦に必要な施設に就て研究を續けたるを以て、本節に於て改めて警戒及び警報の發達に就て考察をなさんとするのである。

警戒及び警報を廣義に解すれば水火災害の警戒及び警報は元より、震災、風害、空襲、等總ての災害に對する警戒警報をも包含し、之を狭義に解すれば水火災殊に火災に對する警戒警報となすべく、一般には狭義に解されることが多いのである。之れ震災及び風害の警報は、學術的研究と廣範圍の通報とに基き、中央氣象臺又は測候所に於てなされるべきであつて、到底現在の消防施設に於ては之れをなす能はず、空襲に對しては警備司令官の指揮を待ちて之を行ふべき、之亦廣範圍に亘るものなるが故である。然れとも震災風害等に對し中央氣象臺又は測候所より警報の發せられ

たるとき之れを一般に傳へ警戒に任ずるは消防組の任務であつて、昭和九年秋の阪神地方の大風害に際しても、測候所にては其の日の早朝警報を發したるも、之れが傳達の方法に缺くる所ありしを以て、其の後放送局等と連絡を取りかゝる場合に處する方策が考究されたが、尙ほ進んで消防組との連絡を一層緊密になされねばならぬ。空襲の場合には消防組は防護團其他と連繫を取り警戒に當るべきは勿論である。

空襲の場合については後章改めて述ぶる所あるべく、震災、風害に就ては中央氣象臺又は側候所の警報に讓るべきであるを以て、本節に於ては必要の場合を除きては、狹義の警戒警報に就て述ぶることとする。

第二項 警戒の方法

概説 警戒の方法は、機械的施設の發達せざりし徳川時代には人によつてのみ行はれ、其の方法は今日行はるるものと大差はない、徳川時代にあつて今日行はれざるものは、風見役である。風見役といふのは幕府火消役人の職分の一つで、町奉行麾下の與力又は同心之れを勤め、強風の日馬上にて市内を巡視し、大聲に風向と火の用心とを叫び警火に努めたものである、明治時代に入りて風見役は廢された、今日尙ほ行はるるは消防組員の警邏、火の番、及び見張である。

警邏 茲にいふ警邏とは、消防組員のなす水火災害警戒の爲めにする警邏をいひ換言すれば消防組員のする火の番である。「警邏」といふ語を殊更に用ひたるは普通所謂火の番と區別するためである。

徳川時代江戸の警邏は主として町火消によつて行はれ、金棒を曳き、柏子木を打ち鳴らし、受持区内を警邏し、警火に對する一般の注意を促すと同時に、火災の發見、盜難の豫防に努め其の警邏區域の各戸から火の番錢を徴した。此風習は全國に波及し、明治時代に入りても愈盛に行はれた。消防組規則の發布せらるるに及び警戒警邏が消防組の

當然なすべき職任なることを明示し、火の番錢の徴收は之れをなすべきにあらずとされたが、長い間の慣習は容易に改められず、且つ世人の消防組に對する認識の足らざるため、消防組の經費の支出不足となりしため、其の廢止は阻まれ遂に大正八年内務省警保局より之れが禁止の通牒を發せらるるに至つたのである。

現代行はるる警邏は之を定期及び臨時の二つに別たれる。定期警邏は、火災期の夜間午後九時より午前五時頃まで擔當區域を巡邏警戒するので、普通之を夜警と呼んで居る、其目的は火災を發見し、放火を警戒し、且つ一般の警火を促すにあること、徳川時代と變りはない。従つて定期警邏は多く冬期に於て行はるるも、地方によりては水枯れ時農繁期、等に於ても行はれてゐる。

臨時警邏は強風の時、旱天續きの時、祝祭日又は祭禮日、等に於て火災警戒の爲めに行ひ、或は水害の危険ある時川筋其他を巡邏警戒するもので晝間と夜間とを問はない。

警邏については左の如き注意を必要とする

- 一、警邏區域は廣きに失してはならぬ
- 二、警邏區域内は小路通路等をも綿密に巡回することを要する
- 三、警邏は可成的一時間以内とする
- 四、詰所の人員は成る可く六人又は八人とし、之を三班又は四班に別ち、巡邏、見張、休憩と各班交替に行ひ、一人にての警邏は之を避くべきである。警邏を少くとも二人にてなすは、万一の場合一人は災害の防止に努め、一人は警報を發し後援部隊を出勤せしむるためである
- 五、巡回線を豫定し置き可及的各戸につき、注意し、火氣取扱場所、灰捨場の附近、工場、浴場等には特に留意する必要がある

六、提灯其の手燈蔭口出来得れば消火器等を携行すること
七、金棒を曳き、又は柏子木を打ち、世人の注意を促すこと

火の番 火の番は江戸吉原遊廓内に自發的に設けられた番太郎に其の源を發し、順次各町内に及んだと傳へられて居るが明確ではない、火の番も警火を目的とし、町内を巡回警戒するもので、消防員の警邏と火の番との異なるところは、前者は職任によつて警邏するものであり、後者は隣保自衛のため、町内又は部落民自身、或は町内又は部落雇の若者が巡回するにある。

徳川時代の火の番は江戸にては町内雇の若者が金棒を曳き、或は柏子木をカチ／＼カカチと打ちながら、「火の用心」又は「火の用心なされませう」と大聲に呼びはり町内を巡回し、出火あるときは、太鼓を打ちながら出火の町名を布令歩いた、地方にては五人組が之を行ひ、市街地にては小字單位の組合を作り組合員が輪番にて火の番をなし、又は江戸に於けると同様な夫を雇ひ火の番をなさしめた。

明治時代に入りても火の番は依然として行はれ、都會地にては町雇人夫が腰に町名と火の用心又は火の番と記した提灯をぶら下げて、徳川時代の遺風を其の儘、寒天に拍子木又は金棒を響かせて行く様は、昔の様を偲ばしめ縣によりては防火組合を設けて之を行つた。

現在行はるゝ火の番も昔と變る所は殆どない、而して之を町内火の番、構内火の番、組合火の番、とに分つことが出来る。

町内火の番は一町内又は小字を以て單位とする町會又は町組合主體となり火災時期(多くは十月より翌年三月まで)之を置き、雇人夫又は輪番にて火の番をなすことには變りはない、積雪多き地方にありては雪解期より之を始め、農繁期にかけて火の番を行ふものもある。

構内火の番は、銀行、會社、工場、倉庫、又は大商店等にて、守衛其の他の雇人をしてその構内を限り巡邏警戒するもので、多くは一年を通じて之を行ひ、警火と同時に盜難の豫防を目的とする、又平時は之を行はず、火災期に於てのみ行ふものもある。

組合火の番は組合に於てするもので町内火の番と大差なきも其の施行の本體を異にする。

見張 見張は徳川時代定火消制度制定以來行はれた警火方法であつて、其の方法は二方法がある、一は恰も軍隊の歩哨の如く、街角其の他の要所に詰所を設けて行ふもので多くは警邏と併せ行はれ、一は望樓其の他高所に於て見張り、火災の發見に力むるのである。見張は火災の發見を目的とするのである、故に平地に於てするよりも、高所に於てするを便とし、且つ消防上必要なる火災場の模様をも知ることが出来て効果は大である、然し高所に於てする見張は火の見櫓の必要があり、施設に費用を要する。

現行はるゝ見張も徳川時代のそれと變らず、平地見張と高所見張とであるが、平地見張は夜警を行ふ期間又は時に於てのみ行はれ、高所見張は、一、一年を通じて晝夜共に行ふもの、二、同じく夜間のみ行ふもの、三、火災期晝夜共に行ふもの、四、火災期に夜間のみ行ふもの四方法があり、一、は消防署所在地又は常備消防隊の在る大都市に於て行はれ、東京市の如きは、普通各消防署の火の見櫓上の見張所にて一人の消防手が交替にて見張するが、強風の時火災期間には二人宛が配置される。二、は常備消防隊ある都市に於て、常備人員數により常時見張りの困難なる場合に於て採用せらる、之れ晝間に於けるよりも夜間に於て見張りの必要あるか故である、三、及び四は常備消防隊なき地にて必要に應じ各部交替に行ふもので、近時各地に鐵骨火の見を建設するもの多きを加るに伴れ、見張りを行ふに便宜を増し三、又は四、の見張の方法を取りて火災の防遏に盡しつゝあるは、消防の一進歩といふべし。

火之見梯子 火の見には火之見梯子と火之見櫓とかある。

火之見梯子は、之に登りし火災の方向、遠近を見定むるために設けられた梯子であつて、之れに警報を發するに用ふる警鐘を吊るす。

徳川時代、江戸町火消の火の見梯子は竹梯子が用ひられたが、後には杉丸太等を用ひて造りたる梯子を地上に樹てた、今日各所に見る火の見梯子は即ち之より起つたものである。近時に至りては間々鐵製のものも見受けられ、其高さも建築の發達に連れて次第に高くなり、洗滌したホースを干す設備が施さるゝに至つた。

火之見梯子の建設に就て注意すべきは其建設場所である。

一、火之見梯子建設の場所は、可成的其の部の擔當區域の中心にして道路に近く、器具置場を設置し得る餘地ある地點を撰ばねばならぬ。

二、高壓電線路附近は避けねばならぬ、

火之見梯子の支線が高壓線に觸れ、又は梯子の建替へ又は支線取替のへ際、高壓線に觸れ殉職者を出したる例は各地に見るところである。近時電氣事業の發達に連れ高壓線は各所に架設せられたので一層此の注意を要する。

三、火之見梯子は鐵線の支線を避け成る可く支柱によるべきである。

四、火の見梯子の高さは附近の建物の高さより高くする必要がある。

五、火之見梯子には洗滌したるホースを吊り干すに必要な施設をなすを便とす。

六、火之見梯子には警鐘を吊し、打鐘するに便するため、踏臺を設くべきである。

火之見櫓 火之見櫓は上部に見張所を設け茲にて見張をなし、火災の發見に力むるに便する爲めに設けられた櫓であつて、徳川時代江戸定火消屋敷にも設けられ、次第に地方に及んだものである。

江戸定火消屋敷の火之見櫓は元高さ三丈であつたが其後次第に高くなり

一、火之見櫓 上五重、京間にて一間四方、下三重二間四方、高さ地形より桁まで四丈八尺なる記録あり、又享保二年十一月取調によれば

一、駿河臺定火消屋敷櫓

平地より四間餘高き山上に有之、登段曲折三段、此間五間五尺四寸、軒高三丈七尺九寸

一、八代州河岸定火消役屋敷櫓

平地より軒桁迄、軒高四丈八尺、登段曲折四段、此間七間二尺五寸

一、六番町定火消役屋敷櫓

平地より軒桁迄、軒高五丈八寸、登段曲折四段、此間七間五尺三寸

一、市ヶ谷定火消役屋敷櫓

平地より軒桁迄、軒高五丈二尺一寸、登段曲折四段、此間八間一寸

一、麴町定火消役屋敷櫓

平地より軒桁迄、軒高五丈八尺八寸、登段曲折四段、此間九間三寸

右有形之高さには有之候得共、土地高低に寄高さ不同可有之候、又登段は八代州河岸以下四段づゝに候得共駿河臺は高さ外並より低候間三段に有之候

大棟梁由良若狭書出

享和二年十一月とある。武家屋敷の火之見櫓は高二丈五尺乃至三丈であつたものゝ如く其の高さは火消屋敷櫓を過ゆることを許されず、之が新設修理共に幕府に申出づる慣例であつた。

是等の火之見櫓は皆木造で、見張場より火消役の部屋及び人足部屋に二本の針金又は糸を引き、各部屋に備へらる

、鈴又は鳴子に之を連結し、見張には同心二人ありて見張をなし、出火を発見する時は其の針金又は糸を引きて合圖した、見張には警鐘太鼓及び版木を用意し、交代時間は版木により、火災の際は警鐘又は太鼓により合圖した。

近代に至りては木造火之見櫓は殆ど其の跡を断ち、鐵骨火之見櫓之れに代り、其脚部又は傍に役員詰所及び唧筒其の他の消防器具置場を設け、櫓上の見張詰所との間に電鈴及び電話にて連絡せらるゝを普通とし、東京にては櫓の屋根上に信號燈を設置し他の火之見櫓と放光信號によりて連絡を保つべく設計せられ、其の最も進歩せるものは無電發受信機風速計等の科學的施設が完備せられて居る。

火之見櫓上にて火災を発見することは極めて困難の如く考へらるゝが、其の火災發見成績は何れも極めて良好であつて他の通信機關によりて火災の通報ある以前、櫓にて之を発見したる例は極めて多く、殊に夜間世人の寢に就きたる後に於て櫓上の見張は必要である、千葉縣檢見川町の火災を千葉市常備消防隊の櫓にて發見し、其の唧筒自動車は直ちに出勤して現場に赴きたるに、現場にては漸く近隣の人数人が起きて騒ぎ出したる際で、千葉市消防組の出勤を不思議に思はせたといふ實例もある。

火之見櫓に警鐘を備ふるは火の見梯子と同様である。

火の見櫓は平時に於ては出火の發見に極めて有効であつて、火災警備施設として重要なのみならず、戦時空襲を受くる虞ある場合に於ては、防空監視哨を置くに最も好都合である。故に各地の要所に之を設置することは急務であるといはねばならぬ。

第四項 警 報

水火災の起つた場合先づ必要なるは、消防組をして一刻も早く現場に出場せしめて災害の防禦に當らしむることと

一般に災害の起りたることを知らしめて各自の警戒並に避難準備をなさしむることである。此の目的に於て警報信號が行はれる。警報傳達の方法としては

- 一、人をして大聲に叫ばしむ
 - 二、手近にある金盃其他を激しく打つ
 - 三、鳴子を引く
 - 四、法螺貝を吹く
 - 五、神社佛閣の太鼓梵鐘を打つ
 - 六、一定の場所に備へらるる非常用太鼓又は半鐘を打つ
 - 七、汽笛又は「サイレン」を鳴らす
 - 八、電燈を點滅する
 - 九、ラヂオ放送をなす
- 等々の手段がある。

昔時に於ては一より五までが無秩序に行はれたが、徳川時代に入り江戸に「火消」が設置せらるるや、六の方法が行はれ、定火消役屋敷の火之見櫓、武家屋敷の火之見櫓、及び町火消番小屋の火の見梯子等に備え付けの太鼓半鐘等を打ち鳴らし非常を報することとし、初めは主として版木を用ひたが、其の音の遠方に達せざるにより太鼓に改め更に半鐘を主とした、而して太鼓又は半鐘を打つと同時に其の災害の現場の遠近、方向又は町名を告げた、尤も此時代に於ても定火消の半鐘の鳴りたる後にては、神社寺堂の太鼓梵鐘を打つことが行はれたが、定火消の半鐘の鳴る以前には、町火消の半鐘さえ打たせなかつた。

其の後半鐘の打數及び打ち方によりて災害場の遠近を知らしむる工夫が行はれた。

諸大名も幕府の施設に倣ひ來つたが、明治の中葉までは地方にては特に警鐘を備へしものは少數で、法螺貝を吹き神社佛閣の太鼓梵鐘を亂打することが用ひられた。

消防組規則制定發布以後は、各府縣は消防組規則施行細則中に警鐘の打法を定め、演習出場、災害出動、消防區域内火災、他區域の火災、水災、鎮火、引上、等の信號をなすこととなり、今日にいたるまでには數回に亘り信號の改正が行はれた。

一般人が災害の起りたることを消防組や近隣者に知らすには一と二とによりてするか、電話又は火災報知機によるのであつて、汽笛又はサイレンを設備する汽船、工場等にては之れを激しく鳴らすのである。

七、八、九の三方法は、防空作業をなす場合に専ら使用せられ、一般人に其の災害を知らしめるため、大規模の統制の下に行はるるのである。

此場合にも一から六までの方法が便宜採用せらるることあるは言ふまでもない。

第五項 災害の通報設備

概説 一般人が災害の發生したることを消防組に通知し、其の出動を求むるは極めて必要であつて、其遲速は災害防禦に多大の關係を有すものである、火の見櫓で發見する火事は、最早火が家中に廻りて屋根に燃え抜け延焼を免れ難い程度になつたものが多く、かく火勢が猛烈になつてからでは、強力なる唧筒を用ふるとも時に大事となることが少くない。

火事は最初の五分間といはれ、小火の内に消し止むることが第一である、さればとて消防に知識なき素人が揉み消

さんとするが如きは愚の骨頂であつて、其の爲めに却つて大事となつた例は少くない。

故に火災の起つた場合又は火災を發見した場合は、逸早く警察署、消防署、又は消防組に知らせて其の出動を促すは、一般民の社會的義務なりといはねばならぬ。

然るに其の通報機關の無かりし時代又は其の施設なき地方にありては、之れをなす能はず、止むなく前項に掲げたる警報傳達法の一乃至四の方法が用ひられ、先づ近隣の人々を集めて消防に當るの外、講すべき途がなかつた。

現在にても我國災害通報施設は極めて幼稚であつて、或る縣にては何人にも警鐘を打ちて非常を知らしめ得ることに規定したるが如きは、時宜に適したるものといふべし。

扱て我國に於ける災害通報の機械的施設として最も古きは警察電話であつて、明治三十年頃までは、各警察署間、及び警察署と巡查派出所又は駐在所間に、電信機による通信が行はれ、其電信機は符號印字式のものであつたが、其取扱不便なること一通りでなかつた。電信機に代りたるものは電話機である、警察電信が警察電話となりて以來は取扱は極めて簡便になつたが、然し之れとて一般の使用は出來ず、警察官署間に於てのみ用ひらるるに過ぎなかつた、故に之等は特殊災害通報施設と云ふべきである。此外尙特殊災害通報施設として擧ぐべきものに、燈火信號と汽笛又は「サイレン」がある。燈火信號は明治三十九年頃東京の三越呉服店が消防署の諒解を得て其の屋上に赤色電燈を設置し、火災ある時之れに點火することとなしたるは其の一例である。汽笛又は「サイレン」を使用することは、之を設備する汽船、工場等に於て行はれる。

火災電話 警察電話、燈火信號設備、汽笛又は「サイレン」が特殊災害通報施設であるとすれば、何を以て一般用の通報施設といふか、火災電話と火災報知機とがそれである。

火災電話といふは、電話局と消防署、警察署、又は消防組(主として常備消防隊)との間に架設せられたる特設電話

であつて、一般人は各自家の電話又は公衆電話によりて通話し得るものである、即ち自働式電話の場合は所定の如く「ダイヤル」を廻し、手働式なれば單に「火事」と交換手に告ぐれば、直ちに當該官署又は消防組に連絡せらるるものである。

火災電話によつて消防署又は消防組が呼び出されし時は、發信者は發火の個所の町名、番地、氏名、目標を簡單明瞭に申告すべきである、而して消防組の出動となるが、出來得れば發信者は自己の示したる目標の場所に、消防車を待ち受けて、現場への誘導に當るべきで、此れは發信の責任上なざるべき義務である。

火災報知機 火災の場合然も發信者が興奮し焦慮して居る場合、發信者が明確に町名、番地、目標、氏名を告ぐるに困難あるべく、聞く人も聞き誤りなしとせぬ、電話によるこの缺點を除き「ボタン」一つ押すことによつて、自動的に火災現場を明示する設備を火災報知機といふ。歐米諸國にては火災報知機は早くより實用に供せられ、現在戸數二三千の小都會にも之を設置せざる所なきまでに普及し、米國の如きは其數二十餘萬臺に達すといはれて居る。

我國にては大正三年春東京にて開催された大正博覽會々場に、火災報知機百臺を設置した、然し此の時は入場者に火災報知機を知らしむる程度に過ぎず、其の實用に供せられたるは、大正四年東京市電局が六十二臺の火災報知機を各電車々庫に設備し之を消防署に連絡したるを以て嚆矢とし、一般公衆用としては、大正九年四月、東京市日本橋區に之を設備し、同月同區田所町十七番地よりの火災の際、其報知機によつて大事を未然に防止し得たるを以て火災報知機を實際に使用したる第一記録とするものである、而して現今にては諸官衙、銀行、會社、病院、學校等の大建築には一般的に設備せられ、公共用としては東京、大阪、京都、横濱、神戸、門司、函館、小樽等の各都市に設置せられ漸次其數を増加しつゝあるのである。

火災報知機は其の製作所によりて形式を異にし、外國製品にはシーメンス式其他數種があり、國産品にも東京報知

機株式會社のMM式、大阪赤尾保商店の松本式、東京能美商會の能美式があつて、外國製品を壓倒して居る。

火災報知機は、發信機受信機及び電路とから成り、外に中繼機が用ひらるゝ場合がある。

發信機には手働式と自動式との二種がある、手働式は主として屋外公衆用として用ひられ、屋内にては廊下其他に用ひられる、而して自動式は屋内専用であつて、殊に室内用である。其の構造形式には種々あるが、手働式は圓形又は角形の鑄鐵製函内に納められ、函の蓋は同じ鑄鐵製で蝶番にて函に取り付けられ、其の表面には「火災報知機」の文字を現し、其の下に圓形の硝子が嵌め込んである。火災を發見した者が其硝子を臂又は石片にて打ち碎けば、其所に押「ボタン」が現れる此の蓋の内部の押「ボタン」を押せば、恰も電氣呼鈴と同じ作用で電流は受信機に作用し、災害現場を表示する仕掛になつて居る。又必要ある場合には、蓋の錠を外し開蓋すれば、そこに電話機接續孔があつて、携帯電話機の栓を此孔に挿入することにより、直ちに受信機を通じ電話により火災の状況、特殊消防機械の要求、増水の要求、鎮火報告等が自由に通話される、而して發信機より發せられた信號が受信機に受信されると、發信機内の電鈴が鳴つて受信合圖をなし、型式によつては之れと同時に發信機函内に電燈が點せられ、蓋に「叩筒がすぐ來ます」といふ文字が現れる装置になつて居る。火災報知機によつて出火報告をなすものは、受信合圖のあるまで「ボタン」を押し、合圖ありたる時に「ボタン」より手を離し叩筒の來るまで其所に待つて火災現場に消防員を誘導するの義務がある、ロンドンにては戲に火災報知機によつて發信したる者は勿論、過失で火災報知機の硝子を破壊したるものにも損害を賠償せしめ、且つ科料に處する規定がある。自動式發信機には押「ボタン」なく、之れに代ゆるに膨脹係數を異にする二種の金屬にて作られた「バイメタル」式の熱繼電機が設備され、火災によつて上昇する溫度によつて押「ボタン」を押すと同様の作用をなす装置と成つてゐる。

受信機は受信装置、障礙自動表示装置、障礙時通信可能装置、信號混淆防止装置、及び電話装置によつて構成され、

障碍自働表示装置によつて電路に生じたる障碍を知り、発信機及び電話の障碍を豫防し、障碍時通信可能装置によつて発信機又は電路障碍ある時にも受信を完全ならしめ、信號混淆防止装置により、假りに數ヶ所に殆ど同時に出火あり、數箇所の発信機より號が發せらるゝも、其間に八分の一秒の差があれば、完全に分離受信されて信號が混淆されるとなく電話装置によつて現場との通信が自由に出来るのである、而して受信装置には大體左の五種がある。

一、記録受信機、帶紙に発信機番號及び月日時分を鑽孔記録す、記録が印字式なるものもあるが、インキの補給符號のカスレ及び抹消、誤讀等の不便があるを以て現在では多くが鑽孔式を採用して居る、而して三度繰り返して記録された帶紙は、靜かに讀取臺上を走つて自働巻取に巻かれて行く。

二、音響受信機 柱時計の如く発信機番號を數回繰返し打鈴し番號と番號との中間には異りたる音響を發すこと、恰もラヂオの時報に於けるが如くす。

三、ランプ受信機 発信機設置場所を記載したる札をランプにて照出し、又は地圖上或は建物圖上に示されたる発信機設置場所のランプが點火される。

四、ダイヤル受信機 指針の回轉により発信機所在場所名又は発信機番號を指示する。

五、數字受信機発信機 場所名又は発信機番號を落札式又は回轉式によつて表示す

以上の中二は一、三、四又は五の一つと併用せられ、二重受信装置となつて居るのが普通である、之れ信號の正確を期するためである。

電路は発信機と受信機とを連絡する電線でこれに微弱な電流を通じ、電路の障碍を監視し又信號の發受をなすのであつて、電路の様式には單線式と複線式とがあり、配線様式にも種々の型式がある、單線式は発信機増設に便利あり電線費も少額である。

路費も少額であるが故障生じ易く、複線式は故障少なきも発信機の増設に不便であり、電線費が高む欠點があり、それ／＼一長一短がある、配線の型式は複雑であるからこゝには之れを省略する。

中繼機は受信すべき消防署、警察署、消防組が數ヶ所ある場合に於て、一発信機からの通報を一時に二ヶ所以上の受信機に受信せしむるを必要とすることがある、かゝる場合の移信装置として用ひらるゝものである、中繼機にも亦記録機が装置せられ中繼機が正しく行はるか否かを監視するに便ならしめてある、中繼機設置の例は、警視廳消防部に中繼機ありて各消防者に連絡する、而して警報は警視廳と所轄消防者で同時に受信せらるゝが如き之れである。

発信機は十字路其他最も人目を引き易き場所に鐵柱又は木柱を樹て、之れに取り付け、柱は注意を引くため赤色に塗られ其上に赤燈を装置し且つ適當の位置に火災報知機なる指示板を掲げ、屋内用のものは壁に取り付け赤燈を装置し指示板を掲ぐるは街路に於けると同様にし、其所在場所を簡單明瞭に示すため之れに番號を附す。而して受信機は構内用のものは守衛詰所又は消防員詰所に置かれ、之れより更に公共用のものに中繼され、公共用のものは消防署警察署、消防組等に設置される。

火災報知機により出火が通報せらるゝには、火災の發見者が火災報知機の硝子を破碎して其の中のボタンを押し、一火災報知機から受信機に完全に受信したるまでに遅くも二十秒、受信機に受信し消防車の出動までに約十五秒、合計三十五秒である、故に東京にては、火災報知機のボタンが押されたる後數分を出でずして消防自動車は現場に到着し、活動を開始し得る様配置されてゐる。

火災報知機の効果は如何であるかを知る爲あ、函館市に於ける報知機施設前後に於ける損害額を検討しやう。

函館市火災報知機施設の効果

函館の火災報知機建設前後に於ける火災損害は左の如き統計を示す

- 一、火災報知機設置前(自大正七年至大正十二年六年間)の火災損害
 災火損害額總計二千二十萬八百五十三圓也
 一年平均損害額三百三十六萬六千八百八圓也
- 二、火災報知機設置後(自大正十四年至昭和七年八年間)の火災損害
 火災損害額總計八十六萬四千五百二十七圓也
 一年平均損害額十萬八千六百五十五圓也

火災報知機設置以後の損害額は設置以前の三十一分の一に當る

昭和七年中火災統計(响館警察署調)

知覺別	出火度數全體に對する割合%	燒坪數	建害高物	燒失平均一度當り坪數	平均一度當り損害
火災報知機	八四度	五六、七度	一八五	四、〇七〇	二、七
公衆電話	三七	二五、〇	二二〇	三八、三五〇	五、七
火之見櫓	一六	一〇、八	二九〇	七二、五〇〇	一八、〇
其他	一一	七、四	八〇	二、四五〇	〇、七
計	一四八	七六五	一一七、三七〇	五、二	七九六、四一

是を以て見れば、火災報知機が火災防止上如何に有効なるものなるかを知り得るであらう。

第七節 火災豫防

第一項 總說

消防組の職任は災害の警戒防禦にある、故に其の職任を全ふせんがため大風石を捲き大樹を倒すの時、數十尺の火之見櫓の上にて見張し、寒夜土凍り行人跡を絶つの時延長里餘に亘りて夜警し、萬一災害の起るれば猛火と闘ひ激流に抗し、平時水利の調査、消防戰術の研究、機械器具の整備に、又訓練演習に精根を盡し、災害によつて生ずる損害を最少限度に止めんと、涙ぐまじきまでに努力しつゝあるのである。

然れども警戒防禦の外に尙ほなざるべき重大事項がある、何か災害の豫防即ち之れである。

草木の繁茂を止むるには幹を倒し根を枯らし尙ほ新に芽生えたるを除去すべきであつて、枝葉を剪るが如きは徒らに手数を要するのみにして眞の目的を達することは出来ぬ、其の如く災害を防止するには其の幹を倒し根を枯らし新たなる芽生を除去せねばならぬ、そこに災害の豫防の必要がある。

災害の豫防は之れを廣義に解すれば震災、風害、火災、水害の總てに對する豫防を意味するが震災の豫防には深遠なる學理と廣範圍の研究と長期に亘る緻密なる調査とが必要である、よつて文部省は震災豫防評議會を設け地震學の泰斗建築界の權威を網羅して之れが調査研究をなさしめ討論研究討を重ねしめて居るのである風害の豫防も亦震災のそれと同じく、氣象學に基き各般の測定をなし之れに伴ふ大規模の通信網を必要とする。茲に於てか中央氣象臺を初め各地に測候所を置き此の事を司らしめてゐる。消防署又は常備消防隊に風速計を設備するは其の地の風速風向の變化等を知り警戒並に戰術に備ふるため其の必要なるは勿論であつて、測候所と消防組との連絡を一層緊密ならしめ昭

和九年の京阪地方大風害の如き惨事の再び起らざらんことに力むべきである。水害も之を豫防するには水源保護又は土地崩潰防止に必要な殖林、河川改良の治水工事、潮流調査、防波堤港灣の改良等、國家又は地方自治團體若くは大資本を擁する私設團體等によつて成さるべきもの多く、消防組の力を以てこれをなすべきでない、よつて國家又は府縣の事業とし、或は水利組合の制を設け、其他適當の處置が講ぜられ、消防組は主として水害の防禦に當ることゝなつて居るのである。

かく觀し來れば茲に所謂災害の豫防とは火災を主とする狹義の災害豫防といふことに歸着する、今昭和九年中の全國火災調を見るに

全國火災調査表 (昭和九年中)

廳府縣	火災戸數	損害見積額	平均一世帯損害額	職務死による	職務によらざる	計
北海道	2	二、一五七、一六一	一、二八一	四五	一三九	一八四
警視廳	1	七、四〇九、八八六	三、八〇八	二四七	一三一	四〇五
京都	16	一、〇一二、七六四	三、四五七	一四	二二	三六
大阪	6	二、一六三、四八三	二、七〇四	九一	一一九	二一〇
神奈川	13	一、五九二、一二九	二、〇四七	一七	三五	五二
兵庫	4	一、七六七、七一〇	三、二七九	九六	五三	一四九
長崎	35	二、三九、四三三	九〇〇	五一	二六	七七
新潟	5	一、〇一九、七三八	一、七二五	七三	七二	一四五
埼玉	15	四九七、四五五	一、〇七九	四八	三〇	七八
群馬	40	三三四、四〇一	九七三	一八	一四	三二

千葉	18	三九四	六七三、六一四	一、八九〇	一八	二八	四六
茨城	8	五八九	二五九、九六一	四四〇	四一	二七	六八
栃木	21	三三一	三六〇、六六四	九二二	六一	六	六七
奈良	46	一一一	一一九、六五一	一、一七三	一六	三	一九
三重	31	二二六	四二二、七五一	一、五九五	二一	八	二九
愛知	3	七六五	七九九、六六七	一、七九七	三五	四六	八一
静岡	11	五一五	一、四三二、九五七	二、二〇五	五二	三九	九一
山梨	43	一四二	一四〇、〇一〇	一、〇一五	二二	五	二七
滋賀	44	一四二	一六〇、二五〇	一、四三一	七	六	一三
岐阜	23	二四六	一六二、二五七	七五一	一	一	一二
長野	14	四五一	四〇二、三九九	一、〇四八	一一	五六	一六七
宮城	29	二二二	六六七、六九五	二、〇一〇	三六	一〇	四六
福島	20	三七二	六九九、六八五	一、五四一	四一	三七	七八
岩手	10	三七八	六六四、二五五	一、〇一四	三四	三九	七三
青森	17	四〇六	三〇六、二三六	七六五	一三	二八	四一
山形	36	二一〇	三八四、四七〇	一、三四九	二八	三二	六〇
秋田	7	五九〇	九三九、三五〇	一、二二六	一六	四〇	五六
福島	27	二四七	八六八、八六〇	四、〇六〇	二五	一一	三七
石川	34	二一五	二五七、一九二	一、五二二	八	一六	二四
富山	33	一九四	四二〇、六四三	二、四一七	三〇	一一	四二
鳥取	37	二〇〇	一一七、四一八	七二二	六	六	一二

此等火災の原因は失火と放火が大部分であつて、火の原因としては

(1) 竈の火	(2) 七輪の火	(3) 爐の火	(4) 火鉢の火
(5) 炬燵の火	(6) 取灰	(7) 火消壺	(8) 煙草の吹殻

島根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖繩	合計
30	17	9	33	45	26	23	32	42	12	22	41	24	33	25	47	一八、三〇〇
二二九	五二七	五五八	二一八	一四二	二四七	二八三	二二三	一七二	四六六	二八六	一七四	二七二	一八三	二六七	一〇九	三六、八九七、三二〇
27	13	13	33	22	43	30	32	44	6	14	26	15	35	36	47	一、八〇四
三九五、〇五四	七七九、二四一	六六八、〇〇六	三一、八七四	四七三、四三六	一三二、六七三	三四九、二二二	三二六、五六一	一三〇、五九〇	一、四七四、五一	七七二、四〇六	三九八、一四九	七五三、一四四	二八一、八六一	二六六、四七四	一九、三〇八	一、七八一
19	27	14	31	8	44	17	26	47	5	23	7	6	40	43	46	一、五三〇
一、六八八	一、三二三	一、九八八	一、一五一	二、九〇五	五三八	一、七九一	一、三四九	一二六	三、二七六	一、四五五	三、〇一六	三、一三八	七六五	六二七	一四七	三、三一一
1	7	7	2	1	1	2	3	1	5	2	3	2	1	2	1	二
二〇	三八	四七	一九	三三	三三	五	三〇	二四	一	一	一	一	一	二	二	二〇
二〇	一〇九	一三二	四三	二八	一七	三〇	六二	一四	二九	二〇	二二	二六	二六	四	二	二〇

(アラビヤ数字は順位を示す)

此等火災の原因としては

(9) 提灯	(10) 蠟燭	(11) 燈明	(12) 燐寸
(13) 線香	(14) 蚊取	(15) 洋燈	(16) 瓦燐
(17) 電燈	(18) 小兒の弄火	(19) 狂人の弄火	(20) 焚灰置場
(21) 竈火	(22) 煙筒	(23) 風呂呂場	(24) 取灰置場
(25) 石油	(26) 石炭	(27) ストール	(28) 養蠶暖爐
(29) ホイロ	(30) 火工場	(31) ナフタリン	(32) 發動機過熱
(31) ホイロ	(32) 火工場	(33) ナフタリン	(34) 玩具火花
(33) カイロ	(34) セルロイド	(35) ナフタリン	(36) 玩具火花
(37) 煙火	(38) 虫除の火	(39) 塵芥焼却	(40) 燻炭
(41) 化學藥品	(42) 爆発物	(43) 機械の摩擦	(44) 残火不始末

等が擧げられ、放火の原因としては

(1) 保險金詐欺	(2) 放火窃盗	(3) 仕事を辱るため	(4) 債権を免るため
(5) 焚出又は振舞酒に有り付くため	(6) 怨恨	(7) 痴病情	(8) 嫉妬
(9) 懐郷の念	(10) 罪證煙滅	(11) 精神病	(12) 悪戯

等が擧げられる。而して此の外に自然發火としては

(1) 石油	(2) 化學工業藥品	(3) 揮発油	(4) 石炭
(5) 漏電	(6) 化學工業藥品	(7) 揮発油	(8) 石炭
(9) 火薬	(10) 爆薬	(11) 火工品	(12) 壓縮瓦斯
(13) 液化瓦斯	(4) 摩擦	(3) 不審火	(12) 壓縮瓦斯

等があり其の他に

(1) 汽車の煤煙	(2) 雷	(3) 不審火
-----------	-------	---------

等がある。

之れ等火災の原因は以て不可抗力となすべきは絶無ともいひ得べく、周到なる注意と嚴重なる取締によつて其の災害は防止し得べきである、故に火災豫防に對しては消防人は火氣取扱場所其他の點檢を行ふと共に、大いに一般人の消防及び防火思想の普及に努め、相協力して火災の防止を期して居り、其の結果一般人が防火思想に次第に目醒め來りたるは見逃がせない。

火災の豫防が第一に一般國民の自覺を必要とし、之れに消防人の豫防行爲が伴つてこそ、其の目的を達し得らるべきは言ふまでもないが、水害及び火災に關しては刑事的原因あり、又豫防施設の取締と普及に對し法律命令を以てするを要するものあり、此等に關する法令の數も少くない。

本節に於ては火災の豫防を主とする狹義の災害豫防に關する法令及び施設と、消防人の活動に就て研究を續くるのである。

第二項 消防組の害災豫防行爲

火氣取扱場所點檢 火災原因の多くは失火であつて、火氣取扱の不注意並に火氣取扱場所の不備不完全に因る。故に徳川時代に於て早く「火之元改」が行はれ、大風の節店子が外出するときは家主より「火之元改」を受くべき規定を見た。徳川時代に於ける火之元改は、當路の役人が戸口調査を行ひたるか、又は町役人をして行はしめたものであつて、消防人は之れに關與せず却つて其の改を受けた。明治時代に入りても火氣取扱場所の點檢は警察官によつて行はれ來つたが、其の後消防組の發達と消防人の自覺とは、火氣取扱場所の點檢は火災豫防上必要欠くべからざる事項なるを覺り、當初は警察官と同道して各戸につき其の適否を檢し、改造修理の必要あるものに對しては其の方法處置を教示した、千葉縣の如きは明治四十三年火防取締規則の制定と同時に火防組合の設置を慫慂し、之れをして専ら火

災の豫防に當らしめたが、此時代に於ては消防人が火氣取扱場所を點檢することは殆ど全國に行はるゝに至つた、而して現今にては防火デー開催の際若くは火災時期に於て、殊に入念なる火氣取扱場所の點檢が行はれ、非常なる好結果を示して居る。

消防及び防火思想の普及 消防人が火氣取扱場所の點檢を行ふと同時に、一般世人に消防及び防火思想を鼓吹し、之れを徹底せしめ、災害豫防の目的を達成せんとして居る、其方法として普通行はるゝは消防行進、消防講演會、消防活動寫眞會、防火デー等である。

消防行進は消防紀念日、大日本消防協會總裁宮奉戴紀念日、防火デー、火災季等の機會に於て、消防員が隊伍を組みて示威行進を行ひ世人の防火及び消防思想を喚起するもので、時に或は警火標語、警火圖繪、飾り物、萬燈等を携行し、青年團其他の應援出動することあり。

消防講演會は名士を招して開催し、又は消防組員が之を行ひ、講演によつて消防智識を啓發せんとするものである、消防活動寫眞會は講演會と關連して開催し、又は活動寫眞會のみを開催し、活動寫眞を通して消防及び防火思想を普及せんとするもので、講演會よりも一層通俗的であるだけに効果も亦大であり、組に於て行ふ場合、各府縣消防義會又は協會が主催となり、消防組が後援する場合もある。

防火デーは現今各地の年中行事として火災季節に於て開催され、時機により臨時に開催せらるゝことあり、ポスターの掲示、ピラの配布、行進、講演及活動寫眞會、消防演習、救護演習消防署及常備消防の公開縦覽、展覽會等が綜合的に行はれる場合が多いのである。

是等の外先づ兒童に消防思想警火意識を注入して家庭に之れを及ぼさんとし、自由画、綴方、等を小學生徒より募集し、又はいろはかるたをも刊行し、避難演習をなさしむる等が、小學校と連絡して行はれ、消防展覽會の開催、警

句、俳句、都々逸、里謡、標語等の募集をなす等、一般的に呼び掛けてする消防組の活動も漸次盛大となつた。

第三項 災害豫防々止に關する法規

第一款 犯罪及一般的規定

概説 徳川時代、幕府は江戸に於ける火災豫防のため、自火及び放火に對しては嚴罰主義を以て之れに臨みたるは、既に述べたる如くであつて、其の罪九族に及ぶものあり、失火ありたる場合、地主、家主、月行事、五人組等にもそれ〴〵押込、謹慎を申し付けた。然れども今日に比すれば社會制度も簡單であつて、百ヶ條の御定め青、高札等にて事足りたが、今日にては却々左様簡單には參らず、刑法其他各種の法規により取締られて居る。

其の中失火放火其他犯罪行爲に對しては刑法及警察犯處罰令に之れを規定し、各種取締及び其の違反については各別の取締規則により規定され、其の種類は法律、勅令、省令、縣令に別たれて居る、茲には法律、勅令、省令のみに止め縣令については、別に述べることとする。

災害豫防に關する法規に就ても、其の發達の過程を研究することも消防發達史の一項目ではあるが、多岐多端にして到底之れを盡すことは本書に於てなし得ざる所なるを以て、本節に於ては其の必要なる條文のみを掲げ、又は單一條文の内容を記述するに止めたることを諒されたい。

刑法 刑法は明治三十三年第三十六號布告を以て發布せられた明治四十年四月二十四日法律第四十五號改正刑注となり大正十年四月法律第七十七號以て改正せられて現在に及ぶ、刑法中災害防止及び豫防に就て規定したるは、第九十五條、第百八條以下第百十八條の十一ヶ條、第百二十一條、第百三十條、第百三十二條、第二百六十條、等であつて、第百八條以下第百十三條に至る六ヶ條に亘り放火に關する罪に就て規定し放火の重きは死刑に處し、其の最も輕

き豫備罪にても尙ほ二年以下の懲役に處すべきを以てし、第百十四條には消防器具を隠匿又は破壊し若は其の他の方法を以て鎮火を妨害したるものは、一年以上十年以下の懲役に處すべきを規定して居る、以て如何に爲政治家が災害防止と豫防とに留意し居るかを窺ふべし。而して第百十五條には自己の所有に係ると雖、差押を受け、物權を負擔し、又は賃貸し、若くは保險に附したるものを燒毀したるときは、他人の物を燒毀したると同様處罰すべきを規定したるは、蓋保險金詐欺其他に備へたるものである、第百十六條以下第百十八條の三ヶ條には失火の罪、火藥汽罐其他他激發すべきものを破壊せしめ、又は過失によりて之をなしたるの罪、瓦斯、電氣又は蒸氣を漏出し若は流出せしめ、又は之れを遮斷して他に危害を及ぼしたる者の罪を掲げ、第百二十一條には水害の際水防を妨害したるものの罪を規定し、火防の時と同じく一年以上十年以下の懲役に處すべしと斷じ、第百三十條には故なく居室其他に侵入し又は要求を受けて退去せざる者の罪を、第百三十二條には前掲各種の未遂罪を、而して第二百六十條には他人の建造物其他を破壊したる者の罪を規定して居るのである。更に溯つて第九十五條には公務員の職務妨害に就きて規定し、公務の執行を容易ならしめんとして居る。而して第三十七條には正當防衛に就て規定し建造物破壊其他に就き特別の場合を設けて居る。

左に刑法條文の必要なるものを抜萃しよう

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行及ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ又ハ爲サザラシムル爲メ又は其ノ職ヲ辭セシムルノ爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタルモノ亦同シ

第九章 放火及ビ失火ノ罪

第八百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒毀シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第九百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物艦船若クハ鑛坑ヲ燒毀シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六ヶ月以上七年以下ノ懲役ニ處ス但公共ノ危險ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス
第一百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒毀シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第一百十一條 第九百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第八百八條又ハ第九百九條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延燒シタルトキハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第一百十二條 第八百八條又ハ第九百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第一百十三條 第八百八條又ハ第九百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第一百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隱匿又ハ破壊若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百十五條 第九百九條第一項及ビ第一百十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ貸貸若クハ保險ニ附シタルモノヲ燒毀シタル者ノ例ニ同シ

第一百十六條 火ヲ失シテ第八百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九百九條ニ記載シタル物ヲ燒毀シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第九百九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ燒毀シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第一百十七條 火藥汽罐其ノ他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第八百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第九百九條ニ記載シタル物ヲ破壊シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第九百九條ニ記載シタル物ヲ破壊シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

前項ノ行爲過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ
第一百十八條 瓦斯電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命身體又ハ財產ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

瓦斯電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從ツテ處斷ス

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪

第一百十九條 溢水セシメ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物汽車電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百二十條 溢水セシメ前條ニ規定シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公共ノ危險ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シ若クハ保險ニ附シタル場合ニ限り前項ノ

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百一十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第一百九十九條ニ記載シタルモノヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百一十三條 堤防ヲ決潰シ水閘ヲ破壊シ其ノ他水利ノ妨害トナルベキ行爲又ハ溢水セシムベキ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第二百一十四條 陸路水路又ハ橋梁ヲ破壊又ハ壓塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタルハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從ツテ處斷ス

第十二章 住居ヲ侵スル罪

第二百一十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅建造物若クハ艦船ニ侵入又ハ要求ヲ受ケテ其ノ場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百一十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四十章 毀棄及ヒ隠匿ノ罪

第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタルモノハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從ツテ處斷ス

民法 民法第七百九條に、故意又は過失により他人の権利を侵害したる者の賠償の責任を規定して居るが、明治三十二年法律第四十號「失火ノ責任ニ關スル件」に依り失火者に重大なる過失のありたる時の外、失火の場合は民法第七百九條の規定は之れを適用せざることゝなつた

警察犯處罰令 警察犯處罰令は其の第二條第三條及び第四條に左の如く規定して居る

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其現場ニ立入り若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

五、家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火し易キ物ノ近隣又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者

六、石灰其ノ他ノ自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シテ之ヲ罰ス但情狀に依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

警察犯處罰令は明治四十一年九月内務省令第一號を以て發布せられたものであるが、各府縣に於て別に其の府縣警察犯處罰令を定めたものがある、故に之れについては各府縣別々に之れを参照せねばならぬ

行政執行法 行政執行法は、其の第四條に天災事變其の場合、危害豫防のため當該行政官廳は土地物件の使用處分及び使用制限をなし得ることを規定して居る、即ち

第四條 當該官廳ハ天災地變ニ際シ又ハ勅令ノ規定アル場合ニ於テ危害豫防若ハ衛生ノため必要ト認ムルトキハ土地物件ヲ使用處分シ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

行政執行法施行令行政執行法施行令には行政執行法第四條の規定につき更に左の如く規定して居る

第二條 生命身體若クハ財産ニ對シ危害切迫セリト認め又ハ水陸ノ交通ニ危害ヲ及ボスノ虞アリト認めタルトキハ當該行政官廳ハ行政執行法第四條ニヨリ必要ナル措置ヲナスコトヲ得

左ノ各號ニ掲グル土地物件ニ關シテハ法令ノ規定ニ違背シテテ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スル虞アリト認めタルトキ亦前項ニ同シ

一、崩壊又ハ陥落セシムルノ虞アル場所

二、家屋其ノ他ノ工作物

三、船車其ノ他ノ交通ニ供スル器具又ハ装置

四、機關汽機及其ノ附屬装置

五、前各號ニ掲ゲタルモノ、外主務大臣ノ定メタル土地物件

道路取締令 災害防止の必要上道路取締令は其の第六條に左の如き規定を設けて居る

第六條 進行中ノ消防車郵便車傷病人運搬車及隊伍神輿葬列等ニ對シテハ避讓スベシ

自動車取締令 交通取締に關しては自動車取締令がある、其の消防に關する條項を見るに、自動車取締令第五十一條に自動車の最高速度を規定し

自動車ノ速度ハ左ノ制限ニ依ルベシ

一、自動車ノ總重量二千五百疋未滿乗車定員以下ノ乗用自動車ニ在リテハ總重量三千疋未滿ニシテ全車輪ニ空氣入り輪帶ヲ使用シ且ツ全車輪ヲ制動スル制動装置ヲ有スルモノニアリテハ毎時五杆

二、其ノ他ノ自動車ニ在リテハ毎時三十五杆地方長官ハ道路區域時間又ハ自動車ヲ指定シテ前項ニ規定スル制限ノ

範圍内ニ於テ更ニ必要ナル最高速度ノ制限ヲ設クルコトヲ得

消防自動車急救自動車其他之レニ類スル地方長官ノ定ムル自動車ニ付テハ地方長官ハ第一項ノ制限ヲ超ヘテ其最高速度ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第五十四條 交通整理ノ行ハレサル道ノ交叉點ニ至リタル方向ヨリ同時ニ入ラントスル自動車相互間ニアリテハ左方ノ自動車ニ進路ヲ讓ルヘシ

但シ小道路ヨリ大道路ニ入ラントスル自動車ハ大道路ノ自動車ニ進路ヲ讓ルヘシ

消防自動車又ハ急救自動車ト他ノ自動車トカ交通整理ノ行ハレサル道路ノ交叉點ニ異リタル方向ヨリ同時ニ入ラントスル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス常ニ消防自動車又ハ急救自動車ニ進路ヲ讓ルヘシ

第五十五條 消防自動車又ハ急救自動車ノ接近シ來リタル場合ニハ他ノ自動車ハ道路ノ左側端ニ避讓スベシ

第五十六條 運轉者ハ道路ノ交叉點曲角急坂路隧道又ハ幅員狹キ橋梁ニ於テハ他ノ自動車ヲ追越スヘカラス但消防自動車又ハ急救自動車ヲ運轉スル場合ハ此限りニアラス

以上は災害豫防及び防止に關する一般の規定である。

第二款 危險物の取締

概 說 危險物とは銃砲火藥、瓦斯、壓縮瓦斯液化瓦斯、石油類、其の他を謂ひ、之れが取締りに關しては法律、勅令、省令、告示によるものと、縣令によるものがある、而して縣令によるものは例へば栃木縣にては石油ガソリン等の貯藏其の他を危險物取締規則中に規定し、千葉縣にては之れを火防取締規則中に規定し、新潟縣にては別に取締規則を設くる等、必ずしも一定されて居らぬ。故に以下述ぶるところのものにつき、各府縣の取締規定を知らんと欲すれば、それ／＼必要規則を參酌すべきであるが、之れ等は各府縣別に研究するを便とするのである。

銃砲火藥類取締法 銃砲火藥の取締は治安維持上極めて必要にして殊に爆發發火の危険あるを以て、法律第五十三號銃砲火藥類取締規則により嚴に其の取締を規定し、其の第十條第二項に

行政官廳ハ危害豫防ノ爲銃砲火藥類ノ製造所若ハ火藥類貯藏所ノ改築若クハ修繕ヲ命シ又ハ火藥類ニ關シ若ハ其ノ貯藏運搬其ノ他ノ取扱ニ關シ取締上必要ナル處分ヲナスコトヲ得
と規定して居る

銃砲火藥類取締法施行規則 銃砲火藥類取締法を更に詳細に規定したるものが銃砲火藥類取締法施行規則であつて火藥類の製造、貯藏、運搬等に就きて詳細に規定し、火藥類の最大貯藏量をも規定し、其の第三十二條及び第三十三條に於て火藥貯藏所に對し左の如き制限を設けて居る。

第三十二條 火藥類貯藏所ノ新設ハ所在地廳府縣長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ増築改築修繕又ハ模様替ノ工事ヲ爲ストキ亦同シ

工事ヲ竣リタル火藥類貯藏所ハ警察官ノ検査ヲ受クルニ非サレバ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十三條 第二十八條ノ規定ニヨリ火藥類貯藏所ニ貯藏スルコトヲ得ヘキ最大數量ノ火藥類ノ貯藏ニ就テハ倉庫ヲ除クノ外其ノ外壁ヨリ左ノ距離ヲ保有スヘシ

一、宮城離宮御用邸又ハ神宮ヘ二十町以上

二、皇陵社寺學校公園電氣瓦斯若クハ石油ノ工場電力若クハ火力ヲ使用スル工場發火質物件ヲ蓄積スル場所鐵道軌道汽船ノ常航路若シクハ繫留所又ハ市街地十四丁以上

三、宅地國道縣道電線瓦斯ノ傳導管火ヲ取扱フ場所蓄積シタル燃燒物其ノ他内務大臣ノ指定シタル箇所ヘ五十間以上

前項ノ距離ハ貯藏數量ノ増減ニ從ヒ貯藏數量ノ平方根に比例シテ之ヲ増減ス但其距離ノ五分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス倉庫ハ其ノ外壁ノ周圍ニ一間以上ノ空地ヲ保存スヘシ但貯藏數量ヲ減少シ特ニ廳府縣長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此限ニアラス

廳府縣長官ハ必要ト認ムルトキハ假貯藏所ニツキ第一項及ヒ第二項ノ規定ニヨル距離以上ニ於テ特ニ其ノ距離ヲ指定スルコトヲ得

火藥類貯藏所相互ノ距離ニ付テハ本條ノ規定を適用セス

銃砲火藥取締法施行細則 銃砲火藥類取締法施行細則にては其第二十六條以下第三十六條の十一條條に亘り、一般的に又各火藥類の種類により作業所及び作業に就き精細なる規定をなし第二十六條の十二に

第二十六條ノ十二 内務大臣ハ第二十六條乃至第二十六條ノ十一ニ規定セル事項ニ付土地ノ狀況其ノ他ノ關係ニヨリ危険ノ虞ナシト認ムルトキハ特ニ其ノ變更ヲ許可スルコトアルヘシ

廳府縣長官ハ第二十六條乃至第二十六條ノ十一ニ規定セル事項ノ外作業所内ニ於ケル防火設備其ノ他取締上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

と規定し、第二十七條以下第二十九條に貯藏法に就て定め、第三十二條及び第三十三條には火藥庫の構築及び倉庫に關する制限を設け、第三十五條以下には運搬中の危険防止に就て規定して居る。

火藥類に關しては此等の外府縣令を以て玩具用普通加工品取締規則、煙火緩燃導火線取締規則、燐寸製造所取締規則、等を制定發布せるありて、専ら爆發發火其の他の災害を豫防するに力めて居るのである。

壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法 壓縮瓦斯及液化瓦斯は屢爆發發火の危険を惹起し且つ毒瓦斯を發散せしむる危険あり故に大正十二年四月十一日法律第三十一號を以て壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法を發布し、其の第三條第二項に

行政官廳ハ危害豫防又ハ衛生ノ爲メ壓縮瓦斯液化瓦斯ノ製造所貯藏所ノ改築若ハ修繕ヲ命ジ又ハ壓縮瓦斯液化瓦斯若ハ其ノ容器ニ關シ若ハ其ノ貯藏運搬其ノ他ノ取扱ニ關シ取締上必要ナル處分ヲナスコトヲ得

と規定し、其の他壓縮瓦斯及び液化瓦斯の製造、貯藏、容器、運搬等に對する一般的取締の法則を規定して居る

壓縮瓦斯液化瓦斯取締法施行令 壓縮瓦斯液化瓦斯取締法施行令大正十二年四月十二日內務省令第十二號は、其の第十二條に壓縮瓦斯液化瓦斯の製造所の構造設備に付き、其の第十三條に瓦斯の壓縮又は液化作業に付き、其の第十四條に貯藏所に就て規定し、

第十五條 一日ニ付十五米以上ノ瓦斯ヲ壓縮又ハ液化スル瓦斯ノ作業室可燃性支燃性又ハ毒性瓦斯發散ノ虞アル五立方メートル以上ノ瓦斯貯槽及ビ前條ノ貯藏所ニ付テハ其ノ外側ヨリ左ノ距離ヲ保有スベシ

一、宮城離宮御用邸又ハ神宮へ四百メートル以上

二、皇陵社寺公園學校寄宿舎病院劇場其ノ他多衆ヲ收容スベキ建造物ハ百メートル以上

三、人家へ二十メートル以上

といひ、第十七條以下に於て壓縮瓦斯は液化瓦斯容器に關シ精細なる規定を設け、之れによつて生ずることあるべき危害を最も少ならしめんとして居る。

石油業法 には石油の貯藏、精製所に就て制限を規定し、之れによつて生ずることあるべき危険の豫防及び防止を命じて居る。

石油其の他の油類の貯藏に關しては石油業法の外に、府縣令によつて夫れ夫れ取締を行ひ、桐油の製造貯藏に關しても嚴重取締をなすは、之れより生ずる火災の危険を豫防するにある。

近時電氣事業の發達は山間僻地に於ても電燈が輝いて居るが、石油燈が用ひられ屢々火災の原因をなしたる時代、

洋燈の油壺は金屬製の破損の虞少きものに限ることとし、縣令によつて之れを規定したも多く、今日尙ほ施行されて居る而して現今ガソリンの使用量増加に伴ひ、石油よりも一層危険なるガソリンの貯藏に關し嚴重なる取締規則が設けらるゝに至つた。

第三款 瓦斯及び電氣の取締

瓦斯業法 燈火用炊事用として一般家庭に供給せらるゝ瓦斯の危険を豫防する爲め、制定せられたるものに瓦斯業法其の他がある、而して瓦斯の製造、貯藏、配給に對してそれ／＼取締が行はれ、瓦斯を貯藏する瓦斯タンクに關しては其の位置及び設備に關し制限が定められ、屋内の瓦斯供給管は多く鉛管が使用せられ、之れに近く電燈線を取り付ける時は、漏電のため鉛管を熔解せしめ發火の危険あるを以て、鉛管の配置に就ても規定があり、瓦斯漏洩を知る爲め無臭瓦斯には殊更に臭氣を加へ、漏洩より起る失火其の他の危険を豫防せしめ、屋内管其の他の設備を、營業者に知らしめず勝手に變更せし者に對しては、罰金刑を科して之れより生ずることあるべき瓦斯の危険を豫防せんとして居るのである。

電氣事業法 電氣業者の取締に關しては電氣事業法があり電氣事業法施行規則がある。

電氣事業法施行規則 中電氣の危険と豫防防止するため左の規定が設けられて居る。

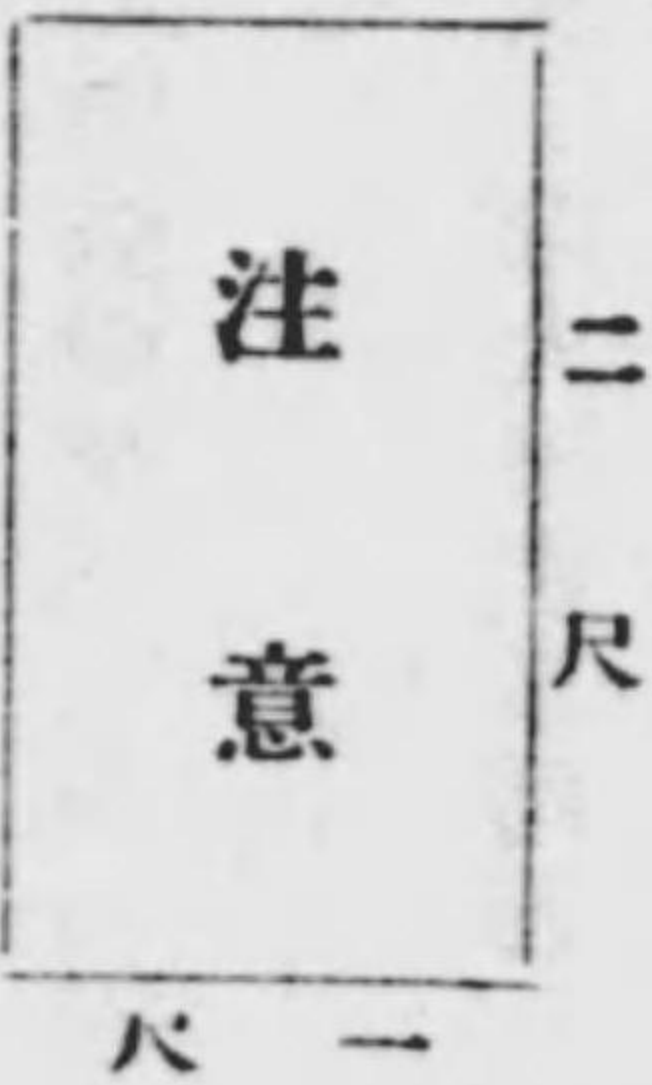
第五十九條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ於テ保安上必要アリト認ムルニキハ電氣事業者ニ對シ電線路ノ要所ニ技術員ノ散宿所ヲ設置セシメ常時其の在勤ヲ命スルコトアルヘシ
前項ノ散宿所ニハ公衆ノ賭易キ所ニ其ノ標札ヲ掲クヘシ

第六十一條 電氣事業者ハ送電中出火暴風其ノ他ノ非常ノ場合ニ際シ危險ナリト認ムル區域内ノ架空電線ニ對シ速ニ其ノ送電ヲ遮斷スヘシ

第六十二條 電氣事業者ハ送電中ノ架空電線ノ近傍ニ出火アルトキハ直ニ現場ニ技術員を派遣シ危險豫防ノ手續ヲ施シ其ノ旨出張ノ警察官ニ届出テシムヘシ其ノ技術員ハ警察官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ退場スルコトヲ得ス
 出火ノ場所ニ派遣ノ技術員ニハ晝間ハ標旗、夜間ハ標燈ヲ携帯セシムヘシ
 第六十三條 前二條ニ依リ使用スヘキ標旗及標燈ノ様式ハ別ニ之ヲ告示ス
 而して明治三十一年六月遞信省告示第百七十號を以て電氣に關する注意が發せられ遞信省告示第四百三十五號により左の如く改正せられた。

電氣ニ關スル注意心得

一、電柱及電線ニハ成ルヘク接觸セサルヲ良トス殊ニ暴風雨雪、雷鳴ノ際ニハ最モ注意スヘシ、低壓電燈電力線及電信電話線ハ通常ハ危險ナシト雖モ暴風雨雪、雷鳴竝ニ事變ノ際ニハ電燈電力用長壓電線又ハ電氣鐵道用電線ト混同スルノ虞アレハ右等ノ場合ニハ凡テ電柱、電線類ニ身體を觸レサル様注意スヘシ、電線ヲ支持スル碍子、腕木又ハ電柱ノ全部若ハ一部ヲ赤色ニ塗リタルモノ又ハ左ノ標示アルモノハ高壓又ハ特別高壓電氣ノ通スルモノナレハ特ニ注意スヘシ



二、電柱、電線ノ近傍ニ出火アリテ電柱類燒ノ虞アリトモ濫リニ双物ヲ以て電線ヲ切斷シ又ハ倒ス等ノコトアルヘカラス此ノ道ニ心得ナクシテ之ヲ試ムルトキハ意外ノ危險ニ陥ルコトアリ注意スヘシ

三、電柱腕木電線又ハ之ニ接續セル物品ニ火花ヲ發シ又ハ異狀アルトキハ速ニ警察官又ハ電氣事業者ニ報告スヘシ但シ電氣鐵道ニ於テ電車通行ノ際火花ヲ發スルハ通常ナレハ之等ハ別段トス

四、電線ノ切斷垂下セルモノアルモ安リニ之ニ觸ル可ラス、萬一己ムヲ得スシテ切斷垂下線ヲ動かストキニハ乾キタル布ニテ厚ク手ヲ包ミ乾燥シタル長キ竹木ノ類ヲ以て間接ニ之ニ觸ル、ヘシ、其ノ間乾キタル靴又ハ下駄類ヲ穿ツヲ良トス若シ跣足又ハ草鞋ノ儘ニテ双物或ハ金棒類ヲ以て電線ニ觸ル、トキハ電擊ヲ受クルコトアルヘシ

室内電力電燈線ニ關スル注意

五、室内用電線ハ電氣ノ漏泄ヲ防ク爲メ絲「ゴム」又ハ布ニテ包ミアルモ若シ欠損ノ箇所アルトキハ危險ノ虞アリ、然ルニ往々電線ヲ戸障子間ノ如キ開閉ノ爲メ摩擦セラル、所ニ挾ミ又ハ電燈球ヲ疎漏ニ上下ニ動かシ之カ爲メ線ノ外包ヲ破損シ其ノ儘ニ放棄シ置クコトアリ、此ノ如キハ不時ニ發火スル危險ノ虞アルモノナレバ室内用電線ハ決シテ損傷セサル様注意シ若シ損傷ノ箇所アラハ速ニ電氣事業者ニ報告シ修補セシムヘシ
 六、電線ヲ瓦斯管、水道管其ノ他ノ金屬體ニ接セシメ又ハ釘ニ懸クル等ハ其ノ外包ノ損傷ヲ來シ易ク電氣ノ漏洩ヲ惹キ起ス虞アルモノナレハ必ス之ヲ避クヘシ

七、電燈ノ點滅ハ電燈點滅器ニ依リテ之ヲ爲シ其ノ際成ルヘク電線、電氣器具等ニ手ヲ觸ルヘカラス、電線其ノ他電氣器具ヲ濕ラストキハ電氣ノ漏泄ヲ導キ易ク危害ヲ招クノ虞アリ故ニ室内電球電線、其ノ他電線、器具ハ成ルヘク濕ラサル様注意シ且ツ決シテ濡手ニテ取扱フヘカラス

電氣器具及室内電線等ヲ玩弄シ又ハ水氣アル手指ニテ扱ヒ或ハ跣足ノ儘土間ニアリテ之ニ觸ル、等ハ電氣ニ感シ易ク危險ナレハ電氣需用者ハ篤ク使用人等ニ教ヒ常ニ注意スヘシ

八、室内電線其他之ニ接続セル電氣器具ニ火花ヲ發シ或ハ其ノ他異狀アリト認メタルトキハ引込口開閉器ヲ遮斷スヘシ、引込開閉器ニハ麻繩ノ類ヲ附シ之ニヨリ容易ニ開閉器を遮斷シ得ル様ニ裝置スヘシ

觸電者ニ對スル應急取扱法

九、若シ電氣ノ爲ニ氣絶シタルモノアラハ直ニ被害者ヲ其ノ電線ヨリ取離スカ又ハ電氣ノ傳ハサル様便宜ノ方法ヲ施スヘシ

十、電氣ノ傳ハラサル様ニナスニハ電氣事業者ヲシテ適當ナル方法ヲ採ラシムヘキハ勿論ナルモ第八ニ記載セル方法ニ依リ引込口開閉器を遮斷スルカ或ハ乾キタル竹木ノ長キ柄ヲ有スル双物ニテ電線ヲ斷テ截ルヘシ（注意ノ標示アル電線ヲ除ク）被害者ヲ電線ヨリ取離ス場合ハ勿論此ノ場合ニ於テモ素手ニテ爲サ、ル様注意シ必ス乾キタル竹木或ハ布片類ノ如キ電氣ノ傳ハリ難キモノヲ用キテ之ヲ行フヘシ

十一、人工呼吸ヲナスニハ被害者ノ頸及胸部ノ衣類ヲ弛メ且ツ其ノ上衣ヲ脱シテ之ヲ疊ミ肩ノ下ニ敷キ頸ヲ後方ニ垂レシメ行フヘシ

第四款 林野火災及水害取締

概 説 森林がたゞに殖産に必要なるみならず、砂防水害、風害、潮害、及び火災の設備に必要なるは既に人の知る所である。然るに濫伐によりて之を害し火入により之を損すること尠からず、明治三十七年十二月三日農商務大臣は、農商務省訓令第十四號を以て「林野火災ノ豫防取締ノ件」を發布し

林野一タヒ火災ニ罹ルトキハ、多年ノ經營モ一朝ニシテ烏有ニ歸シ、多大ノ損害ヲ蒙ル場合尠カラズ、然ルニ尙末タ之ガ減滅ヲ見ルニ至ラサルハ、斯業ノ爲メ洵ニ遺憾ナリト謂フベシ、今ヤ冬季ニ向ヒ火災ニ對スル警戒ヲ加フ

ヘキ必要ノ時期ニ蒞メリ、特ニ今春以來縣郡市町村又ハ各種學校ノ企画ニ係ル戰時紀念ノ造林大イニ勃興シ、其他植林ニ着手スル者益多キヲ以テ、之ガ保護ヲ周到ニシ、克ク其効果ヲ收メシムルハ亦斯業獎勵上ノ一要務ナリトス仍テ自今一層火入及野火取締ヲ勵行シ、且ツ豫メ適切ナル豫防並ニ消防ノ方法ヲ講シ、適宜施設スル所アルベシと府縣に布達して居る、森林と水防砂防とが不即不離ノ關係にあるを以て、茲に森林火災の豫防と治水砂防に關する法規を研究しよう

森林法 は森林に關する原則的法律であつて、其の第二章に營林の監督を規定し、其第三章に保安林を明確にし

第十四條 主務大臣ハ左ニ掲クル場合ニ於テ森林ヲ保安林ニ編入スルコトヲ得

- 一、土砂崩壊流出ノ防備ノ爲必要ナルトキ
 - 二、飛砂ノ防備ノ爲必要ナルトキ
 - 三、水害風害潮害ノ防備ニ必要ナルトキ
 - 四、積雪又ハ墜石ニ因ル危險ノ防止ノ爲必要ナルトキ
 - 五、水源涵養ノ爲必要ナルトキ
 - 六、魚附ノ爲必要ナルトキ
 - 七、航行ノ目標ノ爲必要ナルトキ
 - 八、公衆ノ衛生ノ爲メ必要ナルトキ
 - 九、社寺名所又ハ舊蹟ノ風致ノ爲必要ナルトキ
- とし其の第六章森林警察に於て

第七十八條 森林原野山岳又ハ荒蕪地ニ於テハ地方長官ニ於テ必要ト認メ主務大臣ノ認可ヲ得テ指定シタル場合ヲ除

クノ外火入ヲ爲スコトヲ得ス

前項指定ノ場合ニ於テ火入ヲ爲サムトスルトキ又ハ前項以外ノ土地ニシテ森林ニ接近セル土地ニ火入ヲ爲サムトスルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ノ許可ヲ受クヘシ

第七十九條 前條ノ火入ヲ爲サムトスルトキハ豫メ防火ノ設備ヲ爲シ且ツ接近セル森林ノ所有者又ハ管理者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

と規定シ火入による森林火災の豫防をなさしめて居る

森林法施行規則 は森林法に規定せる火入に關シ詳細を左の如く規定して居る

第四十三條 森林法第八十七條第二項ノ規定ニ依リ火入ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ帝室林野管理局所管地ニ付テハ同局林野官吏林區署所管地ニ付テハ同署森林官吏其ノ他ノ土地ニ付テハ警察官吏ニ申請スベシ

火入ヲ爲サムトスル土地ガ他人ノ所有若ハ占有ニ屬スルトキハ所有者又ハ占有者ノ承諾ヲ證スル書面ヲ申請書ニ添附スヘシ但帝室林野局所管地ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條 前項ノ申請ヲ許可シタルトキハ第九號様式ニ準シテ許可證ヲ作り之ヲ申請人ニ交付スベシ

前項ノ許可證ハ火入者ニ於テ火入ノ際之ヲ携帯スベシ

第四十五條 火入ニ付延燒其ノ他危險ノ虞アルトキハ森林官吏又ハ警察官吏ハ何時ニテモ火入ノ差止又火入ノ方法若ハ期日ノ變更其ノ他相當ノ處置ヲ命スルコトヲ得

第四十六條 火入ヲ爲シタル者ハ火氣消滅シタル後ニ非サレバ其ノ場所ヨリ立チ去ルコトヲ得ス

第四十八條 第四十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者又ハ許可ヲ得タル期日ニ違ヒテ火入ヲ爲シタルモノハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス第四十六條ニ違反シタル者亦同シ

火入取締に關しては此外府縣令を以て取締が行はれて居る、而して樹枝の摩擦による自然發火を豫防するためには防火林、防火線の設備がなされる。

河川法 河川法は河川に關する原則的法律であつて、其の第三章に於て河川の使用に關する制限並に警察を規定し

第十七條 左ニ記載スル工作物を新築改築若ハ除却セントスルモノハ地方行政廳ノ許可ヲ受クベシ

一、流水ヲ停滯セシメ若クハ引用シ又ハ流水ノ害ヲ豫防スル爲メニ施設スル工作物

二、河川ニ注水スル爲メ施設スル工作物

三、河川ノ區域内ニ於テ敷地ニ固着シテ施設スル工作物又ハ河川ニ沿ヒ若ハ河川ヲ横過シ若ハ其ノ床下ニ於テ施行スル工作物

第十九條 流水ノ方向清潔分量幅員若ハ深淺又ハ敷地ノ現状等ニ影響ヲ及ボスノ虞アル工事營業其ノ他ノ行爲ハ命令ヲ以テ之ヲ禁止若ハ制限シ又ハ地方行政廳ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第二十條 左ノ場合ニ於テ地方行政廳ハ許可ヲ取消若ハ其効力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ既ニ施設シタル工作物ヲ改築若ハ除却セシメ又ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リテ生スル危害ヲ豫防スル爲メニ必要ナル設備ヲナサシムルコトヲ得

一、工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル管理ノ方法公安ヲ害スル虞アルトキ

二、河川ノ狀況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事實ニ因リ必要ヲ生スルトキ

三、河川ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ工事使用若ハ占用ヲ許可スル爲ニ必要ナルトキ

四、此法律ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ必要ヲ生スルトキ

五、法律命令ヲ違背シタルトキ

第二十三條 洪水ノ危険切迫ナルトキハ地方行政廳又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ現場ニ於テ直チニ防禦ノ爲ニ必要ナル土地ヲ使用シ土砂竹木其ノ他ノ材料車馬其ノ他ノ運搬具等ヲ使用若ハ徵收シ又ハ其ノ現場ニ在ル者ヲ使役シ又ハ家屋其ノ他ノ障害物ヲ破毀スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ地方行政廳又ハ其ノ委任ヲ受タル官吏ハ其ノ管内ニ於テ夫役ヲ命シ又ハ下級公共團體ニ命シテ土地材料運搬器具及ヒ夫役ヲ供セシメ又ハ市町村長其ノ他ノ市町村吏員等ヲ指揮シテ必要ナル處置ヲサシムルコトヲ得地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共團體ニ命シ豫メ洪水防禦ノ爲ニ必要ナル準備ヲナサシムルコトヲ得と規定して居るのである。

河川法に基く法令には河川法施行規程、河川法準用令、河川行政監督令、河川附近地制限令、開門通航規程等があり、河川法に關連するものに砂防法、砂防法施行規程、砂防法に依れる命令、砂防行政監督令、海岸砂防造林獎勵規程、等がある。是等の法規は直接消防組に關せざるもの多きを以て、茲に詳述するを避けたのである。

第五款 家屋煙筒灰置場等の取締

屋上制限の歴史 火災防備に消防機關の必要なるは勿論であり、道路の整備が消防の活動に必要欠くべからざることは、既に之れを述べた通りである。乍去消防機關が如何に改善せられ且つ充實しても、又道路が完全となり街路區劃が井然となつても、我等は之れのみを以て火災から全く安全なりといふことは出来ぬ。

消防器具は年々に進歩し、消防施設は歲々に改善せらるゝが、之れにも増して文化の發達は社會組織を複雑ならしめ放火の原因を多くし、煙筒、瓦斯、電氣、ガソリン、爆藥、化學藥品、其の他火事の卵は益増加し、之れに加ふるに生活の多忙は、世人の注意を火災にのみ止むることを不可能ならしめ、出火度数は年を追ふて累加しつゝあるは、統

計の示すところである。

茲に於て吾人が火災の災害から全く安全であるためには、「焼けぬ家」を造ることを必要とする、而して之れに消防器具其の他の施設を施して萬一に備へ、火の番其の他の警戒施設をなし、之れと消防施設の完備とを俟ちて、初めて吾等は火災から安全なとりいひ得るのである。ロンドンにも其の昔は木造建築多く、大火の苦汁に英斷を以て耐火建築になつた、我國にては氣候風土及び民族情操の關係上よりしても、又經濟の關係上よりしても、直ちに全部を「焼けぬ家」とすることは不可能であるといはれて居る、然し今日に於て既に學校工場等の建築費は、木造の「焼ける家」よりも「焼けぬ家」であるコンクリート造りの方が安價である状態にある、加之木材は製紙及び人造絹糸其他の材料であるバルブ製造に用ひられる、北海道樺太等の密林も其の爲めに伐り倒されて餘すところなく、建築用材木は不足を告げて居る、故にコンクリート造其の他の焼けぬ家に改むる必要がある。而して萬止むなくは火氣を取扱ふ場所、煙筒、ガソリン、其の他油類、爆發性、發火性、化學藥品、等の火事の卵の貯藏所、其の他出火の危険なる場所だけに、せめては耐火構造とし、又は耐火設備を施して、内部よりの火災を防止し、防火塀、防火扉、防火扉、不燃性屋根等の設備によりて外部よりの延焼を防ぐ必要がある、之れ法令によつて建築物に對する此種制限の規定せらるゝ理由である。

火災に對する家屋の制限に關する法令の歴史を見るに、徳川家康江戸入府後慶長六年日本橋駿河町より出火したるに際し、當時江戸は草葺屋根多かりしを以て延焼早く、其の焼失區域廣大なりしにより、幕府庶民に令して草葺屋根を板葺屋根に改めしめたるを以て嚆矢とするものゝ如くである。其の記録に

町中草ぶき故火事絶えず此序に皆板ぶきになすべきよし御觸あり云々

とある、其の後明暦三年の大火後、藁葺、こけら葺、そぎ葺、等を禁じ、塗屋、芝屋、茅葺、かきがら葺、となすべ

き旨町布令し、藁葺、茅葺、等は屋根に厚く土を塗ることが命ぜられ、又當時新に建築する家は三間梁以上のものを禁じた、之れ一つは大火後の復興に當り勤儉節約を奨励したると、一つは長屋建の延焼し易きにより防火上の見地より出でたるものといふべきである。

降つて享保十二年茅葺板葺を禁じ、瓦屋又は塗屋に改めしめ、從來庶民に其の建設を禁じられて居た土蔵造り塗屋を許して之を奨励し、市街所々に空地を存せしめて防火地又は避難地とした。地方にても次第に此制に倣ひたるが、中にも弘化嘉永の頃新潟奉行川村修就が新潟地方の屋根と瓦屋根との費用を比較し、瓦屋根一坪代二貫五百文、石屋根同じく錢八百三十二文八分但石屋根は年々葺替を要するを以て、十箇年目の總額は二貫六百六文三分四厘に達し、其の間既に百六文三分四厘の差あるを指摘し、瓦屋根を奨励したるが如きは、今日の木造建築とコンクリート造との比較に就きても同様の筆法を、吾人に示すものである。

其後明治時代に入り屋上制限の必要愈認められ明治十五年早々既に特殊建築に對する許可制を採用したるもあり、明治の中葉に至りては、各府縣令を以て屋上の葺覆用燃質材料を不燃質材料となすべき旨を命令し、或は改葺の期間を定め、警察署長が必要なりと認めたる時は、同期間内と雖強制的改革を施行せしめ、違背せる者は科料に處したる府縣もあつた。現行各府縣屋上制限規則、屋上葺葺規則(栃木縣)、火防規則(千葉縣)、等は何れも明治四十年頃の制定にかゝり、其他特殊建築の制限及取締に關しては、それらの取締規則によつて規定された、例へば銃砲火薬類の製造所、貯藏所に就いては、銃砲火薬取締法其他之れに關する法規に其の建築法建築の位置等が規定されて居るが如くである、劇場、寄席、觀物所、集會所、旅人宿、下宿業、アパート、デパート、料理店、宴會場、待合、貸座敷工場、學校、病院、等多數人の集合するものに關しては各府縣令によりて其の建物に就て規定し、浴場、鍛冶屋、其他に關しては、同様其の火氣取扱場所に就て、各府縣令によつて制限を行ふに至つた。

越えて大正八年市街地建築物法發布せられ、續いて市街地建築物法施行令、市街地建築物法施行規則、市街地建築物法施行細則の制定せらるゝに及びて、一層市街地建築物の取締は全國的に統一せらるゝに至つた。

煙筒及び灰置場の取締 煙筒は明治時代に入り火氣を取扱ふ職業次第に増加し、之れが爲め火災の原因となりたるを以て、構造設備を取締る必要を生じたと、衛生的見地よりも有害瓦斯を發散するもの、設置場所制限を必要とし、各府縣に於て府縣令を以て煙筒取締規則が制定され今日に及んで居る、之れに對し中央政府に於て制定したる規定なきは、府縣によりて事情の異なるものあるを以てであらう。

灰置場は地方農村に於ける火災の最大原因が、肥料用として作らるゝ灰の置場なる關係より、其の構造設備を嚴重に取締るべき必要を認め、之れ亦各府縣令を以て灰置場取締規則が制定せられた。

煙筒及灰置場取締規則は、之を獨立して設けらるゝを普通とするが、千葉縣に於けるが如く火防規則は一括したるものもある。

市街地建築物法 大正八年四月五日法律第三十七號を以て發布せられたるもので

第十一條 建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムベキ空地ニ關シテハ地方ノ情況地域及ヒ地區ノ種別土地ノ狀態建築物ノ構造前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ建築物ノ構造設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

防火地區内ニ於テハ建築物ノ部分ヲナス防火壁ハ土地ノ疆界線ニ接シ之レヲ設クルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ學校集會場劇場旅館工場倉庫病院市場屠場火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定ス特殊建築物ノ位置構

造設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
ト規定し、更に

第十七條 行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ切除改築修理使用禁止使用停止其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一、保安上危険ト認ムルトキ

二、衛生上有害ト認ムルトキ

三、本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物を建築シタルトキ
ト定め市街地建築の取締に關する大本を示して居る。

市街地建築物法施行令 (大正九年九月三十日勅令第四百三十八號)は、其の第一條に於て住宅地域内に於て建築することを得ざる建築物十項を擧げ、其の第二號中には玩具用普通火工品の製造、アセチレン瓦斯を用ふる金屬の工作、ドライクリーニング、セルロイドの加熱加工、又は鋸機を用ふる加工、墨、懷爐灰、煉炭の製造、煉瓦、土器類、陶磁器、人造磁石、又は城塙の製造、砂子の製造、又は砂吹等十六種が數えられて居る。而して第二條には商業地域内に建築不許可のものを擧げ、其の種類は住居地域と大差はない、又第三條には工業地域に非ざれば建築し得ざるものを示して居る。之れ等は火災防禦其の他保安上衛生上の必要より來りたるのであつて、第三條の二により本令施行以前に建設せられたる建築物に對する特別規定を設け、建築物の高さに關しては

第四條 建築物ノ高ハ住居地域内ニ於テハ二十メートルスを住居地域以外ニ於テハ三十一メートルヲ超過スルコトヲ得
ス但建築物ノ周圍ニ廣潤ナル公園廣場道路其ノ他ノ空地アル場合ニ於テ行政官廳交通上衛生上及び保安上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 煉瓦造建築物石造建築物木造建築物ハ高サ三十メートル軒高九メートルヲ木骨煉瓦造建築物木骨石造建築物ハ高八メートル軒高五メートルヲ超過スルコトヲ得ス

前項ノ石造ニハ人造石造及コンクリート造ヲ木造ハ土藏造ヲ包含ス

第一項木骨煉瓦造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ煉瓦積ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂ヒ木骨石造建築物トハ厚十センチメートル以上ノ石人造石又ハ「コンクリート」ヲ以テ木骨ヲ被覆又ハ填充シテ外壁ヲ構成スルモノヲ謂フ

一建築物ニシテ外壁二種以上ノ構造ヨリ成ルモノニ付テハ第一項ノ規定ノ適用ニ關シ制限ノ最嚴ナルモノニ依ル
とあり、之れ地震に對する危険を豫防するため、かくは定められたのである。

市街地建築物法施行規則 は大正九年十一月九日内務省令第三十七號によつて發布せられ、市街地に於ける建築物の詳細を規定し構造方法構造制限構造仕様に及んで居る。

市街地建築物法施行細則 は各府縣に於て市街地建築物法其の他之れに基く諸法施行に必要な諸點を規定したものである。

第四項 災害豫防施設

第一款 耐火耐震建築物

災害豫防施設は、廣義に之れを解すれば廣範圍に亘るが、茲には極めて狹義に解し、火災豫防に關してのみ之れを述べることにする。

消防の見地よりすれば、建築物が耐火建築であり耐震建築であることが理想であつて、市街建築物法施行規則に規

定めらるゝが如きものにより、市街が構成せらるべき時の一日も速に到着することが待望されて居る。

市街地建築物法施行規則によれば

不燃材料とは煉瓦石、人造石、コンクリート、石綿板、瓦、金属、陶磁器、硝子、「モルタル」、漆喰、の類を謂ひ耐水材料とは、煉瓦石、人造石、「コンクリート」、鉛、「アスファルト」、陶磁器の類を謂ふ
石造とは石造、人造石造、「コンクリート」造を謂ふ

壁は外壁と間壁とに別たれ外壁とは建築物の外側を構成する壁體であり、間壁とは建築物の内部を區劃する壁體である、而して壁體の耐火構造とは

イ、厚一尺以上の煉瓦造又は石造

ロ、厚四寸以上の鉄筋コンクリート造

ハ、厚一尺以上の孔煉瓦造厚六寸以上の鉄筋コンクリート「ホロブロック」造厚五寸以上の、鐵節コンクリート

ブロック造の類にして、地方長官がイ又はロに規定する壁體と同等以上の耐火効力ありと認むるもの

床又は屋根の耐火構造とは

イ、鉄筋コンクリート造

ロ、鐵骨を有する鉄筋コンクリート造煉瓦造又は石造

ハ、煉瓦造又は石造

ニ、最階下の床にありては土間叩石敷の類

ホ、鐵骨を有し「メタルラスコンクリート」網入硝子の類を以て覆葺する屋根にして地方長官の承認せるもの
柱の耐火構造とは

イ、煉瓦造又はコンクリート造

ロ、鉄筋コンクリート造

ハ、鐵柱にして耐火的に有効なる被覆をなしたるもの

ニ、石造にして地方長官の承認せるもの

階段の耐火構造とは

イ、鉄筋コンクリート造煉瓦造又は石造

ロ、鐵骨を有する鉄筋コンクリート造煉瓦造又は石造

ハ、鐵造

防火戸は甲種防火戸と乙種防火戸の二種があつて甲種防火戸とは

イ、鐵製にして鐵板の厚一五ミリメートル以上のもの

ロ、鐵骨コンクリート造又は鐵筋コンクリート造にして厚三、五センチメートル以上のもの

ハ、厚十五センチメートル以上の土藏扉

ニ、其他地方長官前各號に準すと認むるもの

乙種防火戸

イ、鐵製にして鐵板の厚一、五ミリメートル未満のもの

ロ、鐵骨コンクリート造又は鐵筋コンクリート造にして厚三、五センチメートル未満のもの

ハ、木造又は鐵造にして屋外に面する部分を厚三センチメートル以上のモルタル漆喰又は適當なる厚の石綿盤の類を以て被覆したるもの

- ニ、其の他地方長官前各號に準すと認むるもの
 準耐火構造とは左の各號の一に該當するもの
- 一、鐵骨造にして外部を生子板張となしたるもの
 - 二、鐵骨又は木造にして外に左の各號の一に該當する被覆をなしたるもの
 - イ、外面に石煉瓦又は人造石の類を用ひ其厚三寸以上のもの
 - ロ、瓦貼の上にセメント、モルタル塗とし厚合計一寸二分以上のもの
 - ハ、厚一寸二分以上のセメントモルタル塗又はコンクリート塗
 - ニ、セメントモルタル塗の上に化粧煉瓦張とし厚合計一寸二分以上のもの
 - ホ、木骨土藏造にして塗土漆喰等の厚合計三寸以上のもの
 - ヘ、其他地方長官之れに準すと認めたるものと規定されて居る

第二款 木造建築に必要な注意

消防の見地よりすれば、建築物の總てが防火建築であり耐震建築であることは理想ではあるが我國の慣習及び現在の經濟状態よりすれば、此の理想が實現するまでには尙ほ相當の期間を必要とし、其の間木造建築の行はるべきは明である。

木造建築と雖も之れに相當の注意を拂へば、防火又は耐火に役立つものであつて、之れに必要な注意を拂ふことは、建築者の當然の責務ではあるまいか。

之れを消防人の立場よりすれば、かゝる耐火的木造建築の増加を慫慂すべきであると共に、其の爲めに生ずる消防

戰術の變化を考慮研究するを必要とする。木造建築に必要な注意事項の主なるものを掲ぐれば次の如くである。

- 一、**屋根** 屋根は耐火構造に非ざれば、不燃材料を以て覆葺し、瓦は引掛棧瓦を用ひ野地に緊結す、亞鉛板等を以て覆葺する場合は、強風のため吹き飛ばさるゝことなき様充分なる注意を拂はねばならぬ、耐震の見地よりすれば屋根は可成的重量を減すべきである。
- 二、**高サと廣サ** 木造建築にありては餘り階數の多きもの、又は建坪の大なるものは之れを避けねばならぬ、建坪の大なるものにおいて、適當に防火壁を設けて建物を區分し、防火壁の個所には防火扉を備ふべきである。
- 三、**筋違及び支柱** 出來得る限り筋違を入れ堅固に構築し、巧に支柱を取り入れて耐風耐震に備ふ
- 四、**締付金物** 必要個所には「ボルト」「カスガイ」等を用ひて堅固に締付けを行ふ
- 五、**外壁** 我國在來の土藏造り或は木骨鐵網（メタルラス）コンクリート塗構造とする、最も簡單には外部を銅板亞鉛板其の他の金屬張とするも一方法である
- 六、**木材** は防火劑を塗布し又は注入して使用する
 防火劑としてはソニカベイント、サイヤナイト、マグナイト、キシレンプロセス、等が擧げられ、志賀博士法といひ明礬、綠礬、朋砂、鹽化亞鉛、硫酸銅、硫酸苦土、礆砂、硫酸アンモニア、タングステン曹達、磷酸曹達、等の溶液を用ふる方法がある
- 七、**出入口及び窓** には防火戸を設置する
- 八、**通風根** は煙筒の如き作用をなし、延焼を助くるを以て絶対に之れを避け、止むを得ざる場合は防火壁を以て之れを仕切る
- 九、**渡廊下** は延焼を助くるを以て出來得る限り之を省く

十、煙筒 は屋根上に二尺以上を出す、但長きに失する時は墜落破損の虞あるを以て、之れに部分補強をなし、然らざるものは三尺以下に止むること。又煙筒の直下部に軒ある時は、其の軒より更に二尺以上を突き出し、小屋裏床裏等露出せざる位置にある金屬煙筒は、金屬以外の不燃材料を以て覆ひ、金屬煙筒に木材其の他から五寸以上を離し、又は三寸以上の金屬以外の不燃材料を以て其の部分を覆ふ

十一、物干と物見臺 の相當大なるものは金屬板を以て被覆し、又は全部金屬にて構成する等の防火施設を施す

第三款 屋内防火設備

屋内防火設備として、各戸に天水桶其の他の備付を命じたるは、徳川時代に其の源を發し、明治時代に入りて工場病院、學校等の大建築を初め、劇場、料理店、旅館、其の他に消火器具の備付けが命ぜられた。

輕便唧筒 各戸備付消火器具として最も最初に用ひられたるは天水桶と長柄杓であるが、是等に就ては既に第二節第二項に於て之れを述べたれば茲に之を省略する、其の後に用ひられたるは簡單なる水鐵砲式の唧筒で、龍越はそれである、初め木製のものが主であつたが、後には金屬製で空氣室を備えたるものが現れ、藥品消火器と並び用ひられた。

藥品消火器 輕便唧筒は一々水を運ばねばならぬ不便がある、よつて此不便を除き、水を運ぶ間に先づ消火することが出来、格納するにも棚其他手近に置かれて場所を取らず、易しく持ち運び然も使用方便なる様考案されたものが所謂「消火器」である。

消火器には種々の型式のものがあるが、破壊式と轉覆式の二種に大別することが出来る、其の原理は、金屬製の容器に重炭酸ナトリウム溶液を充し、別に其の器内に強硫酸を入れて密閉した硝子瓶を装置し、非常の際其の瓶を破壊又は轉覆せしめて化學作用を起さしめ、之れによつて容器内に發生したる炭酸瓦斯の壓力を利用し、容器内の液體を

噴出せしむるにある、而して普通型のもので、五十ポンドの壓力で一分半乃至二分半、二十尺乃至三十尺の距離に放水することが出来る、其の噴出する液體は曹達と酸との水溶液であるから、冷却と同時に空氣遮斷の副作用を起し、普通清水を注ぐよりも効果的である。型式によりては藥液の噴出後直ちに輕便ポンプとして利用し得る様製作せられたものもある。

此種の消火器を使用するに當りて注意すべき事項を擧ぐれば

- 一、購入の際容器が器内の發生壓力に耐え得る哉否を充分注意せねばならぬ、若し材料粗悪なるか、製作粗雑なれば瓦斯發生と同時に破裂して思はぬ危険に遭遇する虞がある
- 二、時々噴水口の検査が必要である。容器中に充さる、曹達水は、氣温のため發散し、噴水口其の他に残留物を固著せしめ、諸口を固く閉塞する、若し之れを知らずして使用する時は、容器は爆發する危険がある、故に時々之を検査し残留物等の附着せるものは之れを取り除かねばならぬ
- 三、少くとも六ヶ月毎に内容液の検査を要す。これ曹達水の蒸發に原因し、炭酸瓦斯の發生不能となることあるがためである。検査方法は内容液を少しく取り出し、之れに濃硫酸を滴らし、沸騰するや否やを検すべし、若し沸騰せざる時は内容液を取り替ふる必要がある。
- 四、使用後は充分に容器を洗滌したる後藥液を填めることを忘れてはならぬ。消火液は強硫酸等酸性液であるから金屬を犯す、従つて消火器は眞鍮其の他比較的其の害を受くることの少ない材料を用ひて製作され、鑄止装置は施してあるが、時に腐蝕せぬとも限らぬ、若し腐蝕個所があれば、使用に際し破裂の虞がある故である。

消火球 消火器は便利であるが取扱上に種々の缺點があるを以て之を補ひ、然も婦女子にも取扱ひ得る様改良せられたるものが消火球である、消火球には手擲球と自働球とがある。手擲球は文字の示す如く、手に取りて火點に向ひ

投擲するもので、自働球は發火の危険ある個所の天井に吊るし、非常の際自働式に落下破壊せしむるのである、其の原理は鹽酸石灰の濃溶液又はグリセリン混用の曹達液と、壓縮空氣又は壓縮炭酸瓦斯とを硝子球中に填充密閉したもので、非常に際し火點目掛けて之れを投げ付けて破壊せしむれば、消火液は飛散し消火の目的を達せんとするので必ずしも火點に落下するを要せず、火點に近く破裂すれば、壓縮氣體の作用で消火液は效力を發揮するのである。消火球の缺點は、消火液が金屬其の他を侵蝕すること、及びガソリン其の他の發火に對しあまり効力のないことである。

砂バケツと砂囊 普通火は水を以て消すことが出来る、然し電氣發火の場合之れに注水すれば、水は電氣の良導體なるを以て感電の危険があり、化學藥品油類の發火に注水すれば無効であるばかりでなく、却つて炎を飛散させ延焼を惹起する危険がある、そこで之等の火に對しては冷却法によらず窒息法により空氣を遮斷して燃焼を防ぐの要がある、此目的に於て砂が用ひられる。即ち砂バケツ又は砂囊は、非常に際し其の中に藏する砂を火の上に打ち撒きて之を覆ひ、空氣を遮斷して燃焼作用を留むるため、携行取扱に便利ならしめんとして考案されたものである。

粉末消火器 砂バケツや砂囊は重くして取扱ひ難く、又場所によりては全く使用し得ざる不便がある、此不便不利を補はんとして生れ出でたるものが粉末消火器である粉末消火器には單に金屬製容器に重曹の粉末其の他を詰め、常時之を釘に掛け置き、非常の際強く下方に引きて蓋を外し、粉末を以て火を覆ふに便ならしめたるものと、壓縮空氣又は壓縮炭酸瓦斯を利用し、重曹其の他の粉末藥品を噴出せしむる構造のものがある、外國製粉末消火器は、我國の溫度氣候に添はず不適當であり、甚しきは全く効果なきものがある、故に粉末消火器は内國製器にて、填充物の粗悪ならざるものを撰ばねばならぬ。

ピストル型消火器 砂又は普通粉末消火器は、出火面積の小なる場合、又は低い箇所、床上等の以外使用困難であ

る、此不便を除去せんがため種々の型式のものが考案され、壓縮氣體を應用したものであるは前項に述べたが、ピストル型消火器も亦其の一種である、此器は大正十一年獨逸より輸入せられたるに因を發し、獨逸製のものには裝藥中に純火藥が使用されたため、銃砲火藥類取締法に抵触し、一般使用を許されざりしが、火藥に代る瓦斯發生藥が發見され、消火藥も改良せられ、油類、電氣に對しても卓越せる効果を現し、使用範圍は擴大された、而して其の使用に當りては、壁、天井等に向つても發射することが出来、普通粉末消火器よりも便利である。

不凍消火器 液體消火器は電氣油類に對する出火を除いては、粉末消火器に優ること數倍である、然し乍ら既に述べたる如く種々の缺點あるのみならず、冬季にありては内容液が凍結して用をなさぬ場合がある、茲に於て四鹽化炭素を主劑とする各種の不凍消火器が考案せられた、其の型式は主として壓縮空氣式と壓縮瓦斯式とであり、稀にはポンプ式のものもある。四鹽化炭素は水より比重重く、熱を奪ふ量は、水の二倍であり、攝氏七十六度の熱に逢へば蒸汽となり、其の蒸氣は空氣より重く、従つて燃焼物に對し空氣を遮斷し消火せしむるが故に、消火劑としては申分はないが、之亦金屬に對する侵蝕は免れ難い。

此種消火器の特長は消火劑の効力不變なるが故に、填替其の他の手数を要せざることであるが、常に空氣又は瓦斯の壓力が百五十ポンドを保たせ置くの必要がある、然れども壓力は自然に減少を來たすを以て、時々之れを補填せねばならぬ、萬一之れが補填を怠るときは、非常に際し藥液は噴出せず、急場の役に立たぬこととなる。

泡沫消火器 泡沫消火器は不凍消火器の一種で、其の型式は壓縮氣體式とポンプ式とがあり、之れに對する注意も亦不凍消火器と變りはない、たゞ異なるは内容液であつて、彼は四鹽化炭素を主劑としたるに對し、之れは明礬と「カニソー」との混溶液、又は石鹼水を用ふるのである。此等溶液は噴出せらるゝとき泡沫状態となりて飛散し、泡沫によつて火を包み、窒息せしむるのである、故にガソリン、アルコール等の火に對しても有効であり、電氣に對しても

使用が出来る上に、金属に對する侵蝕度も最も少ない。

水道の利用 其の最も簡單なるものは各家庭の普通給水栓の利用であつて、ホースの一端に特殊取付金物を用意し他の一端に管鎗を取り付け、非常の場合ホースを特殊取付金物にて給水栓に結合するのである。

屋内消火栓 水道利用の規模の大なるものには屋内消火栓がある、即ち建築物内壁に消火用給水管を配置し、必要の個所に消火栓箱を設け、其の箱内に消火栓弁を装置し、之れにホース及び管鎗を用意するもので、非常に際してはホースを擴め、弁を開くのみにて水はホースを通じ強力な壓力で噴出する装置である。之れには公共水道を利用するものと、構内特設井戸とポンプを利用するものがある。

スプリンクラー スプリンクラーは室内消火設備として最も有效なものであつて、建物に配置された消火用給水管の支管の數條を、室内の天井、側壁に開口させ、之れに水を噴射するスプリンクラー・ヘッドと稱する金具を装置するスプリンクラー・ヘッドは一種の栓であつて、其の尖端には攝氏七十五度内外で熔解する特殊合金が装置される、一度出火し屋内の温度が上昇すれば、スプリンクラー・ヘッドの熔解度の低い特殊金属は倏ち熔解し、こゝより水は自動的に噴出する、然も其の水を最も有効に利用するため、圓板狀に擴がりて噴水するのである。

ドレンチャー ドレンチャーは、窓、軒先、出入口の上方に配置された消火用給水管の支管に、數個の「ノツヅル」を附したもので非常に際し手働によりて給水支管の弁を開き、ノツヅルより噴水せしめ、外部よりの火災の侵入を防ぐ装置である。

スプリンクラー及びドレンチャーは、主として大建築に應用され、公共水道より給水されるものもあるが、屋上の水槽と連絡し特設井戸より電動機又は内燃機關によつて揚水、給水するものが少くない。

第四款 屋外災害豫防設備

概説 屋外災害豫防施設として擧ぐるものは、火災豫防に防火林、防火廣場があり、水害豫防のものには水源涵

養林、開門、堰堤、堤防、防波堤、防砂林、防潮林、等があり、風害豫防に防風林があり、雪害豫防に防雪林がある此等の災害豫防施設は、森林法、河川法、砂防法、等の規定により國により、地方自治團體により、又は組合によつて施設せられ、防風林、防雪林、防砂林、防潮林、水源涵養林、等は風致林を併せて保安林と稱せられて居る。

防火林 防火林には森林の火災を豫防するを目的とするものと、建築物の火災を豫防するを目的とするものとの二つがあつて、學術上には、前者を防火林帯と、防火林套との二つに別ち、後者を陽火籬と呼んで居る。

防火林帯 といふは樹枝の摩擦による森林の自然發火を豫防し、又は森林火災の廣範圍に及ぶことを防止するため火災に罹り易き針葉樹の間に、常綠闊葉樹の如き火災に罹り易くない樹種を撰びて帯の如く永く植込み、植林を分割するものをいふ。

防火林套 といふは、防火林帯と同一の目的を以て、針葉樹林の周圍に常綠闊葉樹を植え込み、林套内部の出火を豫防すると共に、外部よりの火災の侵入を防がんとするものである。

防火林帯及び防火林套と共に小徑、小溝、を設けて防火線を設けることは、殖林上極めて肝要な事である、而して殖林の樹種と地形とにより、防火林帯と防火林套とか適當に配置せらるべきである。

防火籬 即ち建築物を外部よりの延焼より保護し、又は外部への延焼を防ぐ爲めの防火林は、防火廣場と共に古來主として神社佛閣等の特殊建築物保護の爲めに設けられた、かゝる施設は神社佛閣の崇高森嚴の度を増さしむると同時に、其の美觀を添ふること甚大である。されは今日に於ても「鎮守の森」といふが如く、神社、佛閣のある所必ず森林あり、一層其の設備に意が用ひられ、森林法中にも社寺の森林に就て規定して居るのである。

農村にては個人の居宅にても防火籬を設けたるものは少くないが、市街地にては之れを見ること極めて稀有なるは

止を得ぬ。

町村の防火林の一例を示せば、新潟縣高田市のものは、延寶四年三月二十九日、朝來雨の風強く吹きすさんで居たが、己の刻伊勢町の南方高田新田の農家火を失し、伊勢町より直江町に延焼して在方に飛火し、市内にて難を免れたるは春日町及び上田端の二ヶ町に過ぎなかつた、之れに鑑み高田新田の民家を現地に移し、荒町との間に防火林を植えたるは有名な話である。

防砂林、防風林、風致林等にして市町村の防火林を兼ねるものに決して珍らしからず、森林法に之を保安林として特別に保護しつゝあるは既に述べた如くである。

防火廣場 道路の防火線となり、道路の要所に廣場を設け、消防及び避難に便するは既に述べたが、神社佛閣の境内に廣場を設くるも亦同様の目的であり、高崇なる殿堂を火災より保護する爲である、若し之れに公園的施設をなせば、火災の延焼を防ぎ、避難所として役立つのみならず、市街の美觀を添へ市民の健康上其効果は愈大となる。

防火廣場を市街の要所に設けたるは徳川時代よりであるが、其の當時は單なる廣場であつた、其の後廣場に植樹し水呑所、ベンチ等を設くるに至つた。

震災後東京市内各所殊に小學校の附近に此種の廣場を設け、小公園を増置したるは、防火と都市の美觀を一石二鳥の舉に出でたるものといひ得る。

水源涵養林 水源涵養林には二つの目的がある、其の一つは山津浪の防止であり、一つは多摩川上流地方に於て東京市の經營するが如き、水源の涵養である、富士山麓の森林帯が水源涵養に有効であつて、之れにより水害が防止され居るは隠れなき所であつて、諸子の既に知る如くである、治水と水源涵養林とは大なる關係がある。

防砂林 防砂林には山地に於けるものと海岸に於けるものと二様がある、山梨縣下にては、河川の氾濫を防ぐた

め防砂林を奨励し、好成绩を示して居る、海岸地方の防砂林は防潮林としても役立つて居る。

防風林防雪林に就ては説明するまでもない。

開門堤防、堰堤、防波堤、等に就ては必要に應じて既に述べた、而して之れが研究には簡單に之をなすこと能はず故に茲には之を省略する。

第八節 消防應援團體

第一項 總 說

消防應援團體の意義 消防組の職任は災害警戒防禦にあるは、既に幾度か繰り返して述べた如くである、然れども災害の警戒には、消防組員以外のものゝ援助を必要とする場合が頗る多いのである。「火の用心」。それは社會人の重大なる義務であつて、建築物にはそれ〴〵適當なる防火施設を施し、火氣取扱場所、煙筒、蠟燭、煙草吸殻、等に就ては充分の注意を拂ふべきは謂ふまでもないことである、而して市街地に於ては、災害の起るれば警官によつて警戒線が布かれ、一般交通は遮断せらるゝが、罹災民及び危険區域内在住者の避難と財物の搬出と、急を聞いて應援に馳せ付けた災害地區及び其の附近の居住者の親戚故舊によつて、相當混雜する。其の中に於て消防のために活動する消防組員の困難は非常である、故に其の混雜を整理し、避難者を誘導し、消防組の活動を容易ならしむると共に、飛火を警戒し、盜難を豫防し、負傷者の救護に當る等は、一般人の協力してなすべき事柄である、地方農漁村に於ては消防組が災害現場に馳せ付けるまでには相當の時間を要する場合あり、消防組の到達せざる以前消防すると共に、消防組の出動したる際は附近の警戒に當るも、亦一般人に於てなさるべきで、地方農漁村に於ては市街地に於けるより

も警官の配置少なきを以て市街地と異りたる意味に於て、災害現場附近の警戒を必要とし、又消防組の活動を容易ならしむるための一般人の協力が必要である、斯く一般人が消防組を應援することが必要であるが、統制なき烏合の衆の應援は、却つて災害場を混乱せしめ、消防の妨害にこそなるが援助とはならぬ、茲に於て消防應援團體が起きたのである。

茲に謂ふ所の消防應援團體とは、災害時に際し直接又は間接に消防組の活動を援助し、消防組の全能力を發揮せしめんとするもの、及び平時に於て直接又は間接に消防組の活動を援助し、災害を未然に防遏せんとするものをいふ。

消防應援團體の發達 徳川時代江戸市民は、各自火事装束を用意し、火災あれば出動したが、其の内の大部分は彌次馬であつた、而して之れを整理するためには高札に

一、火事出来の時みだりに馳せ集るべからず、但役人指圖のものは格別たるべき事

一、火事場へ下々相越埤不盡に通るに於ては御法度の旨申聞かせ通すべからず、承引なきものは搦め取るべし、萬一異議に及ばず、討捨てたるべき事

なる條項を加へしむるに至つた、之れは當時未だ消防應援團體なく、幕府が火災取締に如何に苦心したるかを偲ばしむる。明治時代に入りても災害場の取締については、當局は相當の苦心を拂ひ、警戒區域に關する種々の法規現れ、警察犯處罰令に於て罰則を設けたるは既に述べた通りである、然るに明治四十三年帝國在郷軍人會生れ、災害あれば出で、非常線の警戒、交通整理に當りたるを初めとし、世人の消防に對する關心漸次喚起せらるゝに伴れ、各種團體は創設せられて現在に及び、平時消防組の活動を援けたるものには、江戸時代既に火の番あり、此制度は明治大正を通じて昭和の今日盛に行はれ、明治二十九年より四十一年までに火防組合の設けらるゝありて次第に發達し町會社會奉仕團等を見るに至つた。

消防應援團體の類別 消防應援團體を大別すれば

一、直接消防組の活動を應援補助するもの

二、間接に消防組の活動を應援補助するもの

の二つとなり、第一に屬するもの、中には消防組の補助應援を目的として設立せられたるものと、其の設立の目的は異なるも、實際には消防組の補助となり應援となるものがある、又此類別は確然たる區劃あるにあらずして、一と二とを兼ねたるものも決して少なくない、公設消防組を基準として消防應援團體を擧ぐれば

- 一、私設消防組
- 二、自衛消防組
- 三、青年義勇消防隊
- 四、婦人消防隊
- 五、少年消防隊
- 六、婦人消防後援隊
- 七、火防組合
- 八、水害豫防水利組合
- 九、帝國在郷軍人會
- 十、青年團
- 十一、町會
- 十二、社會奉仕團

等が挙げられるのである。一より八までは消防組の活動を應援し、又は補助するを目的として設立せられたものであつて、然も一より五までは直接消防組を補助應援することを主たる目的とし、必要に応じて第一線に立ちて消防の事に當るもので、消防機械器具を有し、消防訓練を受け、之れを呼んで準消防組といふべく、五より八までは消防組の補助應援を目的として設立せられたものであるが、間接の補助と應援を主とし、多くは消防器具を有せず、又消防訓練を受けない。九より十二までは社會奉仕を主たる目的とし、之れに關連して消防組を援助するもので、間接的補助を主とし、消防器具を有せず、又消防訓練を受けぬものが大部分である。

第二項 私設消防組

地力自治團體即ち市町村にある消防組にあらざるものを、一言にして私設消防組と稱して居るが、仔細に之れを考察すれば、其の實質に於て公設消防組と異なることなく、當然公設消防組たるべきものにして、私設消防組として存続するものと、公設消防組が設置せられ居る市町村の一町又は一字に、其の町又字の自衛の爲めに設置せられ居る私設消防組とがある。前者は公設消防組に準すべきものであつて、之れを以て消防補助團體といふは當を得たものではない、故に之れに對しては後章現代消防に於て述ぶることとし、茲にては後者、即ち公設消防組の設置しある市町村内の一町又は一字の自衛のために設けられたる消防組に就て、いふのである。

茲に所謂私設消防組即ち公設消防組の補助機關としての消防組は、例へば門司市に於ける大里消防組、新潟縣味方村味方私設消防組一番組同二番組等が好適例であつて、自町自字の災害には第一線に立ちて消防に當るが、自町自字以外の災害には公設消防組の活動を補助し、主として飛火の警戒其他の警備の任に當り、其の組織、形態、訓練、等公設消防組に準じて行はれて居る、其の起源に就ては二系統がある、他は公設消防組設置以前より存続し、其の町

又は字の水火災の護りとして古き歴史を有し、公設消防組の設置に際し、當然之れに加へらるべきものが、種々の事情により獨立し來りたるもの、他の一は公設消防組設置後に於て自町又は自字の警備のため、設置せられた團體である、此種消防組に最も必要なるは、公設消防組との連絡であつて、若し二者の間の連絡統制に於て缺くるが如き事あれば、相對立して消防上思はぬ失態を演ずる場合なきを保し難い。

元來此種消防組の存在は議論の存する所であつて、消防組規則に重きを置くものは、一市町村内の消防は一公設消防組によつて掌らるべきもので、若し公設消防を以て欠くる所あれば、其の組織を改廢して全市町村の護りを固くしそれが補助團體であつても、町又は字に於て經營する消防組を存続すべきでない主張する、著者も亦此説に賛意を表するもので、統制の上よりも、經濟の上よりも、かくあらねばならぬ、殊に私設消防組の存続が、僅かの感情の問題より來るとき、一層其の感を深からしむるのである。乍去之は理想であつて、實際に當りては其の土地の實情を考究斟酌し、其の是非を決すべきで、要は其の土地の實際に即したものでなくてはならぬ、而して出來得る限り理想の實現に努むべきは勿論であつて、過渡期的現象たる私設消防組の解消の時が來るであらう。

第三項 自衛消防組

自衛消防組又は自衛消防隊といふは、官衛、學校、病院、銀行、會社、商店、工場、倉庫、其他に於て自衛のため設置したる消防組織をいふのである。

官衛自衛消防の最も顯著なるものは、宮内省の皇宮警察消防組であつて、其の組織は皇宮警察署長の監督取締の下に組頭、小頭、消防手の職制あり、皇宮を初め宮内省所管の官殿其他の消防を掌るものである。

其の他の官衛に於ても警手其他を消防手とし、消防機械器具を備へ、其の官省の警備に當つて居る。

學校、病院等にては、職員、學生、警手、看護婦、等を以て消防組を組織し、救護及び避難演習を勵行し、其の消防施設の極めて優秀なるもの尠くない、例へば千葉醫科大學に於けるが如き其の好適例である。

銀行、會社、商店、工場、倉庫、等の自衛消防隊は、守衛其の他の雇員を以て組織し、庶務を司る職員を以て之れが揮揮者となすか、又は特に消防の爲めに雇ひ入れたるものをして消防のことに當らしめ、職員之れが指揮を掌るかを普通とし工場にては職工及び守衛を以て消防手とし、職員を指揮者とするもの多く、組長、小頭、什長又は伍長等の職制を布き、統制見事にして、機械器具の如きも新式の動力唧筒を初め、優秀なる施設を有するもの極めて多し。

之れ等自衛消防組は、各自構内の警備を目的とし、其の指揮監督は各自團體經營者に屬するもので、警察權に屬するものではない、従つて其の組織の如きも全く自由で、各首腦者の意見によるもので、全く區々である、銀行、會社、商店、工場、等豊富な資金を擁するものは、其の機械器具及び其の他の施設新式優秀なるもの多く、紀律訓練亦公設消防組をして撞着たしむるものがある、此等自衛消防組は其の目的より構内の警防に限らるゝが、一般災害に應援出動すること決して少くない、而して其の場合に於ては當然警察官の指揮監督を受くべきは勿論にして、一般の災害出動には警察官の許可を受くべきである。

第四項 青年義勇消防隊

市町村の警防は原則としては公設消防組によつてなさるべきものではあるが、地方の狀勢によりては之を許さぬものがある、例へば公設消防組の區域數字に亘り、非常に際し出動に時間を要するか、又は消防に手不足を感じ、或は消防組擔當區域内に於ける人口戸數が急激なる發展をなし、未だ充分なる施設なき場合等、是れである、かゝる場合に於て消防組の欠を補ふため、而して又消防組員養成の目的を以て、青年團員、青年訓練所員、其の他を以て消防組

應援團體を組織し、非常時に際し消防組の活動を援助せしめ、又平時に於ける消防組の活動の一部たる、夜警又は火氣取扱場所を臨檢補助等をなさしむることが行はれる、此團體を青年消防隊、青年義勇隊、又は青年消防義勇隊等と稱せられて居る。

青年消防隊又は青年義勇消防隊は、公設消防組又は私設消防組にして公設消防組に準すべきもの、幹部によつて指導せられ、多くは之れに従屬して活動するものであつて、補助團體としての私設消防組及び自衛消防組と異なる點も其所にある、即ち彼は一地域又は構内を限り獨立した消防組であつて、其の地域は構内を出づれば補助團體であり、應援團體であるに對し、此れは補助團體であることが目的であつて、其の第一線に立ちて活動するは、獨立したる團體としてではなく、獨立せる消防組の指揮指導によるのである。明治前期に於て、若衆連即ち今日の青年團員を基幹とし、各字單位に消防組が設置せられ、地方によりては大正年代まで存続したが、此等の消防組は其の組員の大部分が青年であつたといへ、之をこゝに謂ふ青年消防隊として取扱ふべきではない、何となれば彼等は獨立した立派な消防組であつて、補助團體ではないからである。

青年消防隊は獨立した消防組ではなく、消防組の補助たることを目的とするのであるが、其の訓練は消防組同様に行はれ、消防組の演習に参加するを常とし、消防機械器具を有し、獨立消防組として何等遜色なき優良部隊も少なくない、又部隊によりては別に消防機械器具を有せず、災害場の取締、交通整理、避難者の誘導、盜難及び飛火の警戒に當るを任務とし、必要の場合消防組の唧筒其の他の機具を利用第一線に立つものである。

第五項 婦人消防隊

婦人消防隊は又婦人消防組とも呼ばれる。消防組規則に従へば消防組員は男子たることを原則とする、然るに男子

が他地方に出稼し、又は漁業に従事し不在勝にて、消防の事に當り得ざる地方にありては、婦人をして消防組を組織せしむることがある。東京府下には昭和四年一月六日、我國有史以來の盛儀たる第一回消防組の御親閲に際し、堂々分列行進を行ひて、聖上陛下の御親閲を受けたる名譽の婦人消防組あり、新潟縣には紀律訓練優秀にて表彰せられたる婦人消防組あり、此等婦人消防組は唧筒操法に於て、災害場裡の活動に於て、男子に比し優るとも劣らぬ活動を續けて居る、千葉縣日吉村婦人消防隊は一層其の活動範圍を擴張し、後に記す婦人消防後援隊としての活動目醒しきのみならず、唧筒操法に於ても優秀なる技能を有して居る。婦人消防組は此等の外各地に其の例を見るが、何れも男子に伍して優秀なる成績を挙げつゝあるは注目し値する。

婦人消防隊中には公設消防組の部をなすものもあるが、多くは青年消防隊と同様、消防組に從屬し、消防組幹部の指揮に從つて活動し、其の性質私設消防組及び自衛消防組と其の趣を異にして居る、此點に於て私設消防組が何時の時代にか全部解消せらるべきものに反し、自衛消防組、青年消防隊と共に、婦人消防隊も今後も尙存続し相當發達を見るであらう。

第六項 少年消防隊

少年消防隊は多くは一小學校を單位とし、尋常五六年以上の學童を以て組織し、兒童に消防觀念を鼓吹して弄火其の他の惡習を防止し、兒童を通じて家庭の警火思想を徹底せしめ、一面に於ては團體的活動の觀念と公德及び義侠精神を涵養せんとするものであつて、非常に際しては消防組の補助隊として後方勤務に服せしめ、場合によりては第一線に立ちて消防に當り得るため、唧筒操法其の他の消防訓練を施し、防火デー其の他の機會に於ては、警火思想普及運動に参加せしむるを目的とするのである。

かゝる目的によつて指導せられ、訓練せらるゝ少年消防隊の活動は、極めて効果的であり、東京府を初め静岡、埼玉、新潟等各府縣下に於て相當の成績を挙げ好評を博して居るが、其の最も發達し居るは千葉縣であつて、日吉村少年消防隊の如きは以て範となすべく、同縣下にて縣知事より表彰せられたるもの數隊に達して居る。

少年消防隊の組織は區々であつて、一概に之れを述ぶること能はざるも、大體に於て小學校指導を指導者として、尋常五六年以上の兒童の自治團體とし、隊長、副隊長、等の幹部は兒童の互選により、通學區域を適當の班に別ちて之れに班長を置き、消防訓練は學校所在地の消防組幹部の指導を受け、定時若しくは臨時に消防演習、避難演習、救護演習、不時呼集を行ひ、班を單位とし家庭への警火思想の普及に力め、消防組の演習に参加又は見學し、非常の際は消防組の後方勤務として交通整理、飛火警戒、等に充分の活躍をなし得る様訓練せられて居る、其の詳細は後章各府縣の章を参照せられ度し。

第七項 婦人消防後援隊

第五項に於て述べたる婦人消防隊は、消防の第一線に立ちて活動すべく消防訓練を受けて居るが、消防の後方部隊として消防組の應援をなすものに、婦人消防後援隊がある。

婦人消防後援隊は、處女會、女子青年團の會員を基幹とし、消防組應援を目的として組織せらるゝもので、之れには消防訓練を受くるものと受けざるものとがある。而して其の活動の範圍の如きも、千葉縣日吉村女子消防隊の如く避難者の救護及び誘導、消防組員への焚出、飛火の警戒、警火思想の宣傳をなし、必要に應じては第一線に立ちて消防に當るため訓練せられだる、活動の範圍廣きものと、埼玉縣藤澤村家庭消防班の如く、大字内各戸にフリキ製マツチ蠟燭入れ、バケツを配布し、マツチは必ずマツチ箱に收めて子供の手の届かぬ所に置き、出火ありたるときはバケ

ツを以て唧筒へ水を運ぶことを注意し、又大字内要所に輕便唧筒十個を設備して一般の使用に供せしむるが如く、防火施設を行ひ防火宣傳の數え歌を作り、又はピラを配布して警火思想の普及に努むる等、其の活動範圍の比較的狭きものがある。

活動範圍に多少の廣狭はあるにしても、家庭の主婦たり又主婦たらんとする婦人が、立ちて消防組の應援をなし、火氣取締に注意し、警火思想の鼓吹に努むるは、火災の未然防止に役立つもので、各地の女子青年團、處女會が之れがために立つものゝ増加することは、邦家のため誠に慶すべきで、此思想と此運動とが全國に擴まり、一般警火思想が普及徹底せらるゝ時、我國の火災は大部分根絶せらるゝに至るであらう、吾人はかゝる日の一日も速かに來るべきを希望して止まぬ。

第八項 火防組合

火防組合は、町又は大字又は小字を單位として設けらるゝ警火を目的とする組合であつて、明治前期に於ては屢々火防組合と消防組とが混同され、或る地方にては火防組合即消防組と解された所もあつた。降つて明治三十五年頃より同四十二年頃の間に府縣によつては火防組合の標準を示し、警火の事に當らしめた。

その活動範圍は組合員輪番にて火の番をなし、又は雇人夫をして火の番をなさしめ、警火に關する當局よりの布達を組合員に知らしむる等を目的としたものが大部分であつたが、千葉縣の如く、火防取締規則の實行を圖り、火災を豫防するため、町村大字又は小字部落毎に火防組合を設けしめ、只に火の番をなすに止らず、組合長、副組合長、幹事等をして組合各戸につき火防取締規則の實行し居るや否やを檢せしめ、火氣取扱不行届なりと認むるものあるときは組合長、副組合長、又は幹事に通告せしめ、組合長より警察官に申告せしめて、取締又は警告せしむる等、可成

り廣範圍の活動をなさしむるものもある。

第九項 水害豫防水利組合

水害豫防に關しては曩に水利組合の規定によりて之れを定め、堤防、浚渫、砂防等の工事を目的とし水害豫防組合を設けたるときは、組合區域内に居住する一般の人民を指揮し、水災を豫防することを得せしめ、其の後府縣令を以て水防準備規程等を設けて洪水防禦のため、常に設備し置くべき物品の標準を示し、危険の處あるときは土木工區に通告すべきを命じ、更に大正五年四月十四日内務省訓令第四號を以て、内務大臣より左の如き訓令を發して居る。

内務省訓令第四號

廳 府 縣

洪水氾濫ノ虞アル地方ニシテ、末タ水防ニ關スル施設ノ完カラサルモノニアリテハ、市、町、村、市町村組合、町村組合、又ハ水害豫防組合ヲシテ、其ノ土地ノ狀況河川ノ狀態等ニ鑑ミ、大體左ノ標準ニ依リ水防施設ヲ完備セシムルト共ニ、之カ監督指導ニ努メ、以テ水害豫防ノ實績ヲ擧グルコトヲ期スヘシ

大正五年四月十四日

内務大臣法學博士 一木喜徳郎

一、地域廣濶其ノ他特別ノ事情アルモノニ對シテハ適宜水防區ヲ設ケシムヘシ
二、水防ノ必要アル公共團體ニ對シテハ左ノ設備ヲナサシムヘシ

一、貯藏小屋

一、材料及器具

一、洪水標

- 三、貯蔵小屋ハ堤防延長凡ソ五百間乃至千間毎ニ堤防又ハ其ノ附近ニ之ヲ設置セシムヘシ
- 四、材料及器具ハ知事ニ於テ其ノ種類及數量ヲ定メ之ヲ藏置セシムヘシ
- 五、洪水標ニハ警戒水位ヲ表示シ、出水ノ虞アルトキハ豫メ水防長ニ於テ選定シタル水防員ヲシテ之ヲ監視セシメ警戒水位ニ達シタルトキハ速ニ水防ノ準備ヲ爲サシムヘシ
- 六、材料器具並ニ洪水標ハ出水前官吏員を派遣シテ檢閲セシムヘシ
- 七、水上警戒ヲ要スル場合ニハ水位ヲ時々下流公共團體ニ順次通報セシムヘシ
- 八、水防ノ必要アル公共團體ニハ左ノ水防員ヲ置カシムヘシ
 - 一、水防長 水防事務ヲ掌理スル者 一名
 - 一、水防部長 水防長ノ命ヲ承ケ水防事務ヲ分擔スル者 若干名
 - 一、水防組頭 水防部長ノ命ヲ承ケ部下ヲ指揮シ水防ニ従事スル者 若干名
 - 一、水防小頭 水防組頭を助ケ水防組頭故障アルトキハ之ニ代ル者
 - 一、水防夫 水防長以下ノ命ヲ承ケ水防ニ従事スルモノ

- 九、毎年一回若クハ數回水防員ヲシテ水防方法ノ練習ヲ爲サシムヘシ
 - 十、水防ノ監督指導ノ爲メ官吏員ノ分擔區域ヲ定ムヘシ
 - 十一、明治二十七年二月勅令第一五號消防組規則ニ依リ水防組ヲ設ケ、又ハ消防組ヲシテ水災警防ノ事務ヲ兼ネシムルヲ適當トスルモノニアリテハ、前各項ノ主旨ニ準シ相當ノ施設ヲ爲サシムヘシ
- 水防豫防組合が水防の豫防をなし、又は水防に當るは此の訓令によりて明なるも、其の第十一項に示す如く消防組も亦水防に當るを當然とする、然れども水害は火災と異り其の範圍廣きを普通とし、一組の消防組の力を以てして災

害の防止に當り得ること困難にして、多數の消防組及び水防員及び一般人の應援を要することあり、水防員の設置は必要にして之れあるが故に消防組員が水防に當るを妨ぐることなく、寧ろ消防應援機關として水防員の設置を要するのである。

第十項 帝國在郷軍人會

通俗には在郷軍人會と呼ばれて居る帝國在郷軍人會は、在郷陸海軍々人を以て組織し、閑院宮殿下を總裁の宮として奉戴し、陸海軍大臣の監督の下にあつて、聖旨を奉戴し、軍人精神の振作、軍事知識の増進、並に社會公益を圖り國民の中堅たるの實を擧ぐるを以て目的とする團體であつて、其の目的達成の爲め諸種の事業を行つて居る。

帝國在郷軍人會の目的は前記の如くであつて、消防組の後援を目的として創設せられたものではないが、社會公益を圖るを以て目的とするが故に、火災其の他有事の際は在郷軍人會員は直ちに出勤して現場に急行し、非常線の警戒財物の搬出、盜難の警備、其の他一般の豫防警戒の任に當り、特に緊急必要ある場合には警察官の指揮の下に、直接防火其の他の作業に従事し、平時にありては警火思想の普及宣傳に努め、又は夜警、警邏、等を行ふこと他の後援團體と異なる所なく、消防應援團體として活動し、貢獻極めて大なるものがある。又新潟縣長岡市及び兩津町に於けるが如く、在郷軍人を以て一つ消防後援團體を組織し、消防訓練を行ひ、叩筒其の他の消防器具を用意するものもあるが、一般には消防訓練は行はない。

帝國在郷軍人會の創設は明治四十三年であつて、時の陸軍大臣寺内正毅大將主として之れが設立の任に當り、初め在郷陸軍軍人のみを以て組織されたのであるが、大正三年に至り海陸軍協同することとなり、會の組織完備するに至つた。

其の組織は分會單位であつて、分會は市、區、町、村在住軍人を會員とし、一市には數個の分會を置くことあり、又數町村を合せて一分會を置く場合もあるが、主として市、町、村の一自治團體に一分會を置き、市郡に聯合分會を置く、其の他官公私設大工場に分會及び聯合分會を置くことあり、中央聯合會に於て之れを總括統制し、分會は之れを班に別ち班長をして其の班を統制せしめて居る。

第十一項 青年團

青年團の起源は村の若衆連であつて、鎮守社の祭禮と密接なる關係があり、若衆連が漸次發達して今日の青年團又は青年會となつたのである、即ち最初は一個の社交團體であつたが、彼等の村落を保護する必要が起つた場合、彼等は一致團結して起居を共にし外患に當つた。斯の如き團體は豫め一定の目的又は特殊の利益追求のため特定の約束の下に成立したのではなく、同一町村内に於ける氏神を共にする青年達が、人間生活の本能である共同生活を享樂せんとして集り来るにより、自然に形成せられた共同の社會的集團であつた、それが次第に指導され訓練せられて發達し、青年自らの組織する自治團體を構成した、例へば千葉縣若津郡にては、明治二十七年五月創設の三島青年團を以て初とし、馬來田、眞丹、竹岡の各青年團之に次ぎ、日露戰役を経て明治四十一年戊申詔書の喚發あるありて大いに郡民の自覺を促し、各地競ふて之れが設置をなすに至り、爾來當局の獎勵により今や漸く郡下に洽く、各町村に於て其設置を見ざるはない、其組織事業等に至りては多少其趣を異にする處あるも、何れも地方の開發に盡す處大なるものあり、殊に大正四年内務文部兩大臣並に本縣知事の訓令ありたるに當り、或は其組織を變更し、事業を改善するあり、或は新に少年部を設くるあり、眞に青年修養の機關たるに足るに至つた、青年團の組織其他を見るに

一、青年團體の組織

青年團體は市町村内に於ける義務教育を了へたるもの若は之と同年齡以上のものを以て組織し、其最高年齢は二十歳を常例とする

二、青年團體の設置區域

青年團體は市町村を區域とし、土地の狀況に依り部落又は小學校通學區域等にて組織し、若くは支部を置く

三、青年團體の指導者

青年團體の指導には小學校長又は市町村長其他名望ある者の中に就き最も適當と認むる者をして之に當らしめ、市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職、僧侶、其他篤志者中適當と認むるものをして協力指導の任に當らしむ

團體員にして團體員たるの年齢を過ぎたる者は、團體の援助者として其力を竭さしむ

四、青年團體の維持

青年團體に要する經費は努めて團體員の勤勞による收入を以て支辨する

が其の大體であつて、明治四十五年頃までは青年會と呼ばれ、後青年團と稱するに至り、今日にては町村單位の青年團は市郡聯合青年團に統一せられ、府縣聯合青年團によりて統制せられ、更に中央に於て大日本青年團により全國的に統轄せられて居る、青年團は精神修養、學業の向上、體育獎勵、産業開發、等を目的とし、各種社會公共事業の奉仕的勞務に従事しつゝあるので、青年訓練所の開所以來青年團と帝國在郷軍人會との關係を一層緊密ならしめ、在郷軍人は青年の指導的立場に立つに至つた。

青年と消防組との關係は極めて古く、明治時代にありては消防組の基幹となりし時代あり、特に青年消防隊を組織するものあるは既に述べたが、之れ等は何れも消防訓練を受けたもので、一般青年團員は消防訓練を受けざるも、在

郷軍人會員と連繫を取り警戒線の警備其の他の間接的消防應援をなし消防組の全能力發揮に貢獻大なるものがある。

第十二項 町 會

町會は又町内會とも稱せられ、町内の親睦を厚くし隣保の誠を致さんために町内居住者によつて組織せらるゝもので、町内自衛のため火災期に於ては町内雇の夫夫をして火の番をなし、又は町内適當の個所に公衆用消火器を設備して非常に備へて居るものもある。

町會又は町内會は江戸時代の町會所に近きもので、江戸時代にありては町役人ありて今日の町役場又は區役所の如き自治機關であり、町火消人足を指揮監督した、其の後町内會は自治機關たる職能を失つたが、大字單位の私設消防組時代には、大字區長町内會長等は組長又は組頭を兼ねて消防組を指揮した時代もあり、町内會と消防組との關係は久しき間繼續され、今日にても私設消防組ある地方は、消防組と町會とは不則不離の間柄である、公設消防組の設置せられた地方は、町内會と消防組とは直接の關係なきも、間接には町内會は消防組の應援機關として活動を續けて居るのである。

第十三項 社會奉仕團

青年會が青年の團體であり、町内會が世帯主の團體であるが、青年會と町内會との結合の如きものに社會奉仕團なるものがある、而して夜警火防宣傳等の平時に於ける消防組應援をなすと共に、非常に際しては制服に身を固めた團員は旗高張提灯を持ちて現場に出動し、在郷軍人青年會員等と共力して警戒、交通整理、等に當り、其の他の社會公共事業に幹旋之れ努めつゝあるのである。社會奉仕團の活動著しきは、新潟縣を初め各地に之れを見られる。

消防組と此等各種消防應援團體との協力一致は消防組の活動を有效ならしめ、且つ火災の豫防を一層効果的ならしむべく、之れに防火建築、防火廣場、其の他の一般的防火施設完備し、警火思想が今一段の發達を來すならば、或程度まで災害を未然に防遏するを、得又損害額を減少し得るであらう。世人の消防組合に關心を有せざりし時代にありては、火災の恐るべきを知りて消防組との一致協力をなさず、不統制なる各自の動作は消防動作を妨害したるも、社會的訓練の發達に伴ひ、消防應援團體の秩序ある活動となつたのである、かゝる諸團體の一層の發達こそ望まじき限りである。

第九節 消防後援機關

第一項 總 說

消防後援機關の意義 消防組は隣保の情義俠の念によつて立ちたるもの、團體であつて、其の勞を犒ひ、死傷あれば之れを弔慰し、之れを救済して後顧の憂なからしめ、よく全力を擧げて消防に當らしむる如くするは一般社會人の責務であり、儀禮であらねばならぬ。而して又消防人の使用する消防機械器具の如きも、時運の進展に従ひ土地の情況に即するものを設備して、消防を可成容易ならしめ、消防施設及び防火施設の改善を圖るも、世人の當然なすべき義務である。然るを徳川時代よりの惡弊陋習は、一時世人の消防組に對する關心を全く離脱せしめ、徳川時代に於ける「火消人足」なる名稱は、何となく階級的侮蔑の意を一般人に與へた慣習は、永年消防人をして社會の下積たることを餘儀なくされた。然るを當局の指導宜しきを得たと、消防人の自覺修養とは、次第に消防組の向上發展となり其の活動範圍は次第に擴大せられ、社會の中堅團體として、よく傳統たる犠牲的精神と、任俠的意氣とを發揮して、

其の職任を全ふせんことを期したる結果、世人の消防組に對する關心は全く一變せられ、智識階級に屬する者も進んで消防幹部となり、消防手となりて、義勇奉公の誠を致すに専念するに至つて、一層世人の消防組に對する認識を高め、消防人永年の隱忍自重は酬ひらるゝの時至り、各種消防後援機關は設置せらるるに至つた。

茲に謂ふ所の消防後援機關とは、消防の向上發達を圖り、消防人に對する弔慰救濟を行ひて後顧の憂なからしめ、消防人の消防技術の進歩のため、及び其の功勞に酬ゆるため、消防人及び消防組の表彰を行ふものをいふのである。

消防後援機關の分類 消防後援機關は之を組織するものによりて區別するときは

- 一、消防人及び消防組相互の團結せるもの
- 二、消防人及び一般人によりて組織せらるるもの
- 三、一般人のみによりて組織せらるるもの
- の三種となり、之れを區域によりて分類すれば

- 一、日本全國に亘るもの
- 二、廳府縣を範圍とするもの
- 三、市、町、村又は郡を範圍とするもの
- 四、一警察管區を範圍とするもの
- 五、一字又は一消防區を範圍とするもの

とすることが出来る。

本節に於ては後に掲げたる分類によつて消防後援機關を述べんとするのであるが、二以下のものに就ては各府縣其他地方別に其の詳細を述べ、茲には極めて大略と極めて抽象的記述をなすの止むなきは諒とせられたい。

第二項 大日本消防協會

大正十五年一月六日東京に於て舉行された東京市内消防出初式に當つて、畏くも 皇太子殿下の御親閱を賜りたるに感激し、之れが記念事業として全國消防組の統一發達を企圖し、以て聖旨に應へ奉らんとし、從來の東京市郡兩消防協會の高野會長は、山川同副會長外東京府下の消防組頭數氏と共に、消防上の懇談と各組相互の聯絡を緊密ならしむるを目的とし、全國斯界の名士の會合を發起し、大正十五年五月此の會合を東京驛前日本工業俱樂部に開催し之れに参加したる組頭二十名であつた、茲に全國消防組の劃一向上を圖るための機關創立の議が具體化し、同年九月全國消防組頭大會が開催され、之れに依つて大日本消防協會の設立を議決し、創立委員を舉げて協會設立のことに當らしめ、委員は數次會合して慎重に協議を行ひ、内務省當局とも協商を行ひたる結果成案を得、遂に昭和二年七月十四日帝都本挽町歌舞伎座に於て盛大なる發會式を舉行、茲に全く大日本消防協會は設立された、この發會式には遠く朝鮮臺灣、樺太、等よりも舉つて來會し、無慮一千三百二十九名の消防組員列席、官吏三百十四名、田中首相、内相、警視總監東京府知事を始め朝野の來賓四百十六名計二千五十九名を算した、式一切は山川警視廳消防課長の司會に依つてなされ、黒田幹事(埼玉縣熊谷消防組頭)の鮮やかな進行振りに依つて發會式は終了した。

協會設立當時の役員を擧ぐれば

會長 内務大臣鈴木喜三郎、副會長 法學博士松井茂、顧問 消防組頭貴族院議員尾崎元次郎(靜岡)、衆議院議員高橋熊次郎(山形)、中村貞吉(新潟)、中野猪之助(福岡)、木暮武太夫(群馬)、信太儀右衛門(秋田)、齋藤太兵衛(栃木) 瀬谷勇次郎(茨城)、關谷孫一(新潟)、佐々木春作、理事 内務大臣鈴木喜三郎、法學博士松井茂、内務次官杉山四五郎、警保局長山岡萬之助、有馬淺雄(東京)、小暮藤三郎(神奈川)、長谷川庄藏(富山)、緒方惟一郎(前警視廳消防

部長)、警視廳消防部長高野多助、幹事 内務省警務課長齋藤樹、内務事務官鈴川壽男、警視廳消防課長山川秀好、大阪府消防課長土井末吉、橋本幸吉(東京)、田村寅吉(新潟)、黒出藏之助(埼玉)、佐藤六平(静岡)、井上茂作(福島) 外に調査委員二名、常議員十六名、代議員各府縣一名、府縣支部長に府縣知事、副支部長に府縣警察部長が就任した

大日本消防協會會則

- 第一條 本會ノ名稱ハ大日本消防協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本部ヲ東京府ニ置ク
本會ハ道府縣並朝鮮、臺灣、樺太、關東州(以下便宜ニ從ヒ單ニ地方ト稱ス)ニ支部ヲ置クコトアルヘシ但シ支部ノ名稱ハ其ノ地方ヲ總括スル行政區劃名ヲ冠スルモノトス
- 第三條 本會ハ消防ノ改善發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的遂行ニ關シ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、消防制度ノ調査攻究ニ關スルコト
 - 二、全國消防ノ連絡ニ關スルコト
 - 三、消防智識ノ普及向上ニ關スルコト
 - 四、國民防火並消防開發上必要ナル事項
 - 五、其ノ他火防並消防開發上必要ナル事項
- 第五條 本會ノ會員ハ左ノ四種トス

- 一、名譽會員 消防篤志者又ハ本會ノ事業ヲ翼賛シ其ノ功績顯著ナル者
- 二、特別會員 消防關係主務長官並著長及主任官、公吏又ハ本會ノ事業ヲ翼賛シ其ノ功績顯著ナル者
- 三、贊助會員 消防警察吏及本會ノ事業ヲ翼賛スル者
- 四、正會員 消防組員及消防員

公設消防組ノ補助機關トシテ公認セラレタル女子又ハ少年消防隊員ハ正會員ニ準ス

第六條 本會ハ總裁、副總裁ヲ推戴ス

本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

本部

會長	一名
副會長	二名
評議員	若干名
地方代議員	若干名
調查委員	若干名
理事	若干名
幹事	若干名

地方委員ノ互選シタル者其他ニ就キ會長之ヲ囑託ス
消防ニ關シ各種專門智識ヲ有スル者ニ付會長之ヲ囑託ス
内理事長、常務各一名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス
内專任一名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス

支部

支部長 一名 會長之ヲ囑託ス

副支部長 二名 廳府縣ヲ統一スル消防團體ノ理事者一名及地方委員中ノ一名ニ就キ支部長之ヲ囑託ス

囑託ス

支部評議員 若干名 地方委員中ヨリ互選シタル者其他ニ就キ支部長之ヲ囑託ス

支部幹事 六名以内 支部長之ヲ囑託ス

地方委員 若干名 消防組頭ヲ以テ之ニ充テ支部長之ヲ囑託ス

支部ヲ置カサル地方ニ於ケル地方委員ハ消防組頭ヲ以テ之ニ充テ地方毎ニ其ノ互選シタル委員長一名ヲ置ク
前項ノ役員ハ本部之ヲ囑託ス

第八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長在ラサルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ主要會務ノ審議ニ任ス

地方代議員ハ役員ヲ選舉シ主要會務ノ審議ニ任ス

調査委員ハ火防並消防又ハ之ニ關連スル事項ノ調査研究ニ任ス

理事ハ上司ノ命ヲ享ケ會務ノ執行ニ任ス

幹事ハ上司ノ命ヲ享ケ庶務ニ從事ス

支部長ハ支部ノ會務ヲ統理シ本部トノ連絡ニ任ス

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長在ラサルトキハ之ヲ代理ス

支部評議員ハ其ノ支部主要事務ノ審議ニ任ス

支部幹事ハ上司ノ命ヲ享ケ事務ノ執行ニ任シ庶務ニ從事ス

地方委員ハ支部役員ヲ選舉シ正會員ニ關スル事務ニ任ス但シ支部ヲ置カサル地ニ於ケル地方委員長ハ支部長ノ職務ヲ執行スルモノトス

第九條 官吏タル役員ノ任期ハ現任中トス

消防組員、消防員ヨリ出ツル役員ノ任期ハ二箇年トス但シ重任スルコトヲ妨ケス補缺ニ依ル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十條 本會ニ囑託及書記若干名ヲ置クコトヲ得

囑託及書記ハ會長又ハ支部長之ヲ依囑シ又ハ解任ス

第十一條 會議ハ會員總會、地方委員會、代議員會、評議員會理事會ノ五種トス

代議員會ハ毎年一回其他ノ會議ハ必要ニ應シ隨時之ヲ開ク

第十二條 會長ハ會議ヲ召集シ其ノ議長トナル議員ハ出席者ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十三條 本會ノ經費ハ事業ヨリ生スル收入並會員及會員ヲ以テ組織セル團體ノ賺金又ハ篤志者ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十五條 本會ノ會計豫算ハ代議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

收支決算ハ代議員會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十六條 本則ハ評議員會ノ決議ヲ經代議員會ノ同意ヲ得ルニ非ザレハ之ヲ改廢スルコトヲ得ス

第十七條 本則施行ニ關スル細則ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

附 則

第十八條 東京府消ム協會長並第一回全國消防組頭大會ノ議長タリシ者ハ特ニ本會ノ副會長ト同一ノ權限ヲ保有ス
大日本消防協會創立常任委員タリシ者ハ特ニ本會評議員同代議員タリシ者ハ特ニ本會地方代議員ト同一ノ權限ヲ保有ス

第十九條 本則施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

大日本消防協會の創設と共に廳府縣臺灣樺太關東州、等に夫れ夫れ支部を置く事となつたが、各府縣には府縣消防協會又は消防義會の存するありて、消防後援機關として活動しつつあるのもあり、協會支部の設置に就いては、府縣消防協會又は消防義會の存續を如何にすべきやの問題もあつたが、各府縣共に大日本消防協會の設立主旨に基き、支部の設立は異議なく決定せられたのである。

其の後財團法人としての認可を申請し、昭和四年九月七日内務省東警第四號を以て設立許可を受け、同年九月三十日寄附行爲改正を決議した、即ち

財團法人大日本消防協會寄附行爲

昭和四年九月七日内務省東警第五號設立許可
同 年九月三十日寄附行爲中改正議決

第一章 名稱

第一條 本會ハ財團法人大日本消防協會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ消防ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、消防ニ關スル事項ノ調査研究ヲ爲スコト
- 二、國民防火思想ノ普及ヲ圖ルコト
- 三、雜誌圖書ノ刊行頒布ヲ爲スコト
- 四、講習會ノ開催其ノ他消防關係者ノ智識技能ノ向上ヲ圖ルコト
- 五、職務ノ爲死亡シ又ハ不具廢疾トナリタル消防組員消防員又ハ其ノ遺族ニ對シ弔金又ハ見舞金ヲ贈與スルコト
- 六、消防組員又ハ消防組員並消防員ノ表彰ヲ爲スコト
- 七、其ノ他消防事業ノ進歩發展上必要ナル事項

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市麹町區丸ノ内一丁目八番地五ニ置ク

第四章 資産

第五條 本會ノ資算ハ設立當初大日本消防協會ヨリ交付ヲ受ケタル別紙目錄ノ動産及不動産トス
前項ノ資産中現金ハ之ヲ本會ノ基金トス
基金ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ依リ代議員會ノ議決ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五章 會員

第六條 本會ニ左ノ會員ヲ置ク

- 一、名譽會員 學識名望アル者及本會ノ爲特ニ功勞アル者
- 二、特別會員 本會ノ事業ヲ翼賛シ其ノ功績顯著ナル者
- 三、贊助會員 本會ノ趣旨ヲ贊助シ金品ヲ寄贈シタル者
- 四、正會員 消防組員及消防員

第七條 名譽會員、特別會員及贊助會員ハ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス

第六章 役員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長
- 二、副會長
- 三、理事
- 四、常議員
- 五、代議員

第九條 會長ハ內務大臣ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

第十條 副會長ハ一名トシ理事會中ニ付會長之ヲ囑託ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十條 理事ハ七名以內トス

會長ハ理事トス、其ノ他ノ理事ハ常議員中ニ付會長之ヲ囑託ス

第十二條 理事中一名ヲ常務理事トシ會長之ヲ囑託ス

常務理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ管理シ會長及副會長共ニ故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十三條 常議員ハ左ニ掲クル者ニ付會長之ヲ囑託ス

- 一、第十四條第一項第一號ノ代議員ニ於テ互選シタル者
- 二、學識經驗ヲ有スル者
- 三、內務次官、內務省警保局長及警保局警務課長ノ職ニ在ル者

前項第一號ニ規定スル互選ハ別表ノ定ムル互選區毎ニ各別ニ之ヲ行フ、各互選區ニ於ケル常議員ノ定員ハ互選者タル代議員數十名迄ノモノニ在リテハ一名トシ、之ヲ超ユルモノニアリテハ代議員數十名又ハ其ノ端數毎ニ一名トス

第一項第二號ノ常議員數ハ第一號ノ常議員定員ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 代議員ハ左ニ掲クル者ニ付會長之ヲ囑託ス

- 一、消防組頭ノ職ニ在ル者ニ付支部長ノ推薦シタル者
- 二、學識經驗ヲ有スル者
- 三、廳府縣保安課長(消防課ヲ設置セル廳府縣ニ在リテハ消防課長)樺太廳保安課長及臺灣總督府警務課勤務消防主任ノ職ニ在ル者

前項第一號ノ代議員ノ各支部ニ於ケル定員ハ其ノ選任ノトキノ屬スル年度ニ於ケル其ノ支部分擔金カ支部分擔金平均額迄ノモノニ在リテハ一名トシ之ヲ超ユルモノニ在リテハ平均額又ハ其端數毎ニ一名トス

前項ノ定員ハ任期滿了ニ因ル改任ノ場合ニ非サレハ之ヲ變更セス

第一項第二號ノ代議員數ハ第一號ノ代議員定員ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

職ニ在ル者

前項第一號ノ代議員ノ各支部ニ於ケル定員ハ其ノ選任ノトキノ屬スル年度ニ於ケル其ノ支部分擔金カ支部分擔金平均額迄ノモノニ在リテハ一名トシ之ヲ超ユルモノニ在リテハ平均額又ハ其端數毎ニ一名トス

前項ノ定員ハ任期滿了ニ因ル改任ノ場合ニ非サレハ之ヲ變更セス

第一項第二號ノ代議員數ハ第一號ノ代議員定員ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十五條 役員ノ任期ハ二年トス但シ官職ニ在ルノ故ヲ以テ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スルニ至ル其ノ間仍ホ其ノ職務ヲ行フ

第十六條 本會ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ常議員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ囑託ス

本會會長及副會長タリシ者ハ前項ノ規定ニ拘ラス本會ノ顧問トス

顧問ハ會長ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申ス

第十七條 本會ニ幹事ヲ置ク會長之ヲ命免ス

幹事ハ常務理事ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十八條 本會ニ書記ヲ置ク常務理事之ヲ命免ス

書記ハ幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七章 代議員會及常議員會

第十九條 代議員會ハ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ議決ス

第二十條 常議員會ハ左ノ事項ヲ議決ス

- 一、代議員會ニ提出スヘキ議案
- 二、代議員會ノ議決ヲ要スルモノニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認メタル事項
- 三、代議員會ノ議決ヲ要スルモノニシテ其ノ委任ヲ受ケタル事項
- 四、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十條 常議員會ノ議決ヲ要スル事項ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認メタル場合ニ於

テハ理事會ニ於テ之ヲ決スルストヲ得

前項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ會長ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ常議員會ニ報告スヘシ

第二十二條 代議員會及常議員會ハ會長之ヲ召集ス

會議ノ議長ハ會長之ニ當ル

第二十三條 議事ハ出席者ノ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條 會議ヲ召集スヘキ場合ニ於テ會長ハ時宜ニ依リ書面ヲ以テ意見ヲ徵シ會議ニ代フルコトヲ得

第八章 會計

第二十五條 本會ノ收入及支出ハ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ執行ス

第二十六條 本會ノ毎年度ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一、資算及事業ヨリ生スル收入

二、補助金又ハ公私ノ寄贈ニ係ル動産不動産

三、支部分擔金

四、其ノ他雜收入

第二十七條 支部分擔金ノ分擔割合ハ代議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ資産及收入中現金ハ郵便貯金若ハ銀行預金トシ又ハ國庫證券若ハ確實ナル有價證券ニ替ヘ之ヲ管

理ス

第二十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十條 本會ノ決算ハ代議員會ノ承認ヲ經ルモノトス

第九章 支部

第三十一條 本會ハ北海道、府縣、樺太及臺灣ニ支部ヲ置ク

第三十二條 支部ニ支部長ヲ置ク地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)樺太廳長官及臺灣總督府警務局長ノ職ニ在ル者ニ對シ會長之ヲ囑託ス

第三十三條 支部ニ副支部長ヲ置ク左ニ掲クル者ニ對シ會長之ヲ囑託ス

一、消防組頭ノ職ニ在ル者ニ付支部長ノ推薦シタル者一名

二、廳府縣、樺太廳警察部長(警視廳ニ在リテハ消防部長)及臺灣總督府警務課長ノ職ニ在ル者

副支部長ハ支部長ノ命ヲ承ケ支部ノ事務ヲ掌理ス

第三十四條 支部ノ經費ハ支部ノ負擔トス

第三十五條 本寄附行爲ニ特別ノ規定アルモノ、外支部ニ關シ必要ナル規定ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第十章 附則

第三十六條 本寄附行爲ハ代議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十七條 本寄附行爲施行ノ爲必要ナル細則ハ常議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム其ノ變更ニ付亦同シ

附則 (昭和四年九月三十日寄附行爲中改正議決ノ分)

本寄附行爲施行ノ際現ニ理事(會長タル理事ヲ除ク)ノ職ニ在ル者ハ其ノ任期滿了ニ至ル迄ノ間本寄附行爲第十三條ニ依リ常議員ニ囑託セラレタルモノト看做ス

(別表)

第一區

北 青 岩 宮 秋 福 山 樺
海 森 手 城 田 島 山
道 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 太

第二區

臺 東 神 千 埼 群 枋 茨
灣 京 奈 葉 玉 馬 木 城
府 府 川 縣 縣 縣 縣 縣 縣

第三區

新 富 石 福 長
潟 山 川 野
縣 縣 縣 縣 縣

第四區

山 靜 愛 三 岐
梨 岡 知 重 阜
縣 縣 縣 縣 縣

第五區

滋 奈 京 大 和
賀 良 都 阪 歌
縣 縣 府 府 山
縣 縣 縣 縣 縣

第六區

兵 鳥 島 廣 山 香 德 高 愛
取 根 山 島 川 島 知 媛
縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣

第七區

福 佐 長 熊 大 宮 鹿 沖
岡 賀 崎 本 分 崎 兒 繩
縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣 縣

財團法人大日本消防協會寄附行爲施行細則

第一條 財團法人大日本消防協會寄附行爲(以下單ニ寄附行爲ト稱ス)第三條第三號ノ雜誌ハ毎月發行シ各消防組ニ配

布ス

第二條 寄附行爲第三條第五號ノ弔慰金及見舞金ハ左ノ區分ニ依ル

一、弔慰金 職務ノ爲死亡シタル者ニ對シ一時金千圓以内ヲ贈與ス
二、見舞金職務ノ爲不具廢疾ト爲リタル者ニ對シ一時金五百圓以内ヲ贈與ス
第三條 前條第一號ノ弔慰金ヲ受領スヘキ者及其ノ順位左ノ如シ

- 第一 配偶者
- 第二 直系尊屬
- 第三 直系尊屬
- 第四 戸主
- 第五 兄弟姉妹

前項第二號及第五號ニ該當スル者數人アルトキ其ノ順位ニ付テハ民法第九百七十四條ノ規定ヲ準用シ第三號ニ該當スル者數人アルトキ其ノ順位ニ付テハ民法第九百八十四條ノ規定ヲ準用ス
第一號第二號、第三號及第五號ニ該當スル者ハ消防組員又ハ消防員死亡ノ時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ルコトヲ要ス但シ消防組員又ハ消防員ノ死亡後出生シタル嫡出子ハ消防組員又ハ消防員死亡ノ時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ルモノト看做ス

第四條 寄附行爲第三條第六號ノ表彰ハ左ノ區分ニ依ル
一、表彰 功績アル消防組ニ贈與ス
二、特別功勞章 特ニ功績アル消防組員又ハ消防員ニ贈與ス
三、功績章 功勞アル消防組員又ハ消防員ニ贈與ス
前項ノ表彰ハ緊急ノ必要アル場合ノ外常議員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第五條 支部長ハ弔慰金若ハ見舞金ノ贈與ヲ爲シ又ハ表彰ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ之ヲ會長ニ具申スヘシ
第六條 寄附行爲第十三條ノ規定ニ依ル互選ニ關スル手續ハ其ノ都會長之ヲ定ム
第七條 定例代議員會ハ毎年一回之ヲ開ク
定例代議員會ニハ前年度決算承認案及翌年度豫算案ヲ附議スヘシ
第八條 常議員會ハ必要ニ應シ隨時之ヲ開ク
第九條 會長ハ寄附行爲第二十七條ノ規定ニ依ル支部分擔金ノ分擔割合決定シタルトキハ其ノ金額ヲ支部長ニ通知ス
支部長ハ支部分擔金ヲ毎年五月末日迄ニ會長ニ送付スヘシ
第十條 豫算ハ經常臨時ノ二部ニ分チ各部ヲ款項目ニ區分ス
第十一條 豫備費ハ豫算外ノ支出若ハ豫算超過ノ支出ニ充當スルモノトス
第十二條 財産目錄ハ毎年度其ノ年度ノ終ニ於テ之ヲ作り定例代議員會ニ提出スルモノトス

附 則

第十三條 本則ニ規定スルモノ、外支部ニ關シ必要ナル事項ハ支部長之ヲ定ム支部長支部ニ關スル規定ヲ設ケタルトキハ之ヲ會長ニ報告スヘシ
各府縣に設けられたる協會支部の規定の一例として新潟縣のものを掲げん

大日本消防協會新潟支部規則

第一條 本會ハ大日本消防協會新潟支部(以下單ニ支部ト稱ス)ト稱ス
第二條 支部ノ事務所ハ新潟縣廳内ニ置ク

第三條 支部ハ大日本消防協會(以下單ニ本部ト稱ス)トノ連絡ヲ圖ルト共ニ本部ノ目的達成ノ爲必要ナル事業ヲ行フモ
ノトス

第四條 支部ニハ支部長及副支部長ノ外左ノ役員ヲ置ク

- 一、幹事長 一名
- 二、幹事 若干名
- 三、地方幹事 若干名
- 四、代議員 若干名
- 五、常議員 十名

第五條 支部長ハ支部ヲ代表シ各會議ノ議長トナル

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事長ハ支部長及副支部長ヲ補佐シ庶務ヲ掌理シ支部長副支部長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

幹事ハ庶務ニ従事シ幹事長故障アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

地方幹事ハ其ノ警察署官内ニ於ケル本會ニ屬スル事務ヲ掌理ス

幹事長ハ警察部保安課長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ警察部保安課勤務ノ警部、警部補ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

地方幹事ハ警察署長ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

代議員ハ警察署長ノ職ニ在ル者及消防組頭ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

常議員ハ新潟、長岡、高田警察署長ノ職ニ在ル者及消防組頭タル代議員ノ互選シタル者ニ之ヲ囑託ス

常議員ノ任期ハ二ケ年トス補缺ニ依リ就任シタル者ハ前任者ノ殘任期間トス

但シ任期滿了後ト雖モ次ノ常議員選任アル迄尙ホ其ノ職務ヲ行フ

官吏タル役員ニシテ其ノ職ヲ去リ又ハ常議員ニシテ消防組頭ノ職ヲ退キタルトキハ支部役員ヲ辭シタルモノト看做
ス

代議員ハ代議員會ヲ組織ス

常議員ハ常議員會ヲ組織ス

第六條 地方幹事ハ大日本消防協會會則施行細則 以下單ニ細則ト稱ス、第二條及第四條ニ該當スル事實アリト認ムルト

キハ之ヲ支部長ニ報告スヘシ

第七條 支部ノ會議ハ代議員常議員會ノ二種トシ支部長之ヲ召集

支部長ハ前項ノ會議ヲ召集スヘキ場合ニ於テ時宜ニ依リ書面ヲ以テ意見ヲ徵シ會議ニ代フルコトヲ得

第八條 會議ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルコロニ依ル

第九條 代議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

- 一、本則ヲ改廢セムトスルトキ
 - 二、豫算並決算ニ關スルコト
 - 三、支部長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第十條 常議員會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ
- 一、臨時急施ヲ要シ代議員會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ代議員會ノ附議事項
 - 二、代議員會ノ委任シタル事項

三、支部長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十一條 支部ノ資産ハ左ノモノニ依リテ造成ス

一、公私ノ寄贈ニ依ル金品、土地、物件

二、資産ヨリ生スル收入

三、其ノ他ノ雜收入

第十二條 支部ノ資産中現金ハ郵便貯金又ハ確實ナル銀行預金トシ副支部長之ヲ管理ス

第十三條 支部ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十四條 細則第九條ニ依リ支部分擔金據出ノ方法ハ代議員會ノ議ヲ經テ支部長之ヲ定ム

かくて大日本消防協會は全國に亘りて其の活動を開始し、時に應じ組織を改革し、事業漸次進展し、年を閱するごと八年、多年熱誠を籠めて仰望し居たる總裁宮殿下奉戴の儀も、愈々目出度き機運到來し、昭和九年五月三日奉戴式は舉行せられ、梨本宮守正王總裁宮殿下より消防人の以て金科玉條となすべき令旨を下し給ふの光榮に浴し、愈其の使命に向つて邁進しつゝあるのである。

第三項 各府縣消防義會又は消防協會

各府縣下消防組の向上發展を企し消防組及び消防組員の表彰申慰をなす機關に、府縣消防協會又は消防義會と稱するものがある。

府縣消防協會又は消防義會は明治時代に於て創設せられたるものもあるが、當時尙ほ世人の消防組に對する認識未だ充分ならず、切角組織せられた後援團體も充分なる活動をなす能はざるの状態に置かれた、然るを消防組の向上發

達は世人の消防組に對する關心を大ならしめ、殊に歐州大戰による我國各方面の躍進は、消防界にも一大發展を齎らしたるのみならず、當局の督勵と消防人自身の自覺勸勵とは社會の中堅團體として進出せしめたる結果は世人をして其の義勇奉公の實を認めざるを得ざらしむるに至つた、而して他の一面に於ては從來の消防組は組員各個の拔擢的功勞によつて效果あらしめたが、消防機械器具の改善と消防施設の發達とは團體行動に終始せしめ拔擢的の活動を封じ去つた、茲に團體としての消防組表彰の方法を講ずることを必要ならしめ、大正七八年以降に於て各府縣に消防後援團體の設置せらるゝもの簇出した。

各府縣消防協會又は義會は其の制度區々にして一様ならず、其の活動も規を一つにして居らぬ従つて其の組織其の他に就ては其の後援團體個々に就て述ぶる必要がある、故に之を茲に省略し各府縣の章に於て詳説することとする。

第四項 市町村消防後援會

府縣消防後援團體が、縣下消防組の劃一的進歩改善を圖り、消防組及び消防組員の慰勞救済申慰をなし少しにても後顧の憂を除かんとするを目的とするに對し、市町村の消防後援團體は其の市町村の消防組の向上發展に資せんとするにある、従つて其の行ふ事業も大同小異なりと雖、其の間自然前者に行はずして後者の行ふものがある例へば消防組の使用する消防機械器具は、市町村に於て設備すべきは消防組規則の規定する所である、然れども實際に於ては市町村の財政的關係より、一般市町村民の寄附金によつて新規機械器具の購入が行はれつつあるのである、而して又消防組の經費は市町村に於て負擔せらるべきもので、假令其の經費を負擔せしむるの意味に於て消防組を設置した區又は大字に特別附加税を課するとも、大字又は區より消防組の經費に充つるため、寄附金其の他の名に於て贖金を要求すべきではない、といふのが消防組規則の本旨である、然れども實際に於ては古き慣習によつて、區又は大字より消

防経費が徴せらるる地方が少くない、又或は従来消防組が基本財産を有し、其の果實を以つて組の経費に充てた地方もあるが、之れ又違法にして内務省は之れを嚴禁して居る、後援團體を組織した市町村にありては、之れ等の不法及び不合理を矯正し、一時に多額の寄附金をなすの困難を補ひ、會の基金又は其の利息を以て消防機械器具の購入を行ひ、経費の補給の途を講じ、消防施設の改善をなす等を事業の一部となすものが少くない、縣によりては市町村が其の市町村の消防組の向上發展に努力し、消防施設の改善を行ひ、其の功績顯著なるものある時は、其の市町村に對し縣又は縣消防後援團體より奨励金を交付するものがある、之れに對し市町村又は郡の消防後援機關にては市町村又は郡を適當の區域に別ち、警火思想の普及と警火の實際とにより成績の優秀なる區に賞與を授與して之を表彰するものがある、其の他組員の弔慰救済を行ふは彼我同一である。

第五項 一警察署管區消防後援團體

一警察署管轄區域を範圍とする消防後援機關には消防聯合會と消防研究會とがある、此二者は名稱は異なるも其の内容は同一であつて消防組の聯合したものであり、警察署長の指導により消防の發達を圖り組員の表彰弔慰救済をなさんとするもので、其の資金は各組の加盟金及び篤志者よりの寄附金を以てするを普通とする。

此種團體には公設消防組のみを以てするものと、私設消防組をも加へたるものがあるが、私設消防組を加盟せしむるは一の變態であつて、其の目的は私設消防組を誘掖して公設消防組の程度に引上げんとするに出でたるもので公設消防組の設置未だ完成せられざる縣に於ける過渡期的現象である。

第六項 一字若は一消防區域の消防後援團體

一字若は一消防區域を範圍とする消防後援機關としては、消防人へのみの組織よりなる相互救済團體たるものと、消

防人及び部落有志とによつて組織せらるるものは、各自の受くる報酬を齎出して組員相互の救済をなすものであり消防人と部落民とによりて組織せらるるものは、各市町村に存在する消防後援機關と殆ど同様のものである。

此外一町村内に數組の消防組が存在する場合、各組間の親睦を圖り町又は村の消防界の向上に資するため、村を範圍とする消防聯合會が創設せられ組員の弔慰救済を行ふものがあるが、千葉縣栃木縣には其の例を見ない。

第十節 消防研究機關

第一項 總 說

公設消防組設置以前、消防人相會し消防に關し研究したる例はなきにしもあらざるも、其の多くは一町村内の各字に獨立して設けられたる各消防組の親睦と融和を圖るを以て第一の目的としたもので、之れを目して消防研究機關となし得るものは皆無といふべく、消防研究機關の創設は公設消防組設置以後に屬するといふべきである然も、其の初期に於ては一消防組の内部的研究機關として定期的に必要に應じ茶話會懇談會の形式に於て組員相互、若しくは市町村當局並に警察官吏と消防組員と相會し種々の調査研究をなし又或は、數組相協同し部長會議若しくは組頭會議の形式に於て、消防の向上發達に就き研究したる地方も之れ有りしも、組織の確立せるものは僅かに數指を屈するに過ぎなかつた。

其の後消防組の組織及訓練は漸次各府縣下に於て統一せられ、進んで全國劃一的統制の必要を生じ、内務省は各府縣に消防事務主任警察官を置くこととなり、其の任に當る警察官に消防智識を與へ、消防組及び一般警察官の消防智識を指導せしむる爲内務省主催にて大正三年九月二日より同年十二月十五日まで警察官消防講演會を開催し、其の講習科目及び講師は左の如くであつた、

火災警察の大意	染川豊彦
消防用具の種類及其効用	額賀仙太郎
消防上の部署	原田九郎
火災と建築との關係	前田豊彦
火災と瓦斯及電氣との關係	新藤銀藏
消防と水利との關係	高橋春太郎
唧筒操法	小田部家貞
火災統計	
消防機械の概要	
急救處置(療法)	

此講習會は我國に於ける規則立ちたる消防研究機關の鼻祖といふべく、各府縣下に消防義會消防協會起り、其の地の情勢に應じ講習會其他の研究機關の設けらるゝもの次第に其の數を増し各警察署に管内消防聯合會又は消防研究會に於ける消防研究も漸次行はれ、大日本消防協會の創立せらるゝに及んで消防研究は愈旺盛となり、消防に關する刊行物次第に多く、今日消防研究機關は稍完備の域に達した。

凡そ何事によらず其の事の發達すればするだけ、其の事の研究を必要ならしむるものである近時々運の進展に伴ひ一般消防思想亦發達し、今や消防は組員の人選に、機械器具の完備に、内容の充實改革に、腐心し、火災警報は勿論風水害に震災等の天變地異に際し、災害の警戒防禦を完全にして又遺憾なきの域に進まんとして居る、去り乍ら天變地異は素より豫斷を許さず、昨日の強震も今日の弱震であり、今日の大風も明日一層の颯風なしとせず、其の最大限度に對應し、如何なる災害にも堪え得る建築其他の施設をなすは到底よくなす能はざる所で、勢ひ消防組の活動に

より災害は防止せられざるべからず、又社會制度の複雑なるに従つて放火等の犯罪を多くし、科學及び工業の進歩は消防機械器具並に災害防禦の方法を進歩せしむるも、其の反面に於て益々火事の卵を多く産出し、消防研究事項を多からしめ消防研究の必要度を一層大ならしめつゝ、あるのである。

消防研究事項には種々あるが、其の主要なる事項を示せば、歴史的研究地理的研究を初とし、消防法規、消防氣象消防機械學消防水力学、消防力学、消防化學、等の學科があり、消防の實際に就ては、消防戰術、都市火防法、農村火防法、森林火防法、鑛山火防法、等があり、高層建築消防破壊消防、窒息消防に就ても研究が行はねばならぬ。

消防研究の實際に就て見るに、學術的研究は特殊の場合の外殆ど行はれず、實際的方面にして然も當面の必要事項のみの研究に留めらるゝの狀態にあるは、歴史的、地理的、又は科學的消防研究の方法未だ完成せられざると、消防人に充分なる研究の時間的豫猶なきによるものといはれて居る、而して消防學とも稱すべき、消防研究の學術的方法範圍確立され、消防人が擧つて其の研究をなし得るに至らんことが希望に堪えぬ、若し研究心だにあれば時間の如きは、早朝にても夜間にても都合の付くものである。

消防組の組織制度の改革、消防組規則の改正、は既に久しき懸案とされて居る、然るに消防人の多くは之れに大なる關心を有せざるものゝ如く、之れが研究は主として内務省及び大日本消防協會に於て行はれつゝあるが、消防人たるものは須らく自己の責務に立脚し、其の屬する市町村の實狀に鑑み、消防組の組織制度改善に努力するを要す而して組織制度の改革に欠くべからざるは歴史的研究である、本會が大日本消防發達史を刊行する所以のものも、之れによつて消防發達改善に貢献する所あらんがためである。

幸に本書によつて消防研究の緒を得消防の歴史的研究盛なるに至れば著者の本懐之れに過ぎぬ。
現行はるゝ消防研究機關を類別すれば

- 一、講演會
- 二、組頭會議
- 三、部頭會議
- 四、代議員懇談會
- 五、研究會
- 六、見學
- 七、刊行物

等となるべく、之れが主催團體によりて更に小別され得る、而して主催團體としては内務省、各府縣、大日本消防協會各府縣消防後授團體、其の他の各消防後授團體である。

以上の外消防員の養成のため警視廳消防練習所あり、大阪府にも其機關あるも、是等は消防研究機關とは自ら其の趣を異にして居る。

第二項 消防講習會

第一款 内務省主催消防講習會

内務省主催消防講習會は、消防事務主任警察官及び消防官吏の養成の爲め、大正三年九月三日より同年十二月十五日まで開催せられたるを初めとし、其の後警察講習所特科に改め、講習生を警察官及び消防官吏に限り其の講習科目は

- 一 教養訓練

二 法 制

三 實 務

四 課 外 講 演

とされた、更に其の後消防組員も聴講生として之れに出席するの途が啓かれ消防組員の消防研究に資する所があつた而して大日本消防協會の設立後、内務省と大日本消防協會との共同主催となるに及び、消防組員の出席者數を増し來つた。

本講習會の開講は警察講習所特科となりてより既に七回に及び、東京市麹町區警察講習所に於て開催せられ、

第一回大正八年二月二日より同年三月二十八日まで講習人員七十一名(消防組員を除く)第二回大正九年二月一日より同年三月二十五日まで講習人員八十四名(同) 右)第三回大正九年十二月一日より同年同月二十二日まで講習人員三十名(同) 右)第四回大正十三年十月二十日より同年十一月十三日まで講習人名八十六名(同) 右)第五回昭和二年十月二十五日より同年十一月十二日まで講習人員百七名(同) 右)第六回昭和七年十月十四日より同年十一月二日まで講習人員六十二員(同) 右)第七回昭和九年十一月六日より同年同月二十六日まで講習人名百三十五名にして、第七回講習會講習科目及び講師は左の如くであつた。

消防精神 松井警察講習所顧問

令旨謹解 宮野警務課長

消防の現在及將來 緒万消防協會理事

建築と火災 内田祥三博士

自治と消防 出石警察講習所教頭

- 消防戰術水理論 川口消防司令
- 防 空 東京警備司令部伊佐中佐
- 消防物理 中村清二博士
- 消防法規 菅内務事務官
- 都市消防 早川消防部長
- 原動唧筒 小野寺内務技師
- 地震と火災 今村明恒博士
- 消防戰術 (木造建築物火災防禦) 栗原消防司令
- 同 (油類火災防禦飛火警戒要領) 佐藤消防司令
- 同 (準耐火建築物並高層耐火建築物防禦) 藤田消防司令
- 同 破壊消防 武藤消防司令
- 消防機械實習 小野寺技師 池田機械課長 外諸氏
- (發動機、電機裝置、氣化器、唧筒、梯子及唧筒操法、避難及救助演習、唧筒検査)
- 電火と火災 松井内務技師
- 氣象と火災 岡田中央氣象臺長

第二章 大日本消防協會主催消防講習會

大日本消防協會は其の寄附行爲第二章第三條に同會の目的たる消防の改善發達を圖るため行ふべき事業を掲げ、其の第四項に「講習會ノ開催其ノ他消防關係者ノ智識技能ノ向上ヲ圖ル」と規定して居る、而して中央に於ては内務

省主催消防講習會ありて、之れに消防組員出席の便法開かれたるを以て、協會として別個に講習會を開催するの策を避け同講習會を内務省との共同主催となし消防組員の出席に一層の便宜を得せしめた、然れども消防組員の多くは日常多忙なる業務に従事し、東京に於て開かる講習會に出席するが如きは甚だ困難の事に屬するを以て、各地方に於て適宜の地、適當の時を撰みて消防講習會を開催して居るのである、此の場合、其の開催地たる府縣の消防協會又は消防協會と共同主催となすことも少くない、例へば昭和八年十月二十四日より同二十八日まで五日間、千葉市千葉縣立千葉中學校に於て開催せられたる講習會は前者で、之れに出席したるは大日本消防協會の第二地區たる、東京を中心とする六縣の消防組員であり、昭和八年八月新潟縣新潟市、長岡市、及び高田市に於て開催せられたる講習會は、大日本消防協會と新潟縣消防協會との共同主催であつた。

大日本消防協會が地方に於て行ふ講習會は、派遣講師の都合等にて、主としてガソリン唧筒取扱法唧筒操法、其の他の技術的方面を主とし、消防戰術、消防法規、等が加へらるゝことがあつても、それは簡單なものである、之れ講習日數の少なきことにも原因する、能ふべくんば會期を延長し、講習科目も増加され度いものである。

第三款 各府縣消防後援機關主催講習會

各府縣消防協會又は消防委員會も、大日本消防協會と同様其の目的を達成するための事業として消防講習會を開催することを規定して居る。而してそれ等が大日本消防協會と共同して、消防講習會を開催することあるは、前款に述べ如くである、各府縣後援機關は前記の外、其の府縣に於て消防操典、唧筒操法、等を改訂したるとき、急速に其の實行を必要とする場合、其の他必要に應じ單獨主催、又は各警察管下消防聯合會又は消防研究會等と共同主催の下に講習會開催する場合も亦少くない。

此種消防講習會に於て遺憾なるは、多くの場合技術的演習のみにして法規又は學術的講習の行はるゝことなきにあ

る。消防組員全般に亘りて行ふことは或は出来得ざることなるやも知れざるも、せめて幹部級の消防組員に對しては學術的講習會を開催し消防法、消防戰術、消防化學、消防力學、等の講習の開催せらるゝ機會の多からんこと、は望ましき次第である。

第三項 組頭會議

組頭會議は之れを全國組頭會議各府縣下組頭會議、警察署管下組頭會議、等に別たれる。

組頭會議に於ては當局よりの諮問事項、各組頭よりの提議等に就きて討議研究するを主眼とし、其の決議を経て諮問事項に答申し、又は建議し、乃至は決議事項の遂行を圖り消防の向上發達に資せんとするのである。

全國組頭會議は、大正十五年九月二十四日より四日間亘り、東京日本青年會館にて開催せられたるを以て嚆矢とし、其の後大日本消防協會設立せられ同會の代議員又は評議員會が組頭會議を代行し、改めて全國消防組々頭會議の開催を見ないのである。尤も組頭會議と代議員會議とは其の職責に於て相違點が見出されるを以て今後と雖必要に應じ全國消防組々頭會議が行はるゝことなしとなす。

各府縣下消防組頭會議は從來屢々開催せられ、府縣下消防の啓發に關し、或は當局の諮問事項に關し、討議研究し來りたるが、各府縣消防義會又は消防協會の設置以來、組頭は其の評議員又は代議員に擧げられ其の評議員會又は代議員會は自から組頭會議となりたる觀もあるが、府縣知事若しくは縣警察部長の召集により、組頭會議の開催せらるゝこと、現今にても變りはない、而してかゝる議會を利用し、知名の士の講演會を催し、消防組員の智的開發に力めつゝあるのである。

警察署管下組頭會議は、警察署長の召集によりて開催せらるゝ場合最も多く、消防聯合會又は消防研究會の設置後

其の會の評議員又は代議員が組頭を網羅するを以て、代議員會又は評議員會が組頭會議を代行し、又は之れに引續きて組頭會議が行はれるを例とする。

之等の外二三の消防組が聯合し相互の向上發展のため、組頭會議又は幹部會議を催すことも行はれて居る。

組頭會議は公設消防組頭のみを以て組織せらるゝもの多きも、新潟縣の如き數多の私設消防組の存続する地方にありては私設消防組を一丸として開催せらるゝことあり、之れ一面に於ては私設消防組を誘掖せんとすると共に、一面に於ては公私對立の觀念を除き非常時に於ける相互應援に關する事項等をも研討し、以て消防本來の使用を全ふせんがためである。

組頭會議には其の種類により府縣知事、警察部長、保安課長、及び縣消防主任警察官、或は駐在巡查の臨席することを普通とする。

第四項 部長會議

部長會議は組頭によつて召集せられ、其の組の向上發展、消防機械水利等消防施設の改善、非常時の配置、訓練演習方策、等の研究が行はれ、組によりては定時に之れを開催し、或は必要に應じ臨時に之れを召集する向もある。

部長會議は其の組の區域内の消防事業の開發改善に重大なる關聯を有するを以て、之れに所轄警察署長及び消防主任警察官の臨席を要求し、又は市町村警局をも出席せしむること少しとせず。

組頭會議と部長會議との關係を見るに、部長會議の結果一地方又は一警察署管區内組頭會議に提案せられ、更に縣組頭會議、全國組頭會議、又は大日本消防協會代議員會議に現れ、内務省、大日本消防協會、及び府縣の提示諮問事項は遂に代議員會府縣消防組頭會議、一警察署管内消防組頭會議を経て、各組に於て研究實行せらるゝの順序となる。

部長會議は又幹部會の形式を取り、部長にあらざる小頭をも出席せしむるの例亦少くない。

二六八

第五項 代議員懇談會

大日本消防協會の一區又は數地區の代議員が、懇談會其の他の形式に於て其の他區内の消防施設開發に就て、種々の研究討議を行ひつゝあるのである、此等の會合は其の地區内の甲地、乙地、丙地、と順次輪番に開催地とし、其の開催地の代議員が當番幹事として幹旋し、見學、視察に、諮問案建議案の討議に、努力が拂はれて居る。

第六項 研究會

研究會には數組の消防組聯合して組織するもの、組の幹部のみにて組織するもの等がある、其の中前二者は組頭會議、部長會議と殆ど同様であり、重ねて之を記述するを避くべし。

近時消防の著しき發達は、只に組の施設を改善せしめたるのみならず、組員の素質の進歩を促し組員の自覺は部を單位とする組員の研究會を組織せしめ、精神の修養、學術技能の向上に努力し、社會の中堅團體として活躍せんとし毎月又は隔月一回或は會期を定め數日に亘り研究を重ねるもの漸次多きを加へつゝあり。

第七項 見學

「他山の石以て玉を研ぐべし」といふ古語があるが、如何に優秀なる消防組なりとも他組を見學するとき自から彼我對照することを得、彼の長を見て自らを益し、其の劣れるを見て自ら省るの資となす所あるべきは明であつて、昔の武藝者が武者修行に廣く各地を見學修業したるも茲にある、今日各府縣又は市町村の消防後援團體が、其の地の消防組

員を各地に派し、優良消防組を見學せしむるも、趣こそ異なれ武者修業であり、他流試合である。門司市消防組は梯子乗は單なる演技にあらず、延焼狀況の觀察、人命救助等に必要欠くべからざるものとして之れを獎勵し、由來梯子乗りを以て聞えて居た、その門司市消防組員が、是亦梯子乗に覇を稱へ居る松山消防組を見學し、彼の長を探り我短を捨て、新たに門司市消防組獨特の梯子操法を案出したるが如きは、見學の如何に効果あるかを語る一例である。

見學には費用と時日を要し、費用ありとて必ず行ひ得ると限られず、又時日ありとて費用なければ行はれず、又見學者の人選も必要條件の一つである、千葉縣にては縣消防義會が年中行事として評議員を各地に派して優良消防組を見學せしめ居るが如き、新潟縣の或る消防研究會が見學資金を積立て機會あるとき組員をして見學旅行をなさしめ居るが如き何れも賢明なる策である。

第八項 刊行物

從來消防に關する圖書刊行せらるゝもの極めて尠く、僅かに一本中の一章一節を割きて記載せらるゝに過ぎず、偶々之あるも極めて幼稚なるもの又は趣味的一小範圍に限られ、以て一般消防研究に資するが如きは極めて稀であつたるに大正年代に入り漸く其の數を増し、輒近に至りては定期刊行物として、單行本として、消防圖書續々として刊行せられ、消防研究に多大の貢獻をなすに至つた、之れ消防の進歩と、消防後援機關の設立により一般消防思想の發達せるにもより、又聖代の賜物ともいふべく、之れによつて消防各般の研究は發表され消防の發達及び消防思想の普及に貢獻しつゝあるは、消防界のため慶すべき現象である。

單行本として發行されたる圖書に就ては、一々茲に之れを紹介するは到底之れをよくなし能はざる所なれば暫く之を措き、定期刊行物について瞥見しよう。

消防に關する定期刊行物として最も古き歴史を有するは、大正八年の創刊にかゝる「日本消防新聞」なるべく其の後各府縣消防協會又は消防協會に於て其の機關紙が發行せられ、大日本消防協會の創設せらるゝに及んで其の機關誌「大日本消防」の發刊を見た、即ち現今行はるゝ消防關係の定期刊行物は、一般刊行物と消防後援機關の機關紙との二種に大別することが出来る、今一般定期刊行物の主なるものを擧ぐれば

日本消防新聞

消防時代

義勇消防

等であり地方にて發行せられるものに千葉消防新聞がある。

日本消防新聞 は藤野至人氏の個人經營にかゝる東京市牛込區戸山町四〇日本消防新聞社の發行であつて、毎月二回一日及び十五日を發行日とし、大正五年八月創刊以來今日に及び社運愈隆昌を極め、發行部數多く廣く全國に亘りて購讀者を有し、斯界の第一人者として自他共に許すところとなつて居る、社長藤野氏は消防に關し造詣深く消防の史實に通ずる士で、同社にては日本消防新聞の外、諸種の消防關係圖書を發行し、消防研究に又消防思想の普及に偉大なる貢獻をなしつゝあるのである。

消防時代 は昭和六年の創刊で、東京市澁谷區大和田町九八消防時代社の發行にかゝり毎月一回一日を發行日として居る、消防時代社は中村一六氏の主宰するもので、中村氏は元千葉縣夷隅郡の大原町消防組頭として同縣消防界並に自町消防組發達改善に努め、同地方消防界の先覺者として知られ、大正十五年五月全國の同志二十數氏と謀り、全國消防界の革新に資するため全國消防組頭會議を發起し同年九月之を東京青年會館に開催同大會に於て大日本消防協會創立の議可決せらるゝや擧げられて創立常任委員となり、昭和二年大日本消防協會創立と共に、千葉縣代議員に推薦

せられた、昭和四年編方惟一郎、小宮山清三、の諸氏と共に同協會雜誌委員に任ぜられたるも、昭和五年感ずる所ありて組頭の職を辭し全國消防界の發達と民間消防界の聯絡に資すべく、昭和六年六月雜誌消防時代を創刊して今日に至り現發行部數三萬に達し、遠く海外にまで其の名を知られて居るといふ。

義勇消防 は東京市赤坂區田町の義勇消防社の發行にかゝる月刊雜誌であつて、其の編輯は現代的であり、記事亦洗練せられ義勇奉公に立脚する消防精神の鼓吹に力め其の勢力偉大なるものがある。

消防後援團體の機關紙としては大日本消防協會の機關雜誌たる

大日本消防

があり、誌上に我國消防界の權威者の所説研究を録し、海外諸國の消防界の記事を掲げ機關紙界の王座を占めて居る各府縣消防協會及び消防協會に於てもそれ〴〵其の機關誌を發行して各消防組に配布し、其の向上發展と聯絡に努めて居るが茲に一々記載するの繁を避くることとした。

第十一節 醫療機關

佛者はいふ「生者必滅、會者定離」と、之れ實に確固不動の大原則であつて、「無情の風吹き來りぬれば、晨の紅顔は夕に白骨となり」、定め難きは人生である、而して人生不定であるだけ、それ丈人間の生に對する執着は大であり生を此世に享けたる限り、一分一秒たりとも長生して人生を享樂せんとする、これ人情にして、身體は病の器であり危難の何時我れに加はるとも計り難きを知るものにも、人命を以て最も貴しとして居る。

かかる貴き人命を堵し、身を以て難に赴き衆生の災を救ひ財を助くる消防人、これぞ勇猛邁進佛の權化であり、其の精神こそ我が日本魂の現れであり、佛者の所謂大慈悲、儒者の所謂愛なり、といふとも敢て

誇張の言ではないのである。

かかる尊敬すべき消防人の中、昨昭和九年度中職務のため死傷せしもの一千七百八十一人、職務によらず病氣其他にて死傷せしもの一千五百三十人、合計三千三百十一人を算して居る而して此の中にはあたら青春の希望を懐きて犠牲となりたる士もあるべく又妻子を扶養すべき身にて不具者となりたる士もあるべし、是等死傷者に對しては後援機關にて、それ／＼弔慰救済の途を講じ、殉職者中には消防殉職者として、合祀せられたる士もあるであらう。

弔慰救済に關しては今日にては、既に述べたる如く、大日本消防協會を初め、各府縣消防後援團體、各警察署管下消防後援團體各市町村、消防後援團體、等の諸機關あり、之れを昔日に比すれば充分なりとはいひ難きも先づ一通り行き届きたる施設がある。

然れ共傷者を如何にするか、病者を如何にするか、消防人の醫療機關に就て考ふる時吾人は慨嘆に堪えざるものがある。或は言はん、公傷者に對しては、其の負傷の程度に應じ治療費支給の途あり、救済の途もある、又病者に對しては地方によりては消防醫あり、囑託醫があると、然り公傷者に對しては諸種後援團體及び市町村に於て治療費支給の途はあり、救済の方法も講じられて居る、乍去其の類は果して他の團體のそれに比し遜色なきや如何、又消防醫乃至囑託醫ある地方に於ても、普通病症に對してまで充分なる治療を施し居るや如何、疑なき能はずである。

勇猛邁進佛の權化である消防人も等しく人間である以上、病氣の器であり、何時病魔の犯す所となるや計り難く、病魔の犯すあれば、如何でか消防に塌し得るであらう。消防人は自己の職責を認識すれば、常に健康に注意し、少しく身體に異狀あるを知らば、直ちに醫師の診斷を受けて適當の處置をなし、健康時に於ても、時々健康診斷を受け保健に努むるを以て、理想とするのである、而して消防人に其の自覺ありとしても、經濟的に之れを實行し能はざるは今日の實狀である、故に之れを行ふためには消防醫療機關が必要である。

或は言はん、消防に救護班があると。然り消防組に救護班の設置しあるものもある。然し其の救護班に完全に崩帯を施し得るもの幾人ありや、完全なる應急手常をなし得る者幾人ありや。又或は言はん、我が地には醫團醫員及從者は消防線又は取締線内に入出入するを許可しありと。其の事はよし然れども演習訓練中のものを如何にするか。之れ等の諸點に對し吾人の満足し、得る回答を與へ得るは、果して幾あるであらう。故に茲に醫療機關の必要がある。

見よ鐵道従業員のために鐵道病院あり、東京市電氣局にも亦同様の施設がある、而して其の病院にては只に従業員のみならず、其の家族にも醫療を施して居るではないか。若しそれ病院とまでは行かずとも、従業員の保健のため、而して其の家族の醫療のため、醫局を設け、従業員をして安心して其の職分に全能力を擧げしめんとするものに至つては、枚擧に限りがない、然るに危険なる災害警防に當り、粉骨碎身する消防人のための醫療機關は何れにあるか。理想としては陸軍の軍醫部の如きあり災害時は勿論平時消防人の保健に努め、演習其他にも醫員看護手等参加して突發的事故に備へ又消防人の家族のために診療を行ひ、消防人をして安心して其の職任を竭さしむべきである、よしそこまでに至らずとも、少くとも各組各部に醫員を著き、組員及び其の家族の診療に當らしめ、演習にも参加せしめ非常に際しては消防人及び罹災者の救護に任せしむる必要がある。

昨昭和九年中の消防員の死傷者三千三百人は、之れを全國二百萬の消防組員に比すれば僅かに一厘六毛強ではあるが、之れには病床にあるものは含まれては居らぬ、又職務によらざる死傷は四割三分一厘で、職務によるものとはほぼ同數に近い、以て如何に平時消防人の保健の必要なるを知るべきである。

消防醫療機關の必要此の如くである。

消防人の義勇奉公の赤心に感じ、消防人の後援の爲めに諸種の後援機關を設置したる國民は、百尺竿頭更に一步を進め、消防醫療機關を完成せしむるに努力すべきで、はあるまいか。我國消防が義勇消防を延前とする以上、國民も

亦消防人の醫療に關し、充分の考慮を拂ふべきは當然ではあるまいか。我國消防醫療機關の無きが如き貧弱なる状態に、敢て諸賢の一考を求めて止まぬのである。

第十二節 表彰

第一項 總 說

消防人は身を以て災害の警防に當り、互助共榮の實を擧ぐるを大眼目とし、犠牲的精神と任侠の意氣によつて立ちたるものであつて、自己の功績を自ら矜ることなく、世評を超越して職務に盡し、消防人としての眞面目を發揮するに努め、功績の表彰乃至は勤勞に對する、慰勞報償の如きは敢て意に介するものではない。然りと雖國家又は社會が、消防人に賞を贈りて其の勞を犒ひ、或は其の功に酬ゆるには適當の表彰方法を講ずるは、蓋當然のことに屬し其の方法宜しきを得ば消防の進歩發達に偉大なる效果あるべきは、言を俟たずして明かである。

雲民隨筆「天弘錄」卷之一の一節に、徳川時代災害場裡に活躍したる消防組員の表彰に就き、左の一文を記載して居る。

天保十五甲辰年改元弘化元年

一、五月十日晚七時半頃御本丸奥より出火、奥表共不殘燒失、大奥女中怪我人舉而數へ難し、同月十四日御本丸御普請御用掛老職土井大炊頭云々

一、六月十日烏井甲斐守御役宅江町火消總人足共呼出、其々に御褒美被下之申渡之趣其方共御本丸炎上之節早速駈付、いづれも危難の場所火近江踏込消防致候故消防留口御場所も多く、殊に重き御場所柄故、格別出精骨折候に付

爲御褒美一同江三千貫文被下之。

町火消一番組い組人足總代本石町一丁目伊兵衛外六十三人、月行事總代青物町次兵衛外百二十二人、名主共、其方共儀同斷之節消防に相懸り、人足共に付添、差配等も行届、格別出精骨折候に付、爲御褒美一同江銀八拾枚被下之。

青物町名王小左衛門外百六十人、町火消一番組名主熊井理左衛門初五十五人、其方共儀同斷之節、御場所納消防留場所も多分有之候處、畢竟其方共差配行届候に付、爲御褒美金一萬一千二百疋爲取遣す。

右熊井理左衛門外五十五人、町火消一番組二番組人足月行事、其方共儀同斷之節早速駈付、所々消防に相懸り候處、御臺所前三宅御櫓へ火移候處、容易に難登在れども、捨置候ては御燒失に可相成と存、階子をつなぎ右を足懸りに致し登り候處、高き御場所には龍吐水扇兼候處、手桶に而水を運び、屋根上に働、踏外し候而は一命に拘り候程の危難の御場所、生死互に勵み合、誠心を盡し消防、汐見御櫓も消防留夫より火元へ廻り、御玄關前へ出、御書院御門之外、組合一同打込消防に懸り候處、火勢強、手及兼、燒崩れたれ共、御同所續御多門消防留候故御締第一の冠木御門無御別條、何れも際立相働候儀に付、別段有御褒美四百貫文爲取遣す。

八番組、十番組深川南組、本所深川中組、本所北組、人足月行事、其方共儀前書炎上之節早速駈付所々消防に相懸り候内、八番組も御太鼓櫓風節惡敷候に付、組合人足の内手別致し、御同所へ防に相懸り候處、火勢強く既に危く、相見候に付、御太鼓引下し御中口まで持退き、大切に付添罷在候内、追々火勢も薄相成候に付、右場所へ御太鼓相納、並に汐見御櫓消防留、夫れより御玄關前御書院へ外、組員一同打込消防に相懸り候處、是亦火勢強手に及難燒崩れ候へ共、御同所續左の御多門消防留候故、御締第一の冠木御門無御別條、十番組は梅林御門消防留、夫より御衷御門より消防に相懸り候處、火勢強相成一圓に燃え火に被追候をも不厭踏止り勵合居候處、燒崩れ、一

同火中へ落入多人數怪我を致し、既に歸侯途中にて相果て候者も有之、畢竟御場所柄之儀、一ヶ所も多く消留申度心底より無理成働致候故の儀、格別骨折際立ち相働、深川南組、本所深川中組、本所北組も、是亦早速駈付所々より消防に相懸り候内御休息の方へ相廻り候處、御敷寄屋二重御櫓へ火移り消防に相懸らんと致候處、足代無之容易難登所へ、梯子をつなぎ漸登り、消防に相懸り居候節、御奥向一時に燒崩れ、火勢強相成候故、消防覺束無候へ共、大切の御寶藏には身命を擲ち、格別出精候故、無御別狀消留、いづれも抜群相働候に付、爲御褒美鳥目四百貫文爲取遣す。

町火消三番組、五番組九番組、人足月行事、其方共前書炎上之節早速駈付、一番組外六番組に差添所々消留候上三番組五番組、六番組、火元玄關前書院御門江外、組合一同打込消防相懸候處一團燃上り火勢強相成手に及不申一旦消防の所も燃崩候處、御同所左の方御多門消留候故、御取締第一の冠木御門無別狀、九番組も差繼所々に相働、右はいづれも身命を不厭、抜群出精致候故、際立消留場所も多分の儀に付、別段爲御褒美鳥目二百貫文爲取遣す。

右の表彰文は誠によく當時の狀況を寫し、消防組活動の様を眼前に彷彿たらしむるものがある、又永年消防に盡瘁し、部下の統帥に當りたる消防人に對する表彰としては

町火消一番組の内伊勢屋庄次郎店
い組人足頭 悦 次 郎

此者儀四十三箇年已前明和八年卯年より爲人足にて出精いたし、火事場働方差配り等宜敷、十七箇年以前寛政九巳年十月中人足頭申付候處老年に及候ても若者に不劣、火事毎に無懈怠罷出、出精いたし組の内は勿論他組迄も差配り是迄喧嘩口論等いたし候儀無之其節に居合候もの制方も行届其上平日正路に家業向並出火場消防の者專一に心掛數年貞實

に出精いたし候段奇特なる儀に付御褒美鳥目拾五貫文被下之

文政十四年六月

奉行

とある、かく徳川時代に於ても特別功勞者に對しては表彰慰勞が行はれ、明治時代に入りては、市町村、又は部落民若しくは個人が僅少の金品を贈りて其の勞を謝し、警察當局より感謝狀褒狀を授與し、又或は殉職者のために碑石を建て、其の功績を後代に傳んとした、然れども此の如きは寥寥たるもので、表彰の制未だ見るべきものなく、是が行はるゝも個人的に限り、組への表彰は全く行はれなかつた、其の後消防の發達は、團體的行動の必要より表彰旗金馬籠等の制度が設けられ、個人に對する表彰制度も確立され、殉職者の祭祀も漸く全國的となるに至つた。

今日の消防組及び消防組員に對する功績の表彰、弔慰、救済の方法は、之を昔日のそれに比すれば月黓の差あり、之れがため消防組の榮達、消防組員の素質の向上に、一大効果を示して居る、然れども吾人をして謂はしむれば、國家として又社會として、消防組及消防人を遇すること尙極めて薄く、表彰慰勞の方法に關しても、幾多考慮すべき點あるを憾とするのである。

元來消防のことたるや、國防に亞ぐの重大事であつて、歐米諸國にては國家事業として之を行ふものあり彼のソビエツト聯邦に於てすら、最近内務省の設置に際し、消防局を置くの有様である、然るを火災による年損額數億圓の巨額に達し火災亡國の聲すら聞く我國に於て、中央政府に消防に關する一課さへもなく、消防人榮達の途未だ啓けざるは、甚だ以て其の意を得ざるものといはねばならぬ、兵士が戰場に於て祖國のために竭すも、消防人が災害場裡に於て社會の爲めに活躍するも、其の盡す誠心に些の相違なく、其の結果に於ても甲乙はないのである、然るを二者を遇するの途果して一であるであらうか、告人は厚薄の差著しきものありと考ふるものである。兵器の改良發明と消防機器の改良發明とに就ても亦同様のことをいひ得る。之れ我國消防事業が國家事業にあらざるにより、そこに缺くる所

あるにあらざるか。

二七八

斯く言へばとて、吾人は決して官僚式消防を要求するものではない、我國消防が全国的に統一され、國家的に消防人の榮達の途が啓かれ、消防施設の改善に消防人の向上に資するところあらんことを、切望して止ぬのである。

社會的に之を言へば、大日本消防協會、各府縣消防協會、若しくは消防義會、及び各警察署管下消防聯合會、若しくは消防研究會、並に各市町村消防研究會並に市町村消防後援會等があつて、消防の改善、消防思想の發達、功績の表彰、消防組員の弔慰救済に、夫れ々々努力するは誠に結構なことで、益其の發展を希望する、然し其の行ふ所の表彰、弔慰、救済が果して完璧であるといひ得るであらうか、大日本消防協會にて名譽の表彰旗を授與せられたる各消防組は何れも粒撰りの優良消防組に相違はない、然し眞面目に致々として警防の職任を完ふし、眞に模範的消防組として表彰するに値するものにして、一切の自己宣傳をなさず、爲めに世間より顧みられず、従つて表彰せられざるものがないとは誰かいひ得るであらうか、千葉縣大網町消防組の問題を以て見ても、疑義なき能はずである、又消防に關し拔群の功勞ありしもの、或は消防のために殉職したるものにして、公設消防組員にあらざるの故を以て表彰せられず、又は弔慰に洩れたるものがないとはいへぬ、是等諸點に對し改善の途が開かれねばならぬ。

一般人に就ていへば、火災に對し非常の恐怖を感じ居ながら、消防人を遇し又消防に關しあまりに冷淡否寧ろ冷酷なるは如何、我國消防が義勇消防を以て、建前とするを以て社會及び一般人は消防及び消防人に深き關心を持ち、出來得る限り消防及び消防人に盡すべき筈である、左様してこそ國民消防の實上り、消防人は完全に傳統の消防精神を發揮し得るのである、此點敢て一般世人の一考を促し度い。

翻つて消防人に就て見るに、國家として消防人を重視せず、社會人が消防に大なる關心を有せざりし原因を考ふれば我國消防の發達の過程か、自治消防時代の久しかりし爲めであり、又徳川時代よりの消防人の陋習と惡弊によるも

のであつて、従つて其の責任の一半は消防人自體の負擔すべきである、消防人に久しきに亘り下積となりながらも隱忍自重し、今日にては社會の中堅團體として重きをなすゝあるが、尙此上吾人が、消防人に對し希望する所は、愈其職任を自覺し修養と練磨に努めて地位の向上を計り、一層職務に忠實にして國家社會及び一般世人をして、消防に多大の關心を持たしむることである。

第二項 消防の表彰

第一款 總 設

消防器具の幼稚なりし時代においては、消防人の肉弾的活動によりて災害は防止され、消防組の組織統制の行届かざりし時代にありては、組員の拔駈的功名が行はれたが、消防機械器具の進歩と消防組織の改善とは、團體的活動を必要ならしめた、従つて従來消防の表彰は個人的に行はれ來りたるものが、組即ち團體を表彰するの必要を促し、漸次組の表彰制度が確立せらるゝに至つた、而して今日行はるゝ組の表彰を類別すれば

- 一、大日本消防協會より表彰
- 二、府縣知事よりの表彰
- 三、警察部長又は警察署長よりの表彰
- 四、府縣消防後援機關よりの表彰
- 五、警察署管下消防後援機關よりの表彰
- 六、市町村消防後援機關よりの表彰
- 七、官公署公共團體及び私人よりの表彰

二七九

となるべし、右の内二と四とは相関聯するもの多く、例へば縣知事より表彰せられ金馬簾の使用を允許せられたるものに、縣消防義會より金馬簾を贈與するが如きである、故に此の者は之を一つと見るが或は妥當であるかも知れぬ、其の如く例へば新潟縣下に於て行はるゝものに警察署長より表彰せられたる私設消防組に對し、其の管内消防研究會より銀馬簾を贈與するものもある。

表彰の方法によつて組に對する表彰を區分すれば

- 一、表 彰 旗
- 二、金 馬 簾
- 三、獎 勵 金
- 四、賞狀又は感謝狀
- 五、報謝金又は紀念品

となり、一には大日本消防協會より贈與するものと縣又は縣消防後援機關よりするものがあり、二は府縣又は府縣消防機關より贈與するもので、三は府縣又は府縣消防後援會より、消防組の屬する市町村に對し授與せられ、五は官公署公共團體又は私人より、消防組又は消防組の屬する市町村に贈呈せられ、四は單獨賞狀と一乃至三又は四に添へらるゝものがある。

第二款 大日本消防協會表彰旗

大日本消防協會消防表彰規程には

第一條 大日本消防協會寄附行爲第三條第六號及同施行細則(以下單に細則と稱す)第四條ノ表彰ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ

第二條 細則第四條第一項第一號ノ表彰旗ハ左ニ掲グル消防組ニ對シ之ヲ贈與ス

- 一 規律嚴肅ニシテ技能熟達シ且各般ノ施設充實シ平素能ク水火災ノ豫防ニ努メ其ノ成績拔群一般の總鑑タルモノ
- 二 水火災ノ警戒防禦ニ關シ功勞拔群一般ノ總鑑タルモノ

と規定しあり、大日本消防協會の表彰旗は、前掲表彰規程第二條に規定せらるる二項の中、何れかに該當する事實ありと認められたる消防組又は部に對し、表彰狀と共に大日本消防協會々長より贈與せらるゝもので、實に斯界の最高名譽とするものである。

大日本消防協會表彰旗は、同協會各支部長よりの内申に基き、同協會に於て慎重審議究討し、嚴選の結果授與せらるゝものであつて、全國公設消防組が、致々營々として其の市町村の警防のため努力するは、何れ劣らぬものがあり大なれば大なる文施設の充實と各員の努力とを必要とし、小なるものは小なる丈に、經濟上の關係其他につき消防の苦勞は一通ではない、かゝる中にあつて全國的に總鑑として與へらるゝ表彰旗なるを以て、其の光輝は一層燦然たるものであり、之れを授與せられたる消防組の名譽は大である、されば之を得たるものは、其の名譽を汚すことなからんとして之れ努め、之を望み見るものは、益々精進して己亦之を得んとし、大日本消防協會の表彰旗を有する組ある府縣の消防が著しき發展をなしたるは、前例の存するところである。

第三款 府縣表彰旗及び金馬簾

各府縣にては其の府縣下の消防發達に資するため、消防組の表彰方法を規定し

- 一 紀律訓練優秀消防事務の改善顯著なるもの
- 二 災害防禦に當り拔群の功勞ありたるもの
- 三 火災豫防の効果顯著なるもの

等に對し其の名譽を表彰するため、表彰旗又は金馬簾の使用を允許し、之を得たる消防組にして紀律頑廢し、訓練退歩し其の他之れが體面を汚漬する行爲ありと認めたるときは、其の允許を取消し、又は使用を停止することとして居る。千葉縣にては初め表彰旗制を採用したるも、表彰旗を得るまでは相當努力したる組で、表彰旗を得たる後其の發達を止め、意氣弛緩し他組の水準の上るに伴ひ、やゝもすれば水準下に置かれんとするが如き傾向生じたと、表彰は一回に限らず功績進歩の著しきものあれば、何回にても繰返さるべき性質を有し、其の都度表彰旗を授與するは經費に於ても、保管に於ても、又之を携行するに於ても、不便不利なるにより、表彰旗を廢止し金馬簾制を採用し、一回の表彰に金馬簾一條を以てすることとした。

最初より金馬簾を採用したるものにも、新潟縣の如きは明治三十二年十一月二日「災害事變に際し拔群の功勞ありたるもの」として、直江津消防組第一部と第二部とに各壹基の金馬簾を授與し、後十二年を経て明治四十四年一月四日、村上町消防組の各部と十日町消防組に各一基の金馬簾を授與した、其の後大正六年に至り其の制度を改め部への金馬簾の授與を廢し、組に對し一回の表彰に金馬簾一條と定めた。

今日各府縣下に於て行はるゝ金馬簾制度は千葉縣新潟縣に於けると同様、一回の表彰に金馬簾一條となつて居る。表彰旗制と金馬簾制との可否に對しては速斷を許さぬものがあるが、金馬簾制を優れりとすべきか。

縣によりては、火災豫防の功績顯著なるものに贈與する金馬簾を、特に乙種と呼ぶものがある、金馬簾を甲乙二種に分類することに就ても、相當の理由が存するであらうが、研究の餘地あるにあらざるか。

何れにせよ表彰旗及び金馬簾の制度生じたるため、消防の發達に多大の寄與ありたるは争ふ餘地はない。

第四款 表彰狀及獎勵金

府縣知事又は警察部長の表彰狀表彰旗及金馬簾に亞ぐ表彰として行はるゝものに、府縣知事又は警察部長より授與

せらるゝ表彰狀がある、此の表彰狀は變災事變に際し功勞顯著なるものに對し授與せらるゝもので、組に限らず部に對しても亦之れが行はれ、地方によりては之れに表彰旗を添へらるゝものもある。

獎勵金 消防組の改善消防施設の整備に貢獻大なりし消防組、及び其の屬する市町村に對し授與せらるゝもので、獎勵金が直接消防組に授與せられず、其の屬する市町村に授與せらるゝは、消防組が原則として貯産保有の本體たり得べからざるものなるが故である。

警察署長の表彰狀 消防組又は部が災害事變に際し、又は警察の補助機關として警察官を補佐し其の功績顯著なるの時、其の組又は部に對し、警察署の名に於て表彰狀が授與せらるゝことがある。

其の他の表彰狀 以上の外警察署管下消防聯合會又は消防研究會よりの表彰狀があり、往時の消防組が災害時のみに出動したるに反し、今日の消防組は自ら社會の中堅團體を以て任じ、水火災害の警防に備ふるのみならず、廣く社會公益の爲めに活動し、積雪土砂崩壊其の他のため、或は衝突其の他の事故のため、鐵道路線に事故生じたる時、災害の豫防又は災害の除去救済に竭し、鐵道當局より表彰狀及報酬金を授與せられ、軍馬の徵發其の他軍事に盡して軍部當路より表彰せらるゝ等、直接消防に關係なき官公署及び公共團體等よりの表彰、又は私人にして利便を與へられ、事故の防止、又は救済を得て謝意を表するため感謝狀に添へ金品を贈與する場合もある。

第三項 消防組員の表彰

第一款 消防功勞章功績章

大日本消防協會は其の消防表彰規程中に消防組員の表彰に就き左の如く規定して居る

第三條 細則第四條第一項第二號ノ特別功勞章ハ左ニ掲クル消防組員又ハ消防員ニ對シ之ヲ贈與ス

一、勤務勉勵技能熟達且平素能ク水火災の豫防ニ努メ其ノ功勞拔群一般ノ龜鑑タルモノ

二、水火災ノ警戒防禦ニ關シ功勞拔群一般ノ龜鑑タルモノ

第四條 細則第四條第一項第三號ノ功績章ハ左ニ掲クル消防組員又ハ消防員ニ對シ之ヲ贈與ス

一、勤務勉勵技能熟達且平素能ク水火災ノ豫防ニ努メ功績顯著ナルモノ

二、水火災ノ警戒防禦ニ關シ功績顯著ナルモノ功績章ヲ有スルモノニシテ前條ノ規定ニ依リ特別功勞章ノ贈與ヲ受ケタルトキハ功績章ハ之ヲ返還スルモノトス

特別功勞章を最高とし功績章は之れに亞ぐ消防人の受くる表彰の最高榮譽であつて共に各支部長の具申により、大日本消防協會々長の名によつて贈與せらるゝものである、而して之れには各表彰狀が添へられるのである。

第二款 勤功章及勤績章

府縣によりては消防に關し拔群の功勞あり、且つ技能熟達平素品行方正にして組員の模範となすに足るものに勤績章を、十年二十年の永きに亘りて勤績し、水火災害の警戒防禦に功勞あり且つ平素品行方正にして組員の模範となすに足るものに勤績章を授與して、其の功績を表彰するものあり、往時は恰も軍隊のその如く、腕部に之を附せしめたるものもあつたが、現今にては殆ど全部が金屬製徽章を用ひて居る。

又徽章を用ひず、表彰狀のみを縣知事又は警察部長の名に於て授與して其の功績を表彰する向もある。

又或は縣知事又は警察部長より表彰狀又は證書を授與し、府縣消防後援團體より徽章を贈與せしむるものもある。

其の形式は何れにありとも、府縣知事及び其の委任を受けたる警察部長によりてせらるゝ表彰は、例へば軍人の金鷄勳章其の他の勳章を得たるに等しく、之れによつて消防組員の素質向上、技能の練磨及び組の紀律の肅正に寄與せしは大である、此の表彰については各府縣篇に於て詳説するであらう。

第三款 殉 職 碑

身を挺して難に赴き災害の防禦に當り、不幸にして壯烈なる殉職をなしたる消防人の功績を後世に傳へ、其の英靈を弔慰するは、殉職者に對する禮なると共に、消防精神の作興にも大いに役立つものであつて、往時に於ても所々に之れを散見した、今日にては或は縣に於て、或は市町村に於て、又は其等の消防後援團體又は有志によつて、之を建立し毎年定期に碑前に慰靈祭を行ふの風、漸く一般に行はれ來りたるは、悦はしてき事である。

第四款 其の他の表彰

以上の外警察署長、警察署管下消防後援團體よりせらるゝ表彰狀及び徽章があり、市町村其の他の公共團體よりせらるゝ金品贈呈あり、又或は個人によりてなさるゝ金品の贈與がある。

第三章 防空と消防

第一節 將來の戦争と日本の位置

戦争のスピード化 滿洲事變や上海事變に於ける我空軍の活動は、諸子の記憶に未だ新たなことであらう。更に昭和十年三月ギリシヤの内亂に、政府軍の飛行機は一舉にして叛亂軍を屠つた事も、新聞によつて報道された。又獨逸が全國を五空軍司令區に別ち、大いに空軍の充實をなすべきを發表し、爲めに佛蘭西は一大脅威を感じ、之れが對策に苦しんで居るといふ。以上の事實と報導とは我等に何を物語るか。三十年前の日露戦争では、宣戰布告後三月にして初めて我陸軍は本格的攻撃に移つたのであるが、將來戦に於ては宣戰布告と同時に、若しくは之れに先き達つて、航空機を以つて對手國の政治的中心都市工業都市戰略的重要地點、に爆撃を加へ、之を混亂に陥らしめて國民の戰意

を打ち碎き、動員計畫を不能ならしめることのそれが、考へられて居る。露國の軍事參議官格のエイデマンの語を藉りていへば、將來戰の特徴は戰鬪行動の波紋の擴りの速さである、宣戰の布告と同時に敵の死命を制する地點で、慘憺たる空中戰が展開されるのだ、其時重爆撃機は漫然と投下するのではなく、豫め謀報機關の報告によつて爆撃計劃は實行されるのだ、といはれる。又赤軍の兵衛家ツイツフェルは、其著「將來戰論」に「國境から深さ千二百軒以内の地域は戰爭第一日から戰場だ」といふて居る、「戰爭のスピード化」それは將來戰の特徴であることは明である。

日本の位置 過去の戰略上の日本の位置は所謂難攻不落であつて、四面圍らずに海であり、敵軍をして一步も之れに近くを得せしめず、戰場は悉く之を國外に求め得られ、外敵から完全に國土を守り得た、のみならず經濟封鎖からも安全であり得た、さればバイオーターを初め、英國、獨逸、其他の軍事評論家をして其地理的恩恵を羨ましめた。然るに今日に於ては如何。先づ露國からの攻撃を考ふるに東京、大阪、横濱、神戸等の大都市は互に接近し、然もウラヂオストツクを根據地とする露西亞の空軍は、六七時間を出でずして各都市を攻撃し、得るのである、而して其間は海であるため、此攻撃を阻止すべき地點がない、米國からは如何といふに、漫々たる太平洋は米國の強大なる航空母艦を浮べて居る、勿論我にも世界に唯一なる忠勇なる海軍があつて之れに當るのであるが、廣い太平洋、完全に之れを阻止し、得ると斷言し得るもの、果して幾人かある。況んやアラスカからの侵入はリンデー大佐によつて既に試験済であり、南洋の米軍根據地からも攻撃可能である。然も米國が支那殊に南支那に於て航空事業の開拓に汲々たるは何を物語るか、「非常時に於ける動員」は明々白々である。英國は如何にシンガポールの根據地は擴大され、支那に飛行場、無線電信所の設置に汲々乎たる状態であつて、殊に我國のワシントン條約廢棄通告後、香港、上海に其手を延ばし、此方面の空軍充實に奔命しつゝあるは、既に諸子の知る如くである。然らば支那は如何、是亦空軍の發達著しく、臺灣、九州は彼の指呼の間にあり、上海よりすれば東京は飛行機の活動圈内にあるではないか。次に我國より

する攻撃について見るに、獨逸にて發行された國防週報によれば、ロシアの心臓マグネトゴルスクの大鐵工場があるウラルクズネツ工業地帯は、國境から數千軒の奥地にあり、歐露の各工業地に攻め入ることは技術上困難なるのみならず、途中到る所侵入軍を防止する足どまりがあることを指摘して居る。米國に對しては、伊太利の空軍が編隊飛行して大西洋を横斷した事實から考へて、我空軍の米國侵入が不可能なりと斷言する能はざると、航空母艦による攻撃も考へらるゝと雖も、其効果は彼の膨大なる國土に果して如何なる影響を與へ得るか、疑ひなき能はずである、英國支那等に對しても亦同様に云ひ得るであらう。かく検討し來れば、往時に於て難攻不落なりし我國は、今日に於ては反對に攻められ易く、攻むるに難き、全く反對の地位に置かるゝに至つた。

防護の不備 地理的地位、上述の如くなるに我國各都市の防護は遺憾ながら落第である。露國の極東軍司令官ブリユツヘルは云ふた、「我に三噸の爆弾があれば東京に大震災以上の損害を與へ全市を焼き拂ふ」と。其のブリユツヘルの指揮下にある空軍は約四百機で、スバスクとウラヂオストツクを根據地とし、中にはAHT式及びCK式航線距離二千—二千五百軒、塔載重量三一五噸級の超重爆撃機數十臺があり、尙ほ滿洲國境に向て續々として配備されつゝある而して爆撃第一主義を取ると共に「戰鬪飛行集團」と稱する空軍決死隊を集め、決戰、追撃戰、退却戰、において重要な役目を課し、「空軍教令」には「最後の戰鬪に於て飛行隊は全滅に歸することあるべし」と教えて居る。然るに我國各都市は海岸に近く河川に沿ひ、空襲に對し好個の標的として晒され、都市を構成する建築物の多くは其大部分、否殆ど全部が空爆と火災に對し最も抵抗力の少ない木造建築である。ブリユツヘルの言は残念ながら肯定される。彼れを思ひ是れを考ふるとき、大なる寒心を覺ゆるのである。ブリユツヘルが共產黨大會に於て、「我が國境は鐵筋コンクリートで固めてある、日本よ、囁れるものなら囁つて見よ、齒がぼろぼろになるぞ」と、大言した。我等日本人が各國にかゝる壯語をなし得るの日果して何時來るであらうか、「近時空を守れ」と高唱せらるゝも決して無理からぬ事である。

日本の危機 露國が日本を目標としてあらゆる戦略戦術を考へ、又其れによつて軍政を行ひつゝあるは、如何に彼等が巧言を以て之を覆はんとしても、否定することの出来得ない事實である。或は言はん、露國は今革命によつて生じたる國內の疲弊と、復興政策のため、積極的對外行爲は出来ぬ、と。此言一應肯定し得る所であるが、レーニンは社會的國家は資本的國家に比して其力極めて弱く、社會的國家の建設は、一國を以てよく之をなし得べきものにあらず、數國を併せ行ふべきであると喝破した、然るに其後スターリンは第一次五年計畫を立て、次で第二次五年計畫を遂行中であつて、次では第三次五年計畫に移るべく、彼は社會的國家も一國にても之れを成し得るといふては居るが其眞意を求むるに、彼の努力は内に國力の涵養に力め、外に諸列國の彈壓を避くるにあつて、國力の稍充實され、列國の彈壓と内部反對者の力を奪ひ得たる時、外に向ひ決河の勢を以て其擴大を計るべきは、豫測に難くない、況してや多大の國民を犠牲として、兵力の充實に日も尙ほ足らず、然も「理論を實踐せよ」といふ、レーニンの語を信條とする彼露國が、爆發することなしと誰れかいひ得るか、而して帝政時代よりの南に延びんとする彼の國是を、見逃がし得るもの何れにかある。又一面に於て我等國民に耳タコなる「三十五年の危機」は如何。日一日と其危機は我に迫り、之れが解消の見込は立たぬ、幸に今年及び明年を無事に切り抜け得たとしても、危機を脱し得たりといふべからざるは言を俟たぬ、我等日本國民は「名譽の孤立」の覺悟が常に必要である、瓦斯倫發動機の發祥地たる佛國、飛行機の生れた米國はいはずもがな、露西亞もトロツキー以來空軍に力を入れ、AHT式のツポレフ、K式のカクーニン發動機のミクリンナザロフ等、國實的な存在があつて、航空工業に著しい發達をなし、近く極東ハバロフスクにも一大製作所が設置され、一九三五年末には六十二箇聯隊五千機となるであらう。かくして我國の危機は解消せず、却つて日に濃厚となり、少しにても我に油斷あれば、空襲は青天の霹靂の如く、吾等の頭上に見舞であらう。

備あれば強し 故にかゝる危機に處し外國の攻撃をおさえ、戦争を未然に防ぐには、我國空軍を強くし、東亞の制空

權をしつかりと我陸海軍で握ると共に防空と防護の手段を講じ何處へでも飛んで行く軍隊である空軍、第一日には極東に集中せられた數百機だが、第二日目又は第三日目には後方主力兵團が、天をおうて飛來するであらう空軍に備へねばならぬ、それには文字通り舉國一致、老若男女を問はず此の新しき軍事形勢を明かに認識し、充分の用意をなすことが肝要である、昔の戦争は軍人の戦争であつた、然し今日に於ては國防は軍人へのみ委して置く譯に行かぬ、若し萬一空襲せらるゝに於ては、例へ生れたばかりの當才の小兒も、爆彈の洗禮を受けねばならぬ、空襲には昔の國際公法に見られた戦闘員非戦闘員なる語は用ひられぬ、されば國民は各其分に應じ、防空のことに當るの必要がある。其用意ありてこそ我國は永久に安全である、若し之れなくば、我が正當なる政治的要求も通らず、正義も屈しなればならぬ、備へあれば強しである。

第二節 戦争と飛行機並に各國現有勢力

航空機が軍用に供せられ戦争に参加したるは、一九一一年メキシコ國の動亂に際し、米軍が使用したるを嚆矢とする、勿論其當時にあつては航空機それ自體が幼稚であつて、満足に飛翔することすら困難な状態であり、之れによつて好結果を得ることは出来なかつた、然るに其後科學の進歩に伴ひ航空機の發達著しく、歐州大戰に當りては航空機は既に缺くべからざる軍の機成要素となり、一九一五年獨逸のLZ三八號が倫敦の上空に現はれ、之れに空爆を加へ倫敦市を混亂せしめ、同市民は阿鼻叫喚して右往左往し爆彈の犠牲となつて以來、獨逸航空機によつて倫敦及び巴里に與へられた損害は

空襲を受けし回数	損	害
飛行機による	飛行船による	計
計	死	者
	負傷者	計

倫敦 六三 五三 一一六 一、四一三 三、四〇八 四、八二一
 巴里 三二 三 三五 二六六 六〇三 八六九

であり、英國及び佛國の飛行機亦屢獨逸に侵入し、多大の損害を與へた、而して歐州大戰を契機として航空機は驚異的發達をなし、之れが操縦技術と用法の進歩亦著しきものあり、今や航空隊をして其独自の威力を發揮せしめ、敵國內深く侵入せしめて或は軍略上重大地點を爆破し、或は政治的又は經濟的樞要都市を空襲して戰意を失はしむる等、重大なる役割を演ぜしむるに至つた、然も航空兵力は地上兵力に比し出動遙かに迅速にして、且つ兵力の集中移動を極めて容易に行ひ得るを以て、將來の戰爭は必然的に緒戦が空中より開展せらるべきは、各國戰略の常識となつた。従つて之れが充實の如何は直ちに戰時に於ける勝敗の鍵となり、平時に於ては外交折衝のバックとなり、其の暗黙の威力は外交に微妙なる影響を與ふるに至つた、故に列國は其數及び威力を増加し、常に「十分なる勝算ある整備」の充實に、努力邁進しつつあるの狀態に、あるのである。

先づ列國の勢力其發展の模様を一瞥しよう。

露國 一九二一年頃より軍事航空施設の大擴張を行ひ、今や歐米列國に比し遜色なきまでになつた。其發達の經過を見るに一九二二年頃にありては陸上部隊約二十個中隊に過ぎなかつたが、一九二五年には一躍七十八個中隊、二八年には百一個中隊となり、現在にては三百個中隊、兵員數約二萬三千、機數三千以上に達し、其躍進は實に目醒しく、特に戰鬥、爆撃隊の増加は注意すべきである。而して一九二二年頃には空軍の機材は獨、伊、英、米、佛等の先進諸國より購入し、一方國內に於ける航空機製造工業の整備を急ぎつつあつたが、國民生活を犠牲として斷行した武力充實目標の第一次五ヶ年計畫の完成によつて、今や航空工業及び其の原料資源供給の途は全く確立せらるるに至つた。

米國 所謂世界第一の標語によつて邁進した米國航空界の進歩發展は著しく、一九二七年以來實行した彼の第一次

航空擴張五ヶ年計畫は既に完成し、今や第二次航空擴張に着手し「世界第一空軍」の保有の日も、近からんとして居る。現在米陸軍航空兵力は、人員約一四、八〇〇、中隊數、正規軍七六中隊（偵察一三、驅逐二一、攻撃一二、教導一〇、飛行機勤務一六）機數約二、一〇〇、外に護國軍偵察飛行中隊一九（約二五〇機）がある。昭和九年十月以來爆撃三ヶ聯隊、戰鬥二ヶ聯隊、攻撃一個聯隊よりなる總司令部、飛行隊なるものを編成し、獨立空軍的威力を構成した。

英國 世界大戰の末期に陸海軍航空を統一し、獨立空軍を建設、爾來一九二二年の大擴張を経て今日に及び、公表せらるる所によれば、昭和九年再び五ヶ年繼續による五一中隊の増加が計畫せられたと傳へられてゐる、現在航空兵力は約三萬二千、機數千五百、中隊數八四（正規七六、補助八）に達し、正に世界最強の空軍を保持し、任務によりて之を別ては

一 本國兵力 五七中隊

爆撃中隊（夜間重爆撃八晝間輕爆撃一九）、戰鬥中隊（一六）、連絡中隊（一）、陸軍協同（偵察）中隊（五）、哨戒中隊（飛行艇）（四）

二 在外兵力（二七中隊）

擊爆中隊（輕）（一六）、雷擊中隊（三）、哨戒中隊（三）陸軍協同中隊（五）
 尙ほこれ等の外、海外自治領及び植民地に約四九〇機の空軍がある。

佛國 其地理的關係から對獨、對英政策の後援として、強力な空軍を保持する必要ありとし、一九三三年以來艦載航空並に非艦載海軍航空を除き、全航空部隊を含む空軍が編成せられた、現在佛國航空省に屬する飛行機は約千機、一五六中隊、其の中空軍陸上部隊は一一三中隊であつて之を偵察飛行聯隊（八）、同獨立大隊（五）、戰鬥聯隊（三）、輕

爆撃聯隊(一)、重爆撃聯隊(三)氣球聯隊(二)、獨立隊(六)に編成し、航空大臣の發表する所によれば將來佛國航空部隊を陸軍部一四七、海軍部五四計二〇一中隊に擴張する計畫であるといふ、

伊國 現首相ムツソリーニが政權を獲得するに及び、航空高等委員會の設置、或は空軍の獨立等により航空の發展を計りたる結果、今や英佛等の先進國をも凌駕せんとする状況に至つて居る、其兵力は一九三〇年六月迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)氣球中隊八、飛行船中隊六を整備する計畫であつたが豫算の關係上未完了に終り、更に主力軍四二大隊、陸軍協同隊一五大隊、海軍協同隊四聯隊の編成を計畫し、目下着々實行の途にあるのである。

第三節 飛行機及爆彈

第一項 飛行機の種類

1 輕爆撃機

多くは晝間編隊來襲するもので、五百馬力乃至八百馬力の發動機一個、又は五百馬力の機關二個を備へ、少くも三百馬力多きは八百馬力の行動半徑を(往復)を有し、一機に三百斤乃至七百斤多きは一千斤の爆彈を塔載することを得

2 重爆撃機

主として夜間の爆撃に用ひられ單機にて逐次來襲し四百五十乃至千馬力の發動機一個又は數個を有し、其總馬力數九百乃至二千四百を算し、甚しきは六千馬力といふ強大なものあり、其行動半徑は少きも四百馬力大なるは千二百斤以上(往復)にも及び、一機に千斤内外多きは三千斤、最大八千斤の爆彈を塔載する所謂超爆撃機がある
若し列國の有する旅客機を改造し、其塔載人員物件を加減せば、裕に往復半徑千五百斤以上に達する飛行機を現出

するであらう

以上は名の示す如く爆撃用として建造されたものであつて、攻撃用の主力をなすものである、

3 偵察機 爆撃機に比し其形狀裝備機關著しく小であるが、速力と輕快さとを利し敵狀偵察、空中監視、通報等の任務につく、

4 戦闘機 主として敵機掃蕩撃破を目的として製造裝備せられ、時に陸上部隊の攻撃に用ひられ偵察機より大にして爆撃機より小である。

偵察機と戦闘機との中間を行くものに驅逐機があるが、戦闘機中に含まるゝを普通とす、3と4とは其性能上防禦に當るを主とするも爆撃機と共に襲撃に参加することあるべきは、勿論にして、各機共に其機に相當する武装が施されて居るが、偵察機には機關銃を備えざるものもある。

第二項 爆彈の種類

空襲に用ひらるゝ爆彈は其目的によつて投下爆彈、投下焼夷彈、投下瓦斯彈の三種がある

投下爆彈 投下爆彈中の主はるものは投下地雷彈であつて、其通常炸藥率は五十%内外である、而して投下地雷彈は破壊効力の外に相當大なる焼夷効力を有し、室内又は半密閉室内で炸裂した場合には、一酸化炭素並に「ニトロン」瓦斯を極めて多量に發生し、殺人威力を發揮するのである。其炸裂威力は大體左の如くである

イ 炸藥率六十%五十斤

尋常土に對し三十平方米内外の漏斗狀孔を生ず漏斗孔の深さ中、中徑の比約二、五堅固なる木造家屋に對し粉碎す、堅固なるベトン壁に對し彈肉先づ破碎し炸藥は殆ど其儘飛散す

極めて堅固なる「ベトン」製橋梁破壊の爲めには五百軒地雷彈を要す

□ 炸藥率六十%地雷彈の歐風都市に對する効力

- 彈種 命中により破壊する階數 命中せざるも附近に落下せし場合効力
- 五〇疋 二 五米以内にある堅固なる石造壁をも破壊す
- 一〇〇疋 四 十米以内堅固なら石造壁をも破壊し十五米以内にある木造家屋を粉碎す
- 三〇〇疋 六 二十米以内にある堅固なる五十軒の石壁をも破壊し尙其後方にある建物をも著しく毀損す

2 投下爆彈には地雷彈の外に投下榴彈と稱し破片による人馬の殺傷と破片及び爆藥の威力による弱抗力物體の破壊を目的とするものがある。投下榴彈の一彈の重量は二十五疋以下であつて、人馬殺傷威力の中徑は十二疋半のものにて七十米、二十五疋のものは百米に達す

3 投下爆彈には以上の外投下破甲爆彈といふ侵徹破壊用のものがある。

ロ、投下燒夷彈

投下燒夷彈は火災の卵であつて、手榴彈大の極めて小型のものと、十二疋内外から二十疋に至る多少侵徹してから燒夷するもの、との二種がある

1 テルミット彈 燒夷劑は「テルミット」で、本劑が発火すると三千度以上の高熱を發し、鐵材をも容易に熔融せしめ、百平方米に其効力を及ぼし且つ水を以てしては容易に鎮火することは出来ない、殊に本燒夷彈は一機に數十個を塔載、到る所に火源を發生せしむることを得、又本彈に毒瓦斯を加味し、火災を起すと同時に消防を困難ならしむる方法を講ずることが出来、最も警戒を要す。

ハ 投下瓦斯彈

投下瓦斯彈は毒瓦斯を發生せしむる投下彈であつて、爆藥に比し極めて多量の瓦斯劑率を採用し、且つ一舉に多量に投下し得るの利がある、其効力を示せば

種類區分	生理作用	代表ガス	常態	作用時の形態
窒息性瓦斯	呼吸器を侵し窒息せしむ	ホスゲン	液體	氣體
クシヤミ性瓦斯	クシヤミを起さしむ	チフェテル酸化酸素 アダムマイト	固體	固體微粒子
催涙性瓦斯	眼を侵し涙を出さしむ	酸化アセトフェノン 臭化ベンシール	同	同
糜爛性瓦斯	皮膚を發泡糜爛せしめ且眼及び呼吸器を侵す	酸化ベクリン ハベリット	液體	氣體 液體及氣體

備考 糜爛性瓦斯は撤毒せられだる地域に數日乃至十數日間滯留するも其他は十數分間乃至數時間にして消散す
= 以上の外投下箭細菌彈等ある

第四節 防空行爲

防空行爲を廣義に解する時は、(1)敵の飛行機をして來襲する能はざらしむること、(2)襲來せる航空機に對應する手段とに別たれ、(1)の方法としては我重爆撃機を以て、又は野戰部隊を以て敵の空襲根據地を撃滅せしむるにある、

然るに航空機により敵の空襲根據地を撃破することの容易ならざるは、歴史の證明する所であり、野戦部隊を以て敵の根據地に侵略せしめ掃蕩することは最も有効ではあるが、時間的に不可能である、加之敵は必ずしも陸上のみならず據地を有するにあらずして、數十機數百機を塔載する航空母艦を以て我に迫り、適當の海上より飛行機を飛翔せしめて空襲する手段もある、而して(1)の行爲は陸海軍に於て之をなすのであるが故に、一般に(2)の行爲のみを防空行爲と呼ばれて居る。

襲來する敵航空機に對應する狹義の防空、即ち普通所謂防空行爲にも、積極行爲と消極行爲とがある。

1 積極的防空行爲は次の如くである

イ、防空飛行隊の活動、敵機の空襲を知るとき、防空飛行隊を活躍せしめて敵機を撃墜せしめ、又は撃退せしむ即ち空中戦の展開である。

ロ、高射砲隊の活動、高射砲を以て敵機を撃墜せしめ、又は撃退せしむ

ハ、高射機關銃隊の活動、高射砲と同様の行爲を機關銃を以て行ふ

ニ、歩兵の活動、歩兵銃を以てすること、ロ又はハと同じ、此方法は機械的に行ひ得ざるも所謂「カン」で行くもので、侮り難い効果を示すことがある

ホ、照空隊の活動、ロ、ハ、ニと協同して行はるゝもので、照空燈を以て敵機を發見し之を、照し出し、ロハニの目標を明示し、又は強力なる光線の爲めに敵機の操縦者を眩惑せしむ

ヘ、聽音機隊の活動、聽音機を利用して敵機襲來の方向位置速力等を測定しイ、ロ、ハ、ニ、ホの活動に便す

ト、防空監視隊の活動、遠く監視哨を放ち敵機襲來を監視觀測し其状況を刻々通知して對應策を立てしむるものでイよりへまでは多く軍部の手によつて行はるゝも、トに至りては然らず、國民總て協力之に當るべきである。

チ、各種通信機關の活躍、監視隊の報告は正確に、迅速に防空司令に報告する必要あり、アマチュアの無線技術者も之れに加はる。

リ、防塞球並に放流氣球の飛揚、即ち機械水雷を海中に沈設すると同様の意味で、之れによつて敵機を目的地に近づけしめざらんとするものである、然し之れには味方の飛行機にも危険を及ぼすことがないでもない

以上の積極的手段が行はるれば、消極的手段は必要な如くであるが、歐洲大戰の實際によれば、襲來した敵機の一割乃至三割は目的地の上空に侵入して居る、勿論歐洲戰爭當時と今日とを比較すれば、防空の方法も防空に用ふべき機械も非常に進歩しては居るが、それにも増して航空機は進歩して居るのである、故に如何に積極的防空が整備されたとして、敵機を一臺も目的地の上空に到らしめざることとは、不可能と見なければならぬ、加之積極的手段をなすためには、機材整備のため莫大なる費用を要するを以て、其絶對完備を見るは不可能の事に屬するのである。茲に於てか國の軍備に制限があればある程、消極的防空行爲の必要が生ずる。

2 消極的防空行爲は左の如くである

イ、燈火管制、燈火の使用を制限し、必要に應じては消燈を行ひ、夜間敵機の襲來に對し目的地を發見し難からしめ、敵の空襲の企圖をし實施困難ならしむる行爲である。こゝに注意すべきは燈火管制に對する誤解であつて、燈火管制は消燈ではなく、敵機より燈火を發見し易からざらしむるにある。故に無用の燈火の消燈すべきは勿論であるが、必要欠くべからざる燈火は、之を出來得る限り燭光度を減じ、又は遮蔽して之を保し、屋内燈も戸又は布張を閉し、燈火の屋外に漏れざる様にし、必要に應じては燭火度を減じ、又は遮蔽を行ふべきである。

ロ、擬装遮蔽、も亦燈火管制と同一目的のため行はるゝもので、例へば空襲の目標となり易き湖、沼、池、河川等にモミ藥其他を播きて其所在を隠蔽し、白布其他を用ひて他に河川を模する等は擬装であつて、大規模のものは、或る

都市と同一の模倣都市を作る場合がある、又都市中の主要建物を煙幕その他によつて遮蔽し、敵機の攻撃を免れしむ
 ハ 消防 空襲時に於ける火災は免れ難きところであつて、混雑と焦慮とによる失火もあれば、爆弾による發火もあり、一時に數ヶ所否數十箇所より、火の手は擧るものと覺悟しなければならぬ、而して之れによる被害を最小限度に止むるには、消防を第一とするのである。

ニ 救護 爆弾の破裂、家屋の倒潰、其他による死傷者の救護は、空襲時に於ける大なる責務の一である、

ホ 防毒 毒瓦斯の撒布から市民を安全ならしむる爲めには、防毒の必要がある、而して之れによりて、毒瓦斯より生ずる損害を小ならしむることが出来る、ロシアにては都市の主要道路を、其の土地に於て最も多く吹く風の方
 向と平行ならしめ、空氣の流通をよくし、毒瓦斯による損害を最小限度に止めんと、計劃されて居る。

ヘ 警備 警報の傳達、交通の整理、其他空襲時の混雑に備へ、警備を行ふ

以上の如く消極的防空行爲は、被空襲地又は目標を隠蔽して空襲企圖の實行を困難ならしめ、又空襲によつて生ずる損害を最少限度に止めんとするにあるのである。

第五節 各國の防空施設

防空施設は全國的行ふことは到底不可能である、又敵と雖も、限りある航空機を以て可成多大の空襲効果を擧ぐる爲めには、對手國の至る所を襲撃する代りに、首都、經濟的中心地、工業中心地、軍略的要地、及び軍事上の重要施設を目標として空襲し來るべきは明かである。故に是等主要地點の大小、要度、地形、氣象、及び危険の程度によりて防空施設が行はるるのである。而して之れが對策を忽にする時は、遂には國家の意志の貫徹を不能に陥らしむるを以て、各國共に官民一致協力して、軍事上の各種の計畫施設に絶大なる支持を與へ、又著々として防空施設の歩を

進めつゝあるのである。

1 英國 は歐州大戰中最も多く空襲を蒙り、其當初にありては混亂のため損害を大ならしめたが、其末期に至りては、小學校生徒は教師の擧手を合圖に、極めて嚴肅に沈着に豫定の行動を取りて避難し、市民亦警報發令後數分を出でずして街上に又一人の人影を見ざるまでに、訓練せられた程で、軍事には素より民間防空施設に於ても先覺の地位にあり、一般國民の訓練亦相當に行き渡り居るのである、即ち其施設は地方軍と稱するものがそれで、各種各級の志願者よりなり、短期間の教育を受け、一般軍備の一部を擔任して居るのであるが、其中防空部隊に充てられて居るものに防空旅團があり、二箇旅團よりなる、

防空旅團は司令部 高射砲聯隊二(一ヶ聯隊は通常四ヶ中隊)照大空隊、(四ヶ中隊)、通信隊一、から成り、之等の聯隊長、大隊長、等は辯護士もあれば市會議員も居り、平時は各夫れ夫れの職に従事して居るのである、此外に四五年前より防空監視哨として、市民を充當する常時編成が認められた、監視哨及び監視本部の人員には、州や市の警察署長が此目的のために召集せられた特別の警官(防空監視哨)を以て當てる、而して一つの中樞即ち地方監視隊本部は二十五の哨所と連絡し、各哨所よりは哨員が派せられる、而して中樞は更に防空司令部に連絡し、司令部にては三中樞毎に現示圖があり、此地圖上に情報を色別によつて最後の十分に於ける敵情を表示する、敵情通報には凡ゆる通信機關が利用せられ、監視哨が敵機を發見して防空司令部に傳達し、司令部が之を受了するに、僅に二三十秒に過ぎぬといはれて居る、而して之に従事する哨員は即ち特別警官には地主もあれば官吏もあり、陸海軍の軍人もあれば、牧師もあり、農夫もあれば、店員もあり職工もあれば自動車の運轉手もあるのである、然も其の分擔地域から云へば、平素の地位を轉倒し、小僧が主人の上位にあるのもあるが、各自其職に應じ一致協力して防護の爲めに活動する様は眞に敬服するに値するといはれて居る、本部の地圖掛には銀行員が多く、時々刻々敵情は圖面に現示される、是等の

特別警官は全然無報酬で働き數年後一定の資格徽章を受ける、其の空襲機の經過線路の表示の如きも、極めて正確で演習の飛行機通過線路と其圖表とを對照するに、寸分の相違も發見されなかつたといふ。其の他避難所、交通整理、防毒、消防、燈火管制等が、一糸紊れざる訓練の下に行はれて居る。

ロ ソヴィエト聯邦(ロシア) には軍備殊に飛行機の充實に多大の腐心を拂ひ、國防飛行化學協會は民間施設として非常なる活躍をなし、空中化學攻撃に對し國民を防護する、同會の目的を達成するため、飛行化學隊を組織し平時にありては研究の指導、援助、或は有利事業に従事し、一朝有事に際しては卒先軍部及び廳民間に協力し、住民地の自衛を以て任務として居る、而して其會員に今日五百萬を超へ、郡地區及び市に附屬して單位部隊を編成し、之を空中監視班、通報連絡班、防毒班、消毒保安班、衛生班、豫備班等に分ち、幹部を當置員とし其他は順次交代して夫れ夫れ教育を受け、隊員は常に自己にて又は軍隊の演習に關連して練習し、或は民間に對する防空の普及宣傳に従事して居るのである、而して會員は常に對防空準備をなすのみならず、廣く義捐金を募り以て飛行機及防毒材料を購入し、之を空軍に献納し、其數既に四百臺を超え、或は化學博物館を設置し、又は「化學の家」なるものを漸次各都鄙に普及建設し、人民は公園散歩の途次之を訪ひ、マスクを裝備して撤毒室に入り親しく其効果を體驗し、其作用、防毒等の實際を體驗するに便する等、防空の實地教育に大童の活動を續けて居るのである、其の他迅速なる燈火管制の規定、教育、特に最高學府に對空防禦の講座を設け、學生をして義務的に聽講せしむる等、彼等のなすところは極めて徹底的である。

其他獨逸、佛蘭西、其他の各國に於ても、各其傳統や立場に立脚し、多少方法の異なる點はあつても何れも、軍部の施設と併行し又は之れと合併し、具體的の道程を進めつゝある點に於て一致して居る、之れ一には彼等の相互的位置からして空襲の危険率多しとの豫想のために刺戟せらるゝ爲めであらう。

第六節 防空と消防人の地位

翻つて我國の情勢を見るに、大都市は殆ど海岸に暴露され、建築物は可燃性物質多く、避難所は元より之れに代り得べき地下構造物なく、交通機關、通信機關、の大部分は地上に露出し、水道水源亦容易に敵の破壊を受け得るの狀態である之れに加ふるに近年各所に於ておそまきながら防空演習行はれ、國民的防空訓練が實施せられたるも、未だ之れが普及完全ならず、寒心に堪えざるものがある。

前にも述べたる如く、空襲は青天の霹靂であつて、我に些しの油断あれば敵機は來つて我頭上に爆彈を見舞ふであらう。

故に之れに對する第一の緊要事は我陸海空軍を強くし、旭日記號輝く航空機を以て東京の空をおほひ、完全に制空權を把握することであつて、我等國民は軍部を後援し空軍の充實に出來得る限りの努力を拂はねばならぬ、第二に來るべきは防護施設であつて、其第一は都市の改造、通信機關の保全、工作等である、然るに此事たるや、一朝一夕に行はるべきものにあらず、又我國の經濟事情、風土、氣候、慣習、等の關係上、是れが完全を期するは甚だ困難であつて、到底目下の危機に應じ得べくもない故に、我等は消極的に今日の國情に則する防護施設と國民の訓練の徹底を期せねばならぬ。

今空襲の危険起りたる場合を考ふるに夫れ夫れの防空地區に、於て豫め計劃せられた防護團は召集されて各其任務につき、防空司令指揮の防空隊は其部署に従つて待機し、陸上遠く監視哨が配置され、海上には監視船が派出される而して水道貯水池、瓦斯タンク其重要築造物には擬裝が施され、主要建物には煙幕材料が用意される、夜間に入りては燈火管制が行はるゝのであるが、四方海にして海上監視は陸上監視に比し疎であつて、敵機發見困難なるを以て、

愈時機切迫したる時は先づ警戒管制が行はれ、燈火管制の第一段に入る。かくして敵機近づき来れば、空襲警報は發せられ、防空飛行隊は出で、敵機撃破掃蕩に當り、茲に空中戦の幕は切つて落され、陸上防空部隊は高射砲、高射機關銃、等を以て敵機を撃墜又は撃退せんと活動を開始し、煙幕は揚げられ、夜間なれば燈火の非常管制が行はれる、此時に當り國民は指示に従つて沈着に靜肅に行動し、或は街路より避難所に避け、或は防毒室に入るべきであつて、若し混亂して右往左往するに於ては、慘害の大なるものがあるであらう。

かゝる空襲時に國民の中堅となつて、又防護團の幹部となつて活躍すべきものは果して何人であらう、在郷軍人かあらず青年團か、あらず、一糸紊れざる統制の下にあり、團體訓練ある消防人である、何故か、在郷軍人は既に召集せられ或は將に召集せられて、第一戦線に赴くべく、國民的活動の中堅たるを得ない、青年團女子青年團は傳令班警備班、交通整理班、防毒班、救護班、通信班等として夫れ夫れ活躍すべきは勿論であるが、其經驗其訓練に於て未だしといはねばならぬが故である。況んや既に度々述べたるが如く、我國の建築は其大部分が木造建築で、各國の我國攻撃の第一着手は焼夷弾を以て都市を焼拂ふにあるを以て、空襲あれば一時に各所より出火し之れを消防することが、防空行為の第一要件であるに於ておやである、勿論空襲には一定の目的地があつて、矢鱈どこにでも爆弾を落すことではないといへ、鐵道、橋梁、等を破壊し、動員の妨害をなさんとすることもあれば、國民の戦意を喪失せしめんがためには、何處に爆撃を加ふるやも知れぬ故に都市を離れたる地方なればとて油断は出来ぬのである。何れ如何なる地に於ても消防員は活動の中堅となつて監視に防護に、青年團其他一般民を指導する立場に置かれてあるのである。消防員の地位や高く其責任や重いかな。

第七節 空襲時の火災

敵機襲來！、空襲警報が發せられる、煙幕がしかれる、高射砲の轟、高射機關銃の響、航空機の爆音、それが夜間であれば燈火の非常管制が行はれ、街路は暗となり、照空燈は閃々たる光を放つて敵機の照射に力める、其中に一閃光ると見れば忽ち立つ火の手、焼夷弾の投下による出火だ！轟然たる爆音に次いで火の手が上つた、破壊爆弾による出火だ！、敵機襲來と全く異なる方向に當つて、立ち上る火災、それは空襲に狼狽しての失火、だ！相亞いて起る火災、唧筒は飛ぶ、消防員は走る、火の手は數ヶ所數十ヶ所に及ぶ。

此空襲時の火災を原因によつて區別すれば、(1)爆弾による火災、(2)過失による火災に別つべく、(1)は更に之を(イ)破壊爆弾による火災と、(ロ)焼夷弾によるものとに區分し得られ、イは更に爆裂による火災と、建築物の破壊又は倒潰によつて生ずる火災とに分つことが出来る、而して其等の火災は原因によつて消防手段を異にするのである。

1 焼夷弾による火災 焼夷弾は火事の玉子であり、火の素である、而して其の火は概して水を受けつけぬ、注水によつて却つて火災を飛散させ、火災を擴大する惧あるものもある、よつて之れには消火砂を用ふるか、ソオマイド装置によつて火災を覆ひ、窒息法によらねばならぬ。

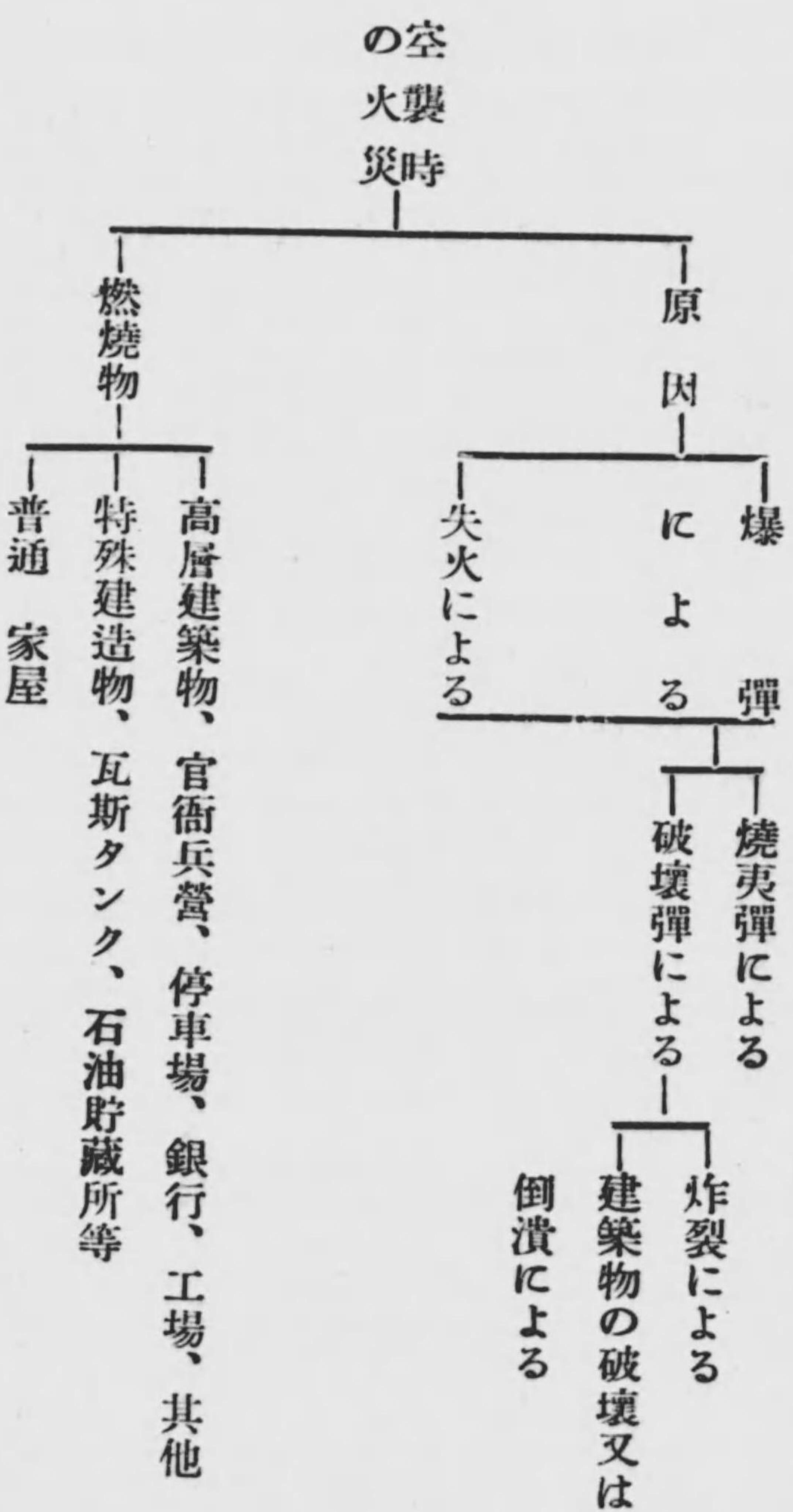
2 破壊爆弾による火災

イ 爆裂によつて生ずる火災 窒息法注水法による、場合により破壊作業を必要とす。

ロ 建築物の破壊倒潰に伴ふ火災 これは破壊倒潰により家内の火氣、電線、瓦斯等より起る火災で、消防手段は時宜に應じてなすも、注水法を主とす

3 過失による火災、避難其他の混雜に火氣の取扱を過るか、其他の過失に起因するもので注水消防を主とす
敵は可成少量の爆弾を以て多大の空襲効果を收めんとし、攻撃の目標を官公署廳舎、兵營、無電局、停車場、銀行工場、其他の建築物に取るべく、又瓦斯タンク、石油、瓦斯倫等の貯藏所は第一の空襲目標たるべきは明かである、

而して此等は規模も大であり、或は特殊構造であるが故に最も標的となし易いのである。従つて空襲時の火災は、高層建築物又は特殊建造物に多きは、豫想し得らるゝのである。勿論此等の重要建築は煙幕其他の方法によつて遮蔽され、迷彩其他の方法によつて擬装されるのであるが、其方法を過るか又は完全に行はれない時は、却つて発見し易からしむるのである。茲に於て是等の建築物火災に對する防火が特に必要を生ずる防空消防の特異性の一つである。之を要するに空襲時の火災は平常時の火災に比し特長多く之を表示すれば。



第八節 出動準備

消防員補充計畫

非常時に際し第一に起るべき問題は在郷軍人の召集である、平時に於て消防員として活躍した

郷軍人が召集せられ、第一戦線に送らるべきは又言を俟たぬ、而して之に加ふるに死傷によつて消防人員に不足を生ずることも、亦考慮に置かねばならぬ、こゝに於て空襲時の消防に臨むには、第一に考慮せらるべきは消防員の補充計畫である。消防員に消防機械器具操作其他の訓練が必要であり、消防技術の涵養が缺くべからざるは言を俟たぬ、殊に防空消防には高層建築消防、特殊建造物消防、等の技術を要し、科學的消防法、破壊消防法、の知識を要するが故に、一層消防員補充には、之に應ずるの補充計畫が必要である。

擔任區域の設定と轉用法 空襲時の火災は一時に數ヶ所乃至數十ヶ所より起る、故に平時に於けるが如く、一ヶ所の火災に全消防力を集中し得るのである、されば豫め消防擔任區域を定め置くを必要とする、而してこれには攻撃の標的となり易き建築物、家屋の稠密度、等を考慮し、擔當區域、勢力等が定むべきである、之れと同時に兵家の所謂兵力の轉用に準じ、消防力の轉用方策が必要である、之れには消防員は一つの火災を征服したる時は、直ちに次で起るべき火災に出動し得る準備を整ふべきである、前進部隊本部、豫備隊は元より、各擔任區域の相互應援に關し、準備がなくてはならぬ。

地理建物の分布水利の調査 此等の調査は平時に於ても必要であるが、空襲時に於ては特に然りとする、各擔當區域の本部に其区域内の詳細なる地理、建物分布、水利を圖示し、道路、橋梁、水道等の破壊、水利の狀況、等を示す様考案し得れば上乘である。

消防機材の整備 消防機械器具の整備を必要とすることは、平時も空襲時も變りはないのであるが、空襲時に於ては高層建築特殊建造物の火災多く、科學消防(窒息消防)破壊消防が必要である、故に之れに必要な機械を整備せねばならぬ、消火砂の如きは必要個所に分割貯藏し標識を設け、且つ地理、水利圖表に之れを示し、其状態をも變化ある毎に記入する様にする、高層建築消防又は破壊消防用具に就ては、言ふまでもない。

防護團との連絡 防空行爲の第一が消防であることは、現在我國建築状態から推して何人も否定し得ない、然し防空は消防員によつてのみなし得るものではなく、防護團と緊密なる連絡を取り、其の力を籍らねばならぬ、殊に空襲は夜間又は黎明に於て決行せらるゝこと多く、燈火管制下の暗黒裡の活動は、防護團の整備班、傳令班、によりて敏活なるを得べく、毒瓦斯充滿せる場合、防空班の活動と伴はねばならぬ、況して防護團に消防班ある場合に於ては、消防員は之れが指導的立場に置かるべきもので、消防組と消防班は最も緊密でなければならぬ。

出火及び鎮火警報の設定 空襲時には空襲警報、警戒管制警報、非常管制警報、毒ガス警報、其他の各種警報、が續々として發せられる、従つて出火警報は此等の警報と混同せらるゝことなく、然も迅速且つ確實に行はれなければならぬ、故に出火警報と其傳達方法が設定することが肝要である。

第九節 消防隊の出動

かくて消防員は防毒覆面を被り、武装を嚴にして待機し、何時にても出火警報あれば直ちに出勤して現場に駆け付け消防に當るのであるが、出動には次の用意が必要である。

前進路の偵察 空爆が加へらるゝ時は道路橋梁は破壊せられ、家屋は破損倒潰し、消防隊の前進路は閉塞され、其前進を阻止するであらう、又水道貯水池等も破壊せられ、火災防禦陣地にも變更を要するであらう、故に先づ前進路を偵察し、仰筒車の前進の可否前進路線を知らねばならぬ、無秩序の前進は徒勞である、「急がば廻れ」である。

現場の偵察 空襲時の火災は其原因によつて消防手段を異にすることは、前に述べた通りである、敵状を知ること味方に六分の勝である、現場の偵察をなして之れに應じ適當の防禦手段に出ねばならぬ、偵察に當る消防員が、現場に到りたる時、適當なる防禦處置をなし得る様、消火砂其他を携行すべきは勿論である。

以上の動作は突差の間に於て行はるべきもので、之れには防護團の警備班、交通整理班、傳令班、通信班等の協同動作によることが便利である。

前進路の開拓と指示 建造物の破壊、倒潰、又は道路、橋梁等の破壊によつて、消防前進路が閉塞されたる時、消防員は其前進路の開拓に當り、又は別路線の指示に當らねばならぬ、此動作も亦交通整理班等の協力が必要である

通報連絡機關 消防員が、火災現場に到達したる時火災の状況、後援部隊の派遣、配水の増量、仰筒又は水管の要求、鎮火等の通報を本部に致す必要がある、而して本部よりは消防方法の指示、其他の指揮、消防力轉用、等必要なる命令を現場に發せねばならぬ、之れが爲めには通報連絡の機關を置くべきである。

消防 空襲時に於ける消防は、焼夷弾による火災多きを以て、窒息法による場合最も多しと雖破壊法を必要とし、又注水法によるべき場合亦甚だ多く、又敵の好標的たる官衙其他の高層建築、瓦斯タンク、石油貯藏所、等の特殊建築物等の火災多きを以て、之れが爲めには或場合強力ポンプを必要とし、フオーマイド装置仰筒を必要とする外、高層建築消防法、特殊建造物消防法、を必要とし、瓦斯タンク、ガソリン油槽等の破裂せし場合、等に於ては、相當大規模の破壊消防を必要とするであらう。

引上げ 一火災を征服したる時は、消防員は直ちに引上を行ひ、消防機械器具を點檢し必要に應じて處置し、次の火災に備へなければならぬ。

第十節 平時の訓練

防空と消防に關しては以上述べたる所により、諸子は其概念を知り得られたりと信ず、之を要するに將來の戦争は空爆によつて開始せらるべく、空軍の充實と防空施設の完備と、而して防空訓練とは、國防上最も肝要なるが故に各國

皆之れに狂奔しつゝある現状である、殊に我國は地理上、外よりは攻められ易く、外に向つて攻め難き位置にあり、各都市は海岸に露出し攻撃に對し好標的をなし、然も相接近し、其上建築物は大部分可燃性なるが故に、防空は一日も忽にすべからずして殊に消防を第一とす、防空行爲の第一位に置かるゝ消防の、中堅たるべき消防員の任務は實に重且つ大である、然も防空消防は窒息法、破壊法、注水法、の順序となり、高層建築消防、特殊建築消防必要にして、平時消防と其趣を異にするのである、かるが故に消防員たるものは、深く研究して非常に際し其任務を完ふすることを心掛け、ねばならぬのである。

此章を終るに當り、平時に於ける訓練の要項を述べん

1 消防組員は防空消防の中堅として、防護團消防班及び一般人を指導するの立場にあるを以て、平素常に自ら省み坐臥進退共に一般の儀表たることに努むべきである、平時に於て此心掛なくば、非常に際し其重責を果すこと困難である。

2 消防法の研究を怠らず、高層建築特殊建造物の消防を研究し、平素應用することの稀なる窒息消防法、破壊消防法の練磨を要す。

3 防空消防は毒ガスの充滿せる中に於て行はるべきを以て、防毒マスクを使用する必要あり、故に平時に於て可成ガスマスクを使用しマスクの使用に馴れ置く必要あり、ガスマスクの使用は單に防毒マスクの使用に馴るゝのみならず、濃煙中の活動を易容にし、平時に於ても必要である。

4 機材の整備、地理、水利の調査は、一見わかり切つたことの如くなれども、それだけに兎角疎漏となり易きを以て充分注意を要するのである、花に酔ふ春日の油断は、青天霹靂、後日の悔となるのである、況して防空消防には窒息消防破壊消防の必要があり、高層建築の火災に備へをなさねばならぬ、平素に於て其準備と訓練とを必要とする。

5 紀律の嚴肅と技術の練磨とは、防空消防に限つた事ではないが、一時に數ヶ所數十ヶ所より出火することあるべき空襲時に於て、紀律訓練なければ、如何でかよく消防の好果を擧げ得られよう。

6 消防は大膽にして然も小心の注意を要す、防空消防に於て殊に然りである、消防人たるもの、常に修養を怠たらず、沈勇果斷の氣を涵養し、智識技能を練磨し防空時に於てよく、防護團及び一般人を指揮指導するの心掛を忘れてはならぬ。

7 消防員補充計畫の一方法としては、平素少年消防隊、青年義勇消防隊、等を組織し、消防員之れが指導訓育に當り、連繫を緊密ならしむるは良策の一である。

8 防火細胞(例へば相隣接する四戸乃至五戸を一組とする)を組織し、互に防火に努め、消火砂、輕便消火器、等を用意して萬一に備へ、消防組員之が指導に當り、空襲時に於ては其消火細胞を單位として出火を警戒せしむる等は有効であらう。

第四章 現代消防

第一節 總 說

第一項 消防の任務

吾人は第二章に於て消防組及消防施設の發達を考究し、第三章に於ては將來に於て起ることあるべき防空と消防に就て述べた、よつて本章に於て現代消防を知らんとするのである。而して其の組織訓練等に就きて述ぶるに先立ち、

消防の任務の重要性、其の重要任務を遂行する原動力たる崇高なる消防精神、並に消防人の社會的地位に就て考察を進むるのである。

畏くも 梨本大日本消防協會總裁宮殿下に於かせられては、昭和九年五月三日總裁宮奉載式に際し、令旨を賜り其の劈頭に

水火災タル、社會ノ生活ヲ脅威シ、産業ノ發達ヲ阻害シ、國力ヲ消殄スルコト甚ク大ナリ、之ヲ警戒シ、之ヲ防禦シ、以テ生命財産ヲ擁護スベキ職司ニアル、諸子ノ責任タルヤ極メテ重シ、宜シク一面ニ於テ警火思想ヲ普及徹底セシメ、火災ヲ未然ニ防遏シ、一面ニ於テ施設ノ充實ヲ圖リ、消防訓練ニ勵ミ、之レカ改善ト發達トヲ期シ、一旦水火災厄ノ發生ニ際シテハ、急遽難ニ赴キ、能ク其ノ機能ヲ發揮シテ災害ヲ最小限度ニ止ムルニ努メ、以テ國民ヲシテ其ノ堵ニ安ンセシムルコトヲ期スヘシ。

と仰せられて居る、寔に消防の責務や重大である。

往時火災の警戒は可成嚴重に行はれたが、之を行ふものは、消防人にあらずして一般社會人であり、消防人は主として災害の防禦に當るの風であつた、祭禮の際、消防人が出で、警戒に當つた事實はあるが、是は今日に於ける非常警戒の意味ではなく、祭禮の一の景物で、徳川時代よりの遺風に過ぎなかつた。

明治二十七年二月消防組規則の發布により、消防は警察事務の一部であり、消防組は警察の補助機關たることが明確となり、災害の警戒防禦を以て消防組の第一義的任務となし、治安維持を以て其の第二義的任務となすに至つた。

一言にして災害の警戒防禦といふも、仔細に之を觀察すれば一二にして止らないのである。

兵家の要諦は「戦はずして捷つ」にあつて、兵を用ふるは其の最も拙なるものとされて居る、其の如く消防に於ても、災害を未然に防遏することが最も賢明な方法であつて、令旨にも第一に之れが説かれて居る、災害の警戒に就て

は、第二章第六節に於て、災害の豫防に就ては同じく第七節に於て詳説したるを以て、茲に之れを省略するが、消防人のなすべき災害豫防及び警戒行爲としては、1 警火思想の普及徹底、2 火氣取扱場所の巡檢、3 電氣瓦斯の取付検査、4 警邏、5 夜警、6 見張等が挙げられる。

災害の豫防、之れが完全に達成せらるゝならば、消防の目的は達成せられたともいひ得る、何となれば、消防の目的は災害の損害を最小限度に止むるにあつて、災害の豫防警戒によつて災害が完全に防遏せらるれば、損害は零となるが故である、然るに實際に於てはかゝる希望は單なる希望であるに過ぎぬ、近時大都市に於ては建築様式も進歩し、耐火建築其の數を増したとは言へ、今尙其大部分は木造建築であり、一步足を地方に向くれば、屋上制限さへ未だ完全に行はれず、一度火を發すれば飛火の危険あり、加ふるに文化の進歩と社會組織の複雑化とは、火災の原因を益多からしめ、消防人の粉骨碎身の努力も報ひらるゝ能はざるの現状である、茲に於てか消防施設の改善を圖り、訓練に勵み、一旦災害の起るあれば直ちに出勤して防禦に當り、損害を最少限度に止むるに力むるのである。令旨第二段に述べらるゝ處即ち之れである。

災害の防止に出勤し、能く其の全能力を發揮する爲めには、1、地理的調査、2、風土的調査、3、建築物分布調査、4 水利調査、5、調査に基く災害の想定、6、消防機械器具の整備改善、7、救護方策の破立、8 學理の研究、9、技能の練磨等準備が必要である。

災害の防止に當りては、例へば火災に於ては突風といふ伏兵あり、倒潰の危険があり、機に臨み變に應じ、沈着にして果敢なる活動を必要とすると共に、勇往邁進挺身以て難に當るの覺悟がなくてはならぬ。

かくてこそ消防の職任は完ふされ、國民をして其の堵に安んせしむることを得るのである、重大なる哉消防の任務容易ならざる哉消防任務の遂行。

社會の生活を脅威し、産業發達を阻害し、國力を消殄すること甚大なる水火災を警防し、生命財産を擁護し、共存共榮の實を擧げんとする、重大責務を負ふ消防人をして、其の重責を完ふせんため、幾多の苦心と努力とを敢然としてなさしむるは何か、消防精神即ち之れである。

天孫瓊々杵尊天降りましますとき、天照太神の投げ給ひし三種の神器は、我國民性を表象せられたもので、鏡は明朗と嚴正、玉は圓滿と淳情、劍は剛健と果斷を配せられたものである。

代々の天皇、天照太神の此大御心を心とし、國民を導き給ひ、國民亦御教を畏みて之を奉じ、傳統的國民の大精神となり、佛教儒教の傳來によつて益洗練せられ、鎌倉時代に於て武士道を生み、天日暗きことあるが如く、月明盈くすることあるが如く、時に外來思想に惑され、識者の膽を寒からしめたが、國難に會すれば愈其の光を加へ、炳として輝き、開闢以來牢固とし抜けず、自我を捨て、君國の爲に竭し、身命を賭して同胞のために働く、といふ「日本精神」を完成し、凝つては忠となり、孝となり、悌となり、義となり、勇となり、愛となり、其の一度發しては、水火の中を辭することなく、如何なる國難にも屈することなく、行くところ、進む所、何事にも成就せずといふことはないのである。

我國民の誇にして數千年來の傳統たる此日本精神は、語を代へて言へた犠牲的精神であり、隣保の情亦之れより發するのである、消防は即ち美はしく、輝しく、且つ尙ぶべき、犠牲的精神、隣保の情によつて生れたる行爲の一つであつて、或は我家の焼失を顧みず炎々たる猛火と闘ひ、或は妻子眷族を捨て、山なす怒潮や奔流に抗し、寒天月凍る夜、積雪岩石を壓して崩るゝ晨、身を以て警防に當り、災害より大衆の生命を救ひ、財産を護らんとするのである。

尊ひ哉消防。

かゝる尊き消防も、血氣にはやれば粗となり、暴となり、功を争へば狂となり、亂となり、功を誇れば驕となり、傲となり、利に走れば邪となり、非となる。よく心すべきである。

既に述べたる如く、徳川時代の消防も隣保の情仁俠の意氣によつて立つたもので、人足頭悦次郎の如き、永年其の職に盡して功勞多く、よく仲間の喧嘩口論を壓へ、然も家業に精勵して奉行より表彰せられ、今日尙ほ模範消防人として尊重せらるゝものもあるが、消防器具の不備は自然肉彈の消防を必然とし、團體的行動よりも個人的活動が功を奏する場合多く、焼け落ちるまで消口を死守する撓なき元氣、身を挺して難に赴く仁俠の意氣、共に以て範とするに足るとはいへ、火事と喧嘩は付物の如く、江戸火消の物語は喧嘩の物語と化したるは、後人の誇張があるにもせよ、血氣にはやりて粗となり、暴となり、功を争ひて消防の第一義を没却した、其の事實は見逃すことは出来ぬ、船乗りは板子一枚下は地獄であるから氣が荒いといふが、兎角危険多き職務に従事するものは、氣が荒くなる傾向があつて徳川時代の消防人の氣の荒かつたのも、首肯し得られぬことではない、現代消防人は其の採用條件として、素行不良ならざるものたること、が擧げられ、服務規定として粗暴過激の言動をなさざることが明示され、嚴重なる指揮監督の下に置かるゝのであるが、然しそれにしても、自から持すること一層堅固でなくてはならぬ。

義勇奉公は消防組の標語である、而し義勇消防は我國消防の建前である。義勇消防なるが故に消防の尊さは一層大なのである。然るに或る時代には、義勇消防を鼻にかけ驕傲の風つり、又機械器具の手入を怠り、世人に嫌惡せられた地方もあつた、或る市には練習に名を籍りて仰筒自動車を出し、物見遊山に出掛け飲酒して運轉を誤り、自動車を大破した例もある、今日かゝる風は大いに矯正せられ、驕傲の消防人はない筈である。驕傲は消防人に大の禁物である。

利に走つて邪に落ち非を働きたるは、明治時代に、組の經費を補はんとして行はれた例がないでもない、今日消防人の自覺は世人の消防に對する關心を喚起し、一致協力消防の發達に竭すの美風となり、市町村費を以つて消防の經費は支辨せられ、各種の後援機關を生むに至つた、従つて組の經營に消防人の頭を勞することも、比較的少くなつたであらうが、然し兎角足らざるは世の常である、或は己れの得べき手當を積立て機械器具の整備に資し、或は水利の改善に奉仕し、幾多の美談の傳へらるゝ消防人に、利に走るものありとは考へられぬ所ではあるが、利とは金錢にのみ限つた事ではない、名を利するも利である、慎むべきは利である。

消防は犠牲的精神と仁俠の意氣に燃ゆるの士が、隣保の情郷土の愛によつて立ちたるものであるとは、吾人が第一章に於て述べた所であつて、歐米諸國の消防も亦其の例に洩れぬのである、然らば歐米の消防精神と日本の消防精神と同じであるかといふに、左にあらす、我國には我國獨特の消防精神がある。如何にも犠牲的仁俠的意氣に於て又隣保の情郷土の愛に於て、彼我相通する一脈がある、然れども我れに建國三千年傳統の日本魂がある、これこそ彼我消防精神に大なる相違を齎らすものである、前にも述べし如く、日本魂は、畏くも天照太神が三種の神器によりて表現し給へる、我國建國の大精神であつて、爾來數千年鍛へに鍛へ、練りに練つて完成せられたもので、彼等歐米人が如何に研究し、如何に勉勵しても、到底模倣だになし得ざる所である。日本魂は口に之を言ふ能はず、文に之を記す能はず、たゞ我日本人の心から心に傳はるもので、例へば「忠」にしても、漢籍に説く「忠」、英國人の考ふる「忠」は我國の「忠」と大なる相違がある、我國に於ける忠は國憲を重じ、國法に遵ひ、命令に服従し、同僚相敬し、和衷協同し、而して一死君恩に報ずる、これで、犠牲の極致である、如何に説明しても、外國人には之れが通じないのである。

日本魂は、禪の所謂無我に入つて、正しきを行ふにあり、剛にして柔、放膽にして細心、果斷にして思慮深く、進退規矩あり、質實にして卑しからず、坐臥亦端正、他に對しては敬愛あり、紀律あり、禮節を尊び、信義を教くするを本義とするものである、而してそこに我消防精神は生れるのである。

日本魂には、戰場に赴くに簾に梅花を挿す「みやびやか」さがあり、戰場にて敵の残した嬰兒を抱いて進む情がある、我が消防精神にも、其の「みやびやか」さと情との現れがないと、たれが言ひ得るか、これあればこそ、目まぐるしき消防操作の間にあつて、一本一石もあだには破壊せぬのである。

總裁の宮殿下は 令旨の中に、消防精神を具體的に明示し給ふた、曰く

- 一、國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ忠誠報國ヲ以テ各其ノ本分トスベシ。
- 一、犠牲ノ心奉公ノ念ヲ旨トシ、終始ヲ一貫シ、一旦危急ニ際シテハ身ヲ挺シテ難ニ赴キ、其ノ事ニ從フヤ沈着ニシテ機敏、登レテ後己ムノ覺悟アルヲ要ス。
- 一、規律ヲ重ジ、克ク上司ノ指揮命令ニ服従シ、上下同僚ノ間、互ニ相敬愛シ、和衷協同、彼我一體ノ實ヲ擧クルニ努ムヘシ。

一、品性ノ陶冶ニ努メ、廉恥ヲ重シ、禮節ヲ尊ヒ、信義ヲ敦クシ、質實剛健ノ氣風ヲ養ヒ、職務ノ内外ヲ問ハス其ノ言行ハ一ニ模範ノ模範タルヲ期スヘシ。

一、常ニ團體的訓練ヲ怠ルコトナク、學理ヲ研究、技能ノ練磨ニ努メ、以テ不斷ノ向上ヲ期スヘシ。

此綱領こそは消防人の脊々服膺し、遵守して違背すべからざるものであつて、消防精神の實踐は之れによつて生ずるのである。

第三項 消防人の社會的地位

徳川時代に於ては士農工商の階級制度嚴格を極め、勞働者の如きは之を奴隸視し、呼ぶに「人足」の語を以てした。従つて消防人をも亦「火消人足」と稱した。江戸火消人足の中、定火消に属した「ぐわえん」は、今日の支那の傭兵に等しきもので無智、蒙昧、不逞の徒多く、武士氣質の旺盛なりし旗本に指揮されたる關係上、意地と意氣とに於ては他の追隨を許さぬものがあつたが、定火消なることを笠に粗暴の振舞多く、消防精神の持ち合せはなかつた。是定火消が次第に其の活動範圍を、町火消に奪はるゝ原因ともなつたのである。之に反し町火消は隣保の情によつて立ちたるもの丈に、犠牲的精神に富み、意氣に燃え、其の發達するに従つて「火消氣質」を形造り、勇猛果敢にして動作機敏、團結心強くして律義を重ずるに至り、「江戸の華」とまで呼ばれたが、概していへば其の反面に於ては、惡弊陋習も少からず、加ふるに教育普及今日の如くならずして、低劣卑俗の感を脱し得なかつたのである。地方に於ける消防人も、不知不識の間に、江戸の火消氣質となつたのも當然である。

明治維新なりて政治機構は一大變化を來たし、其の過渡期の所産として消防は市町村又は有志に委任され、自治的發達の經路を辿るに及び、徳川時代の火消氣質は極端に發揮され、統制の完からざるに因り、其惡弊も甚しきものがあり、徒黨を組み不逞を働いたものもあつた。故に世人は消防に對し關心を有せざるのみか却つて、これを敬遠するに至つた。

明治二十七年消防組規則發布せられ、消防は警察事務の一部であり、警察の補助機關たることが明確にせらるゝに至つても、因襲の久しきにより、有識階級に屬するものは消防人たることを嫌ひ、止むなくして消防幹部となりても名義のみにて實務に當らず、餘儀なく演習に出づるに、法被を着るを厭ひ前垂掛に尻端折、又は法被の上に羽織を着用するといふ風であつた。然るに消防の發達に伴ひて消防に關する認識も新になり、當局の不斷の指導に消防人の自覺を促し、其の活動の範圍は次第に擴大され、災害の防禦を以て消防の第一義と考へられたるものが、災害の豫防警

戒に重きを置き、各般の消防施設の改善に奉仕し、或は警察の補助機關として治安維持に當るに至り、消防に對する一般世人の關心は喚起され、更に消防人が各般の社會公共の爲め盡瘁するに及びては、有識者階級のものも悦んで消防幹部となり、中には進んで消防手となりて、義勇奉公の誠を致すに至つた。

かゝる間に火消人足なる文字と共に其の觀念も消散し、消防人の社會的地位は向上した。殊に大正年代に於ける當局の活動と、我國經濟界の膨脹とは、消防界の著き發展となり、明治後期に於て一市町村の消防の統一が企圖せられたるに、大正年代には府縣下消防の統一となり、更に全國的統一の議起り、昭和の劈頭に於て大日本消防協會の設立によつて之れが實現を見、更に昭和四年 天皇陛下の御親閲といふ前代未聞の光榮に浴したる消防人は、自ら省みて自己の任務の重大なるを再認識し、隱忍自重涙ぐましいき努力奮闘を重ね、着々として社會的地歩を固め、大正時代の末葉一時輕佻浮薄に陥らんとしたるものも、消防精神の本来に立ち歸り、社會の中堅團體として活躍するに至つた。我國に消防組の制設けられて三百年、社會制度の缺陷と自己の惡弊陋習とにより、社會の下積となり、忍苦久しきものがあつたが、當局の指導訓練宜しきを得たと、自醒自覺による不斷の努力とにより、消防人は今や社會の中堅たるの地位を占むるに至つた。此時に當り大日本消防協會の總裁として 梨本宮守正王殿下を奉戴することを得て、感激一層大なるものあり、總裁宮殿下が令旨の中に

諸子ハ宜シク穩健中正ヲ旨トシ、義勇奉公ノ精神ヲ發揚シ、卒先範ヲ郷閭ニ示シ、以テ國運ノ伸張ニ寄與センコトヲ期セサルヘカラス

と教へ賜ふや、之れを拜したる全國消防人は、愈勉勵此御教示に違背せざらんことを誓ふて居る。

消防人の責務の重且つ大なるは、令旨にも之を述べられて居るが、文化の進歩と社會組織の複雑化とは、更に其の度を加ふるのみならず、曩に述べたる如く、將來の消防は國防に干繋する所大であつて、一度空襲の危險あるに於て

は、消防人は防空作業の中堅となり、一般人の指揮指導に當らざるべからざるの位置にあり、されば消防人たるもの、愈修練を積みて其の地位の向上を圖り、益々消防精神の發揚に努めて、以て其の重責を完ふするの覺悟あるを要するのである。

第二節 現代消防組織

第一項 總 說

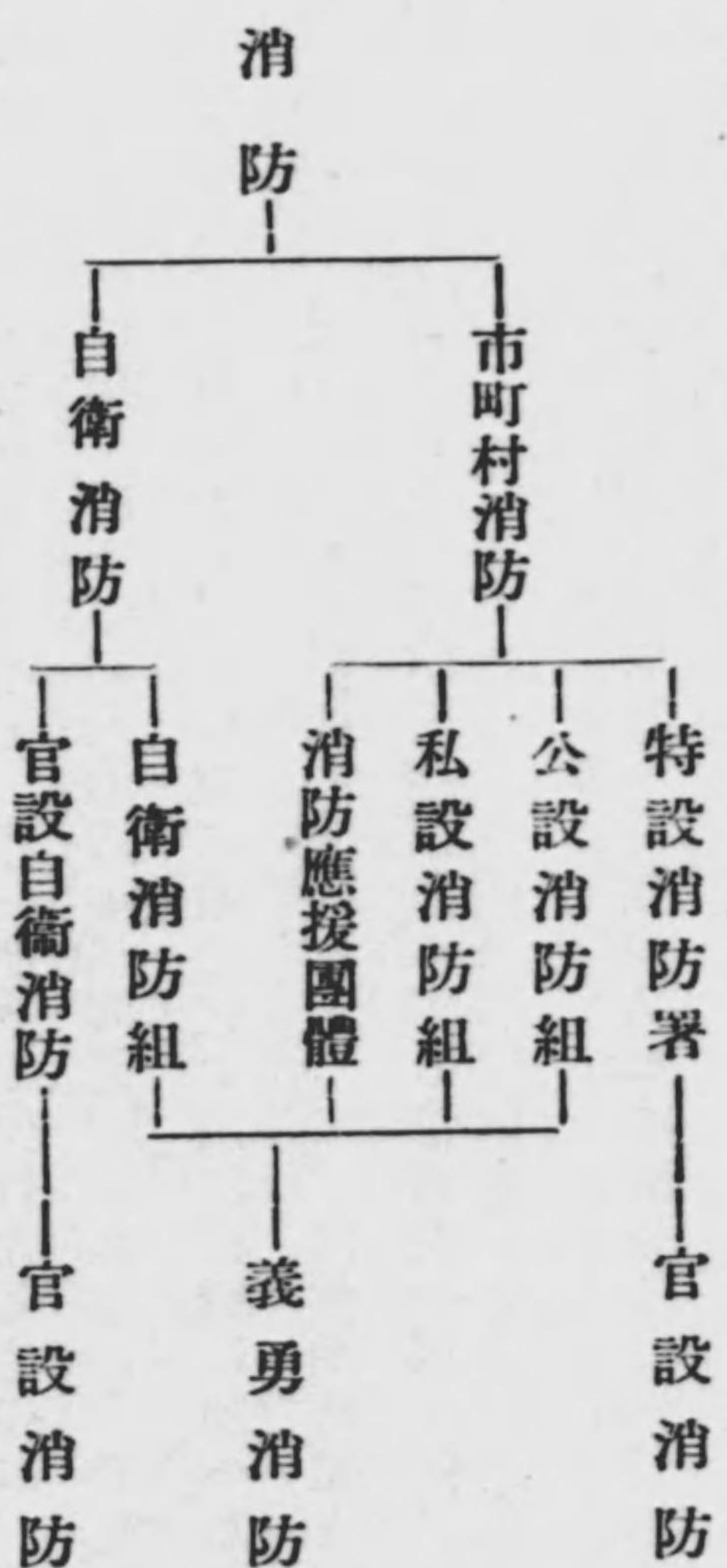
我國現代消防は徳川時代に其の端を發し、明治二十六年までは、自治的で自然地方によりて其の發達の程度異り、同一地方にても所によりて同じからず、各組間に統制なかりしが、明治二十七年二月、消防組規則の發布せらるゝに及んで新時代を劃し、大正時代に入りて著しき發展を遂げ、昭和聖代を迎へては、其の劈頭に於て 天皇陛下御親閲といふ前代未聞の盛儀行はれ、全國的統一其の緒に就き、昭和九年五月長くも 梨本宮殿下を大日本消防協會總裁に戴き奉りて我等の宮様と仰ぎ奉るに至り、更に劃期的發達をなすに至つた。かく幾多の變遷を経來つたが、古き傳統により、現代に於ても義勇消防を以て原則とし、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六大特別都市に、特設消防署なる官設消防もあるも、是とて警察權に屬する消防事務が、消防官吏によつて行はるゝに過ぎず、根本の建前たる義勇消防には變りはないのである。

我が現代消防組は、之を大別して市町村消防組と自衛消防組となし、市町村消防組は、更に之を消防組規則に準據する所謂公設消防組と、消防組規則に準據せざる所謂私設消防組とに別つことが出来る、尤も私設消防組は、公然之れを消防組として取扱ふべきものにあらず、法律的には公設消防組の外に消防組あるべきことなきも、實際に於て

は私設消防組も公設消防組に準じて取扱ひつゝある府縣もあるのである、故に茲にても私設消防組をも消防組として取扱ふのである、依つて前記の區分が生ずる。

市町村には以上の外に消防組の全能力を發揮せしむるため、消防應援團體を組織するものがある、而して其等應援團體中には、消防訓練を受け、消防器具を備へ、消防の第一線に立ちて活動し得るものあり、此れ亦消防組に準じて取扱ふべきである。

自衛消防組には、學校、病院、銀行、會社、商店、工場、等の自衛の爲めにするものと、官公署の自衛のためにするものがある、之れを圖示すれば



右の内地方により人によりては、市町村に存在し市町村の警防に當る私設消防組を、自衛消防に組入れ、消防應援團體をも併せ、稱して私設消防又は自衛消防と呼ぶものもある、此區分は消防組規則を基準とするに因るもので、消防の主たる警防の目的區域によりたるものではなく、前掲の圖示に、消防の主たる警防目的區域によりたるものなる事は一見して明かであらう、又私設消防も市町村又は大字の自衛の爲めに組織せらるゝもので、之れを自衛消防中に組

入るゝを不當なりとはいひ難きも、一般には「私設消防組とは市町村又は大字によつて組織經營されたる消防組規則に準據せざる消防組」と、解されて居るのであるから、其の意味からしても又區域的からしても、自衛消防と區別せらるべきである。

消防應援團體を、消防の一の組織と認むることに就ても議論の存する所であるが、應援團體の中にも消防の應援を主たる目的とし、消防機械器具を有し、消防訓練を受けたるものは、消防組に準し、消防組と同様の取扱を受け居る例尠なくない、例へば東京府下の婦人消防隊が御親閲に参加し、千葉縣下にて少年消防隊が消防組に準する縣の表彰を受けたるが如き、之れである、故に茲に敢て之を消防組織に加へたのである、而して之等を消防組といはず、消防應援團體といふは、其の目的が消防組の應援にあつて、自然消防組と其の趣を異にするが故である、但消防應援團體であつても、其の主なる目的が消防應援にあらざる帝國在郷軍人會、青年團、等は、之れを消防組織として擧ぐべきではない。

以上の消防組織の中、特設消防署及び公設消防組は法令によつて其の組織が定められ、私設消防組及び消防應援團體は範を公設消防組に採るもの多きも、組織は區々にして一定せず、一々に之れを述ぶる能はず、且つ應援團體に關しては第二章第八節に於て既に其の大體を述べ、後ちに各府縣別に詳述するを以て、茲に之れを省略し、特設消防署公設消防組及び私設消防組の大體の組織を述べん。

第二項 特設消防署

特設消防署とは特定の都市の水火災警防のため、國の經費を以て其の都市に設けられたる消防官者であつて、初めは東京市のみに限られたが、明治四十二年七月大阪市北區の大火により、大阪市にも東京市に於けると同様、特別の

消防制度を設置するの必要あるを認め、明治四十三年三月勅令第二百二十八號を以て、「大阪市消防規程」が發布せられ更に大正七年二月勅令第十八號を以て其の大部分が改正せられ、翌大正八年七月勅令第三百五十號を以て「特設消防署規程」が發布せられて「大阪市消防規程」は廢止せられ、新に大阪、京都、横濱、神戸、名古屋の五市に消防署が置かれ、東京を合せて六大都市に特設消防署規程が施行せらるゝに至つた、其の後各地方都市の發展に伴ひ、大正十一年十二月二十日、當時人口十萬以上の都市を有する一道三府十一縣消防主任會議席上に於て、人口十萬以上を有する都市に消防署を設置するの議か論ぜられた事あるも、遂に實施に至らずして止み、昨昭和九年の函館市の大火に刺戟されて再燃し、内務省にても省議としては、之れに要する費用二十萬圓も異論なく、警保局にて鋭意調査中であると傳へられ、近き將來實現されるであらう。

特設消防署は東京市にあるものは警視總監、其の他は各府縣知事の掌る所で、警視廳管下にては消防部長、大阪府及兵庫縣にては專任警視、其の他は警察部長直接之が指揮監督の任に當るの規定であり、大阪府兵庫縣には專任警視と消防課を置き、京都、神奈川、愛知の府縣にては、警察部勤務の警視又は警部をして專任警視の職務を行はしめ、實務は保安課にて之を採り、保安課に兼任消防士を勤務せしめ、管下消防との連絡統一を司らしめつゝあるのである之れ特設消防署の管轄區域を特定の市に限りたる結果、同一府縣の警察部として、特設消防署を設置せる市のみ發動する權限と、其の他の市及び郡部に發動する權限との二様式があつて、同一縣下の消防事務を完全に統一し得ざる特別消防署規程の缺點に備へ、消防事務が縣知事によつて統轄せらるべき原則を完全に運用せんがためである。

特設消防署は、之れを設置する都市の状況により、一署に止むることあり、數署を置くことあり、又本署の外に分署を置き、或は本署又は分署の出張所を設くることあり、若し市民又は團體よりの請願あれば、請願出張所をも設くるのである。